



ゼロ北ハンドブック

北海道内 地域脱炭素関連補助施策集

令和7年度
〈第3版〉

令和7年10月

はじめに

2020年10月、我が国は2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言しました。以来、日本国内では加速度的に脱炭素への機運が高まり、地方自治体や地域の民間事業者に寄せられる脱炭素の取組に関する社会的要請も高度化・複雑化しております。

本冊子は、地域脱炭素に取り組もうとする地方自治体、民間事業者の皆様に向けて、令和7年度の国や北海道の支援施策等を1冊にまとめたものです。ゼロカーボン北海道タスクフォース・地方支分部局レベル会合を構成する7つの地方支分部局に北海道を加え、各機関の支援施策等を掲載しております。

なお、編集時期の都合上、一部の補助施策は令和6年度の補助施策を参考として掲載しております。

このような施策集は府省庁ごとに作成されることが一般的ですが、1冊にまとまつていないため類似した支援策の横の関連性を体系的に理解することが難しく、構成・デザインもバラバラであることから、読み手側にとって労力がかかるものとなっていました。「ゼロ北ハンドブック」は、こうした課題の克服を目指した支援施策集です。

改善等の御提案がございましたら、本冊子の巻末に掲載の御連絡先まで、御意見いただければと思います。今後も改訂版を発刊していく予定ですので、その際の参考にさせていただきます。

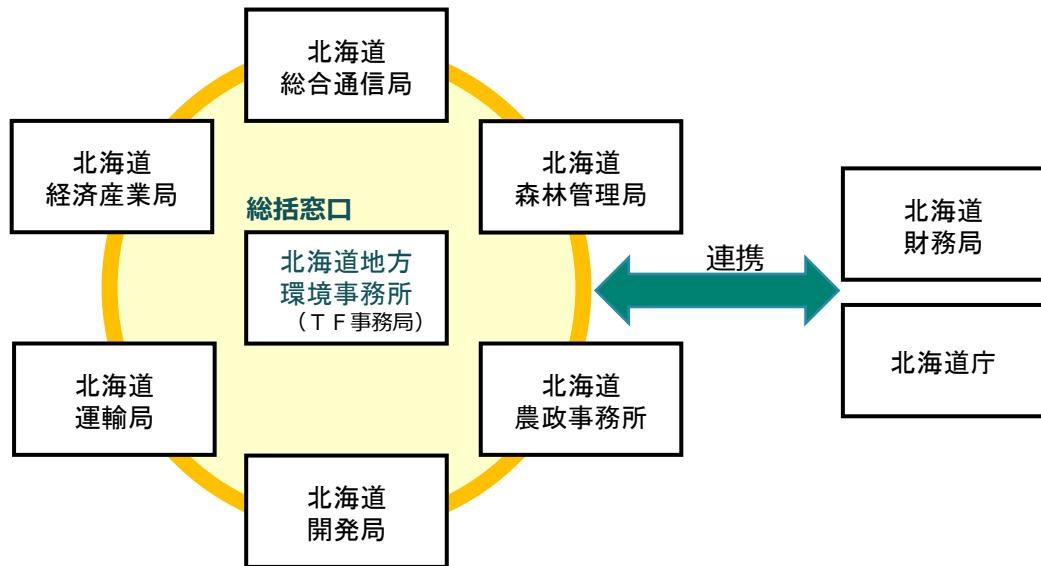
「地域活性化をカーボンニュートラルで」、この1冊が2050年カーボンニュートラルへ歩む皆様の一助となりましたら、嬉しく思います。

令和7年3月
ゼロカーボン北海道タスクフォース
地方支分部局レベル会合

● ゼロカーボン北海道タスクフォースとは…

今後全国で展開される地域脱炭素の取組の先導役となることが期待される北海道地域を支援する体制として令和3年8月4日に設置された各省庁の連携組織です。

「ゼロカーボン北海道」タスクフォース・地方支分部局レベル会合は、省庁の出先機関である7つの「地方支分部局」（北海道総合通信局、北海道農政事務所、北海道森林管理局、北海道経済産業局、北海道開発局、北海道運輸局、北海道地方環境事務所）で構成され、オブザーバーとして北海道財務局、北海道が参画しています。



本タスクフォースの地方支分部局レベル会合は、北海道地域における脱炭素の取組に関して、地方支分部局が連携し、各地域の強み・課題・ニーズを丁寧に吸い上げ、地域を機動的に支援する役割を果たすことが求められています。「ゼロ北ハンドブック」も、こうした支援策の1つです。

● ゼロカーボン北海道とは…

近年、世界各地で異常気象による災害が発生し、道内においても激しい雨が降る頻度が増加するなど、気候変動の影響が顕在化しています。

国内外では、温室効果ガスの排出量と吸収量の均衡をめざす「脱炭素化」の動きが加速しており、道としても、気候変動問題に長期的な視点で取り組むため、2020年3月、「2050年までに温室効果ガス排出量の実質ゼロをめざす」ことを表明しました。

北海道が有する豊かな自然や地域資源を利用した再生可能エネルギーと広大な森林などの吸収源の最大限の活用により、脱炭素化と経済の活性化や持続可能な地域づくりを同時に進めます。

道民一人ひとりが意識を変え、自ら責任を持って行動することにより、2050年までに、温室効果ガス排出量と森林等による吸収量のバランスが取れ、環境と経済・社会が調和しながら成長を続ける北の大地「ゼロカーボン北海道」を実現します。

目 次

番号	事業名	番号	事業名
01	地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業のうち 地域の再エネ目標と意欲的な脱炭素の取組の検討による計画策定支援	24	民間企業等による再エネの導入及び地域共生加速化事業のうち 地域共生型の太陽光発電設備の導入促進事業
02	人材育成支援事業	25	民間企業等による再エネの導入及び地域共生加速化事業のうち 建物等における太陽光発電の新たな設置手法活用事業
03	地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業のうち 再エネ促進区域の設定等に向けたゾーニング支援	26	民間企業等による再エネの導入及び地域共生加速化事業のうち 窓、壁等と一緒にした太陽光発電の導入加速化支援事業
04	新エネルギーコーディネート支援事業	27	民間企業等による再エネの導入及び地域共生加速化事業のうち 地域における脱炭素化先行モデル創出事業
05	地域新エネルギー導入加速化調査支援事業	28	太陽光発電及び蓄電池システム共同購入事業
06	新エネルギー設計支援事業	29	Scope3排出量削減のための企業間連携による省CO2設備投資促進事業
07	新エネルギー設備導入支援事業	30	地熱発電の資源量調査・理解促進事業費補助金
08	ゼロカーボン・イノベーション導入支援事業	31	地熱資源利用促進事業（地熱井等調査補助）
09	ゼロカーボン・ビレッジ構築支援事業（計画策定）	32	地熱井掘削支援事業
10	ゼロカーボン・ビレッジ構築支援事業（導入支援）	33	地熱資源利用促進事業（アドバイザー派遣）
11	ゼロカーボン・モビリティ導入支援事業	34	水力発電の導入加速化補助金のうち 初期調査等支援事業（水力発電事業性評価事業等）
12	省エネルギー導入促進支援事業（初期段階・計画段階支援）	35	産業活動等の抜本的な脱炭素化に向けた水素社会モデル構築実証事業
13	省エネルギー導入促進支援事業（導入段階支援）	36	地域における再エネ等由来水素利活用促進事業のうち 再エネ等由来水素を活用した自立・分散型エネルギー・システム構築事業
14	地域づくり総合交付金（省エネルギー・新エネルギー振興事業）	37	地域における再エネ等由来水素利活用促進事業のうち 地域再エネ水素ステーション保守点検等支援事業
15	地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業のうち 官民連携で行う地域再エネ事業の実施・運営体制構築支援及び事業の多角化支援	38	災害時の強靭性向上に資する天然ガス利用設備導入支援事業費補助金
16	地域脱炭素移行・再エネ推進交付金、特定地域脱炭素移行加速化交付金	39	再生可能エネルギー導入拡大に向けた 系統用蓄電池等の電力貯蔵システム導入支援事業
17	地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共施設への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業	40	家庭・業務産業用蓄電システム導入支援事業
18	地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業のうち 再エネ促進区域等における地域共生型再エネ設備導入調査支援	41	デイマンドリポンスの拡大に向けたIoT化推進事業
19	地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業のうち 公共施設等への太陽光発電設備などの導入調査支援	42	コールドチェーンを支える冷凍冷蔵機器の脱フロン・脱炭素化推進事業
20	ペロブスカイト太陽電池の社会実装モデルの創出に向けた導入支援事業	43	脱炭素社会の構築に向けたESGリース促進事業
21	民間企業等による再エネの導入及び地域共生加速化事業のうち 再エネ熱利用・工場廃熱利用等の価格低減促進事業	44	都市再生整備計画事業
22	民間企業等による再エネの導入及び地域共生加速化事業のうち ストレージパリティの達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業	45	都市・地域交通戦略推進事業
23	需要家主導型太陽光発電及び 再生可能エネルギー電源併設型蓄電池導入支援事業	46	都市公園・緑地等事業（社会資本整備総合交付金）

目 次

番号	事業名	番号	事業名
47	都市構造再編集中支援事業	70	給湯省エネ事業のうち 高効率給湯器導入促進による家庭部門の省エネルギー推進事業費補助金
48	まちなかウォーカブル推進事業	71	給湯省エネ事業のうち 既存賃貸集合住宅用小型省エネルギー型給湯器導入促進事業費補助金
49	国際競争拠点都市整備事業（国際競争業務継続拠点整備事業）	72	既存住宅の断熱リフォーム支援事業
50	民間企業等による再エネの導入及び地域共生加速化事業のうち 新手法による建物間融通モデル創出事業	73	集合住宅の省CO2化促進事業
51	国土交通省スマートシティ実装化支援事業	74	クリーンエネルギー自動車導入促進補助金
52	グリーンインフラ活用型都市構築支援事業	75	環境配慮型先進トラック・バス導入加速事業
53	民間企業等による再エネの導入及び地域共生加速化事業のうち 離島の脱炭素化等推進事業	76	商用車の電動化促進事業
54	民間企業等による再エネの導入及び地域共生加速化事業のうち 浮体式洋上風力導入と地域ビジネス促進事業	77	クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた 充電・充てんインフラ等導入促進補助金
55	住まいのゼロカーボン化推進事業	78	地域の公共交通×脱炭素化移行促進事業のうち クリーンスロー・モビリティの導入促進事業
56	業務用建築物の脱炭素改修加速化事業のうち 業務用建築物の脱炭素改修加速化支援事業	79	地域の公共交通×脱炭素化移行促進事業のうち 交通システムの省CO2化に向けた設備整備事業
57	業務用建築物の脱炭素改修加速化事業のうち 業務用建築物の脱炭素改修先進モデル導入事業	80	交通混雑緩和が期待される道路整備（社会資本整備総合交付金）
58	DOゼロカーボン建築サポートセンター	81	自転車通行空間整備（防災・安全交付金）
59	住宅・建築物省エネ改修推進事業	82	共創・MaaS実証プロジェクト（共創モデル実証運行事業）
60	住宅・建築物需給一体型等省エネルギー投資促進事業	83	MaaSの実装に向けた基盤整備事業
61	建築物等のZEB化・省CO2化普及加速事業のうち ZEB普及促進に向けた省エネルギー建築物支援事業	84	モーダルシフト等推進事業
62	建築物等のZEB化・省CO2化普及加速事業のうち LCCO2削減型の先導的な新築ZEB支援事業	85	建築物等のZEB化・省CO2化普及加速事業のうち サステナブル倉庫モデル促進事業
63	建築物等のZEB化・省CO2化普及加速事業のうち 省CO2化と災害・熱中症対策を同時実現する施設改修等支援事業	86	物流脱炭素化促進事業
64	戸建住宅ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）化等支援事業	87	運輸部門の脱炭素化に向けた先進的システム社会実装促進事業のうち 先端技術・システム等を活用した商用車の電動化促進事業
65	脱炭素志向型住宅の導入支援事業	88	運輸部門の脱炭素化に向けた先進的システム社会実装促進事業のうち 車両の電動化を支えるバッテリーのリユース・リサイクル促進事業
66	環境・ストック活用推進事業のうち サステナブル建築物等先導事業（省CO2先導型）	89	運輸部門の脱炭素化に向けた先進的システム社会実装促進事業のうち 運輸部門の脱炭素化に向けた次世代型物流促進事業
67	住宅・建築物カーボンニュートラル総合推進事業のうち 優良木造建築物等整備推進事業	90	運輸部門の脱炭素化に向けた先進的システム社会実装促進事業のうち 農業機械の電動化促進事業
68	子育てグリーン住宅支援事業	91	みどりの食料システム戦略推進交付金のうち 地域循環型エネルギー・システム構築
69	先進的窓リペ事業のうち 断熱窓への改修促進等による住宅の省エネ・省CO2加速化支援事業	92	農業農村整備事業

目 次

番号	事業名	番号	事業名
93	農山漁村地域整備交付金	116	脱炭素技術等による工場・事業場の省CO2化加速事業（SHIFT事業）
94	環境保全型農業直接支払交付金	117	エネルギー利用最適化診断事業・情報提供事業
95	多面的機能支払交付金	118	中小企業等に向けた省エネルギー診断拡充事業 及び 地域エネルギー利用最適化取組支援事業
96	飼料生産基盤立脚型酪農・肉用牛産地支援事業のうち 飼料の有機栽培	119	省エネ・非化石転換補助金
97	みどりの食料システム戦略推進交付金のうち 有機農業拠点創出・拡大加速化事業	120	廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏構築促進事業
98	みどりの食料システム戦略推進交付金のうち グリーンな栽培体系加速化事業	121	地域共生型廃棄物発電等導入促進事業のうち 地域の廃棄物を活用した地域エネルギー創出事業
99	みどりの食料システム戦略推進交付金のうち 環境負荷低減活動定着サポート	122	地域共生型廃棄物発電等導入促進事業のうち PCBに汚染された変圧器等の高効率化によるCO2削減推進事業
100	みどりの食料システム戦略推進交付金のうち 有機転換推進事業	123	浄化槽システムの脱炭素化推進事業
101	みどりの食料システム戦略推進交付金のうち SDGs対応型施設園芸確立	124	プラスチック資源・金属資源等のバリューチェーン脱炭素化のための 高度化設備導入等促進事業
102	強い農業づくり総合支援交付金	125	先進的な資源循環投資促進事業のうち CO2排出削減が困難な産業の排出削減貢献事業
103	産地生産基盤パワーアップ事業のうち 収益性向上対策、生産基盤強化対策	126	循環資源利用促進設備整備費補助金
104	国内肥料資源利用拡大対策事業	127	脱炭素型循環経済システム構築促進事業のうち プラスチック等資源循環システム構築実証事業
105	みどりの食料システム戦略推進総合対策のうち 有機農業推進総合対策事業	128	リサイクル技術研究開発補助金
106	みどりの食料システム戦略推進交付金のうち みどりの事業活動を支える体制整備	129	脱炭素型循環経済システム構築促進事業のうち 国内資源循環体制構築に向けた再エネ関連製品及びベース素材の全体最適化実証事業
107	みどりの食料システム戦略推進交付金のうち バイオマスの地産地消	130	リサイクル産業創出事業費補助金
108	農林漁業を核とした循環経済先導地域づくり	131	北海道リサイクル製品認定支援事業費補助事業
109	みどりの食料システム戦略推進総合対策のうち 地域資源活用展開支援事業	132	先進的な資源循環投資促進事業のうち 革新的GX製品向け高品質再製品供給事業
110	みどりの食料システム戦略推進総合対策のうち 食料システム全体での環境負荷低減に向けた行動変容促進	133	民間企業等による再エネの導入及び地域共生加速化事業のうち データセンターのゼロエミッション化・レジリエンス強化促進事業
111	みどりの食料システム戦略緊急対策のうち 農業生産におけるプラスチック排出抑制対策事業	134	建築物等のZEB化・省CO2化普及加速事業のうち 水インフラにおける脱炭素化推進事業
112	森林整備事業＜公共＞	135	下水道脱炭素化推進事業（下水道事業費補助）
113	森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策	136	北海道企業局ダム周辺地域活動支援事業
114	林業・木材産業国際競争力強化総合対策＜一部公共＞	137	産業車両等の脱炭素化促進事業のうち 空港における脱炭素化促進事業
115	地域の魅力を活かした観光地づくり推進事業	138	産業車両等の脱炭素化促進事業のうち 港湾における脱炭素化促進事業

目 次

番号	事業名	番号	事業名
139	産業車両等の脱炭素化促進事業のうち 海事分野における脱炭素化促進事業	153	カーボンニュートラルに向けた投資促進税制
140	産業車両等の脱炭素化促進事業のうち フォークリフトの燃料電池化促進事業	154	金融機関を通じたバリューチェーン脱炭素化推進のための利子補給事業
141	ゼロエミッション船等の建造促進事業	155	中小企業総合振興資金
142	建築物等のZEB化・省CO2化普及加速事業のうち 国立公園利用施設の脱炭素化推進支援事業	156	メザニン支援事業
143	国立公園満喫プロジェクト等推進事業 国立公園利用拠点滞在環境等上質化事業	157	「デコ活」(脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動)推進事業
144	豊かな森づくり推進事業	158	高度無線環境整備推進事業
145	水産基盤整備事業	159	道内炭層エネルギー等利活用促進事業
146	地域共創・セクター横断型カーボンニュートラル技術開発・実証事業	160	脱炭素移行に向けた二国間クレジット制度（JCM）促進事業のうち 二国間クレジット制度（JCM）資金支援事業（設備補助事業等）
147	革新的な省CO2型環境衛生技術等の実用化加速のための実証事業	161	グリーンファイナンスの普及・拡大促進事業
148	ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金	162	データセンター等の地方分散によるデジタルインフラ強靭化事業
149	環境・エネルギー産業総合支援事業（開発支援事業）補助金	163	温泉熱有効活用に向けたコンシエルジュ事業
150	成長型中小企業等研究開発支援事業（Go-Tech事業）		
151	中小企業競争力強化促進事業		
152	地域新エネルギー導入アドバイザー制度		

ページ

巻末 ゼロカーボン北海道の取組	97
ゼロ北テラス	100
ゼロ北メリス	101
御意見・お問合せ先	101

検索

1	脱炭素に関する計画を策定したい！
1 – 1	地域の脱炭素に関する計画
1 – 2	ゾーニング支援
1 – 3	再エネ・省エネ導入

2	脱炭素に関する調査・検討をしたい！
2 – 1	再エネ・省エネ導入に関する調査・設計
2 – 2	マイクログリッド構築の調査
2 – 3	地域新電力立上げの検討
2 – 4	エネルギー利用の最適化の診断

※ 019 ...公共施設への太陽光導入

※ 030 031 ...地熱

※ 034 ...水力

※ 091 ...農業型太陽光発電、未利用エネルギー

検索

3	再エネ・省エネ等の設備を導入・検討したい！					
※ 住宅・ビルへの設備導入については5もご覧ください！						
3-1 再エネ電気・熱全般						007 008 011 014 016 017 021 086
3-2 太陽光（熱も含む）						019 020 022 023 024 025 026 028 050 055
3-3 風力						054 ※3-1をご覧ください
3-4 バイオマス（熱も含む）						027 107 113
3-5 地熱・地中熱・温泉熱等						009 010 021 027 030 031 032 033 163
3-6 水力・小水力						034 092 093
3-7 天然ガス・燃料転換・コジェネレーション						017 038
3-8 水素						035 036 039
3-9 蓄電池・EMS・送電線						011 017 022 023 039 040 050 055 086
3-10 熱供給						021 027
3-11 充放電設備						011 076 077 086
3-12 省エネ設備						007 013 017 029 042 043 063 116 119
3-13 マイクログリッド導入						010
3-14 デマンドリスポンス対応						039 ~ 041

※ 076 077 ...車両の充放電設備

※ 086 ...物流施設に限る

※ 116 119 ...工場、事業場に限る

検索

4	まちづくりで脱炭素を実現したい！	
4-1	脱炭素やレジリエンスにつながるまちづくり	044 045 047 048
4-2	緑地の整備	046 052
4-3	エネルギー面的ネットワークの整備	049
4-4	スマートシティの実装	051
4-5	離島の脱炭素	053 054

5	建物を脱炭素化したい！	
5-1	建物の省エネ改修、省CO2機器の導入	055 056 057 059 063 065 068 069 070 071 072 073
5-2	建築に関する人材支援	058
5-3	ZEB・ZEH化	060 061 062 064 073
5-4	サステナブルな建築プロジェクトの支援	066
5-5	木造建築の整備	067

※建物の省エネ診断... 059

※ 068 ~ 071 ...住宅省エネキャンペーン
<https://jutaku-shoene2025.mlit.go.jp/>

※ 068 ...子育て世代向け

検索

6	交通・物流を脱炭素化したい！	
6-1	車両の脱炭素化	011 074 075 076 086 137 140
6-2	水素ステーションの整備	037 077
6-3	公共交通機関の脱炭素化	078 079
6-4	交通・道路整備による脱炭素化	080 081
6-5	AI・デジタル・MaaS	082 083
6-6	物流システムの脱炭素化	084 085 086
6-7	港湾・船舶・海事の脱炭素化	138 139 140 141
6-8	運輸の脱炭素化	087 088 089
7	農林水産業を脱炭素化したい！	
7-1	農業・酪農・園芸の環境負荷軽減	094 095 098 099 101 111
7-2	脱炭素に資する施設や設備の導入	090 091 102 103 106 108
7-3	堆肥活用、有機農業、バイオマス	096 097 098 100 104 105 107 109
7-4	食料システム全体の行動変容	110
7-5	林業の脱炭素化	112 113 114
8	観光を脱炭素化したい！	115 142 143

検索

9	施設ごとに脱炭素化を検討したい！	
9-1	公共施設、公営住宅	017 019
9-2	事業所・工場	116 ~ 119
9-3	廃棄物処理、リサイクル施設	120 ~ 132
9-4	データセンター	133 162
9-5	上下水道・ダム	134 ~ 136
9-6	空港・港湾	137 138 145
9-7	国立公園	142 143
10	吸収源対策を実施したい！	
10-1	森林、緑地	144
10-2	ブルーカーボン	145
11	実証・開発・研究をしたい！	146 ~ 151
12	人材育成・人材支援	002 012 033 151 152 163
13	金融で脱炭素を進めたい！	153 ~ 156 161
14	普及啓発をしたい！	157
15	その他	158 ~ 160 162

施策紹介

事業内容

地域のCO₂削減目標や再エネポテンシャル等を踏まえた再エネ目標、目標達成に必要となる意欲的な脱炭素の取組、施策の実施方法や体制構築等の検討に関する調査等を支援するとともに、これらを踏まえた計画策定を支援する。

補助対象物

2050年までの再生可能エネルギーの導入目標や計画策定、合意形成

補助率 3/4、2/3（上限800万円）

補助対象者 地方公共団体

特筆すべき要件等

- ・2050年の脱炭素社会を見据えた目標策定であること
- ・事業実施後2年以内に検討結果を地方公共団体実行計画（区域施策編）に反映されること。

問い合わせ先

環境省 大臣官房地域脱炭素政策調整担当参事官室 03-5521-9109
北海道地方環境事務所 地域脱炭素創生室 011-299-2460

2050年カーボンニュートラル実現のために
市町村内再生可能エネルギーの導入目標設定



人材育成支援事業

事業内容

- ①市町村の進捗状況に合わせた研修等による支援

区域施策編策定に向けた研修や庁内勉強会等の実施により、地域脱炭素を構築するための具体的な手法、実効性の高い施策検討を目指す

- ②ゼロカーボン塾（地域脱炭素専門人材育成支援事業）

地域脱炭素に関する「総論を学ぶ勉強会」、「テーマ別勉強会」、「先進地視察」などの研修を実施。市町村職員の脱炭素事業を推進するために必要な政策形成力や地域協働力の育成を図るとともに、市町村間でのノウハウの共有や相互支援につながるネットワークの形成を図る。

補助対象者

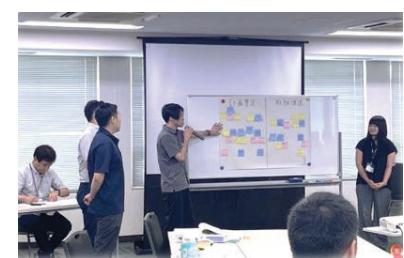
- ①②共に、市町村職員

特筆すべき要件等

- ①②共に、まちづくり全般に関わる事業のため、ゼロカーボン担当職員のみならず、企画分野、商工分野など幅広い職員の参加を推奨

問い合わせ先

北海道 経済部 GX推進局 GX推進課
地域脱炭素係 011-204-5190



【区域施策編研修】



【ゼロカーボン塾（先進地視察）】

事業内容

再エネ促進区域の設定等に向けたゾーニング等の取組（地域の特性に応じた適正な環境配慮に係る情報収集、自然環境等調査、マップ作成）を支援する。



補助対象物

再生可能エネルギー（風力・太陽光等）の円滑な導入のため、促進エリアのゾーニング（エリア設定）、合意形成

補助率 3/4（上限2,500万円）

補助対象者 地方公共団体

特筆すべき要件等

- ・取りまとめられた報告書は事業完了から3か月以内に公表すること
- ・事業完了後2年以内に検討結果を地方公共団体実行計画（区域施策編）に反映させること
- ・検討結果を地球温暖化対策法に基づく都道府県基準や促進区域等に反映されること

問い合わせ先

環境省 大臣官房地域脱炭素政策調整担当参事官室 03-5521-9109
北海道地方環境事務所 地域脱炭素創生室 011-299-2460



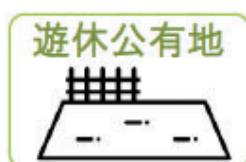
新エネルギーコーディネート支援事業

事業内容

地域が主体となって行う新エネルギー導入等に対して、コーディネーターによる事業計画の策定や設備導入に向けた事業化の検討などを支援する。

特筆すべき要件等

市町村の意向を確認調査した上で、支援を実施。



コーディネート支援

- ①情報提供支援
- ②検討支援



新エネルギーを
活用した
ゼロカーボンの
実現

問い合わせ先

北海道 経済部 GX推進局 GX推進課
新エネルギー係 011-204-5319

事業内容

市町村等が取り組む、新エネルギー・ビジョン等に基づく新エネルギー設備の導入を前提とした事業実施可能性調査（FS調査）等を支援する。

補助対象物

新エネルギー設備導入を前提とした事業実施可能性調査（FS調査）等

補助率

1/2以内（上限300万円）※委託費の場合1/3以内

補助対象者

地方公共団体又は地方公共団体と企業等とのコンソーシアム

問い合わせ先

北海道 経済部 GX推進局 GX推進課
新エネルギー係 011-204-5319

新エネルギー設計支援事業

事業内容

脱炭素化に向けて、新エネルギー導入を進める市町村等の取組を加速化するため、新エネルギー設備の導入に向けた設計や、それに合わせて行う新エネ設備の導入効果を増大させる省エネ設備導入に向けた設計に対し支援する。

補助対象物

新エネ設備の導入を前提とした設計又は設計に要する調査事業
新エネ設備の導入に合わせて行う新エネ設備導入の効果を増大させる省エネ設備導入に向けた設計
又は設計に要する調査事業

補助率

1/2以内（上限500万円）

補助対象者

地方公共団体又は地方公共団体と企業等とのコンソーシアム

特筆すべき要件等

既存設備を含めたエネルギー消費量について、設備導入前と比較して
年率10%以上の削減が見込まれる設計等であること

問い合わせ先

北海道 経済部 GX推進局 GX推進課
新エネルギー係 011-204-5319

新エネルギー設備導入支援事業

事業內容

脱炭素化に向けて、地域経済の活性化や地域振興などへの波及効果の高い新エネ利用に関する設備導入や、合わせて行う新エネ設備導入の効果を増大させる省エネ設備の導入を支援する。

補助対象物

地域経済の活性化等への波及効果の高い新エネルギー設備導入や、あわせて行う新エネルギー設備導入の効果を増大させる省エネルギー設備導入

補助率

1/2以内（上限5,000万円）

補助対象者

地方公共団体又は地方公共団体と企業等とのコンソーシアム
民間企業単独又は複数企業によるコンソーシアム（※公共性の
高い取組に限定。）

特筆すべき要件等

モデル事業の成果を活用した取組については、事業期間は
最長2か年度（補助額は最大2か年1億円）
省エネの導入を伴う場合は、新エネ導入経費を下回ること

問い合わせ先

北海道 経済部 GX推進局 GX推進課
新エネルギー係 011-204-5319



木質バイオマスバイラー（コンテナ型）外観



木質バイオマスバイラー（コンテナ型）内部

ゼロカーボン・イノベーション導入支援事業

事業內容

地域のエネルギー資源を、低成本で使いやすい形態に変換する新技術など新エネルギーの先進的技術等の導入を支援する。

補助対象物

実用化目前の新エネルギーに係る先端技術を北海道の地域特性にあわせ最適化して実装する取組に要する設計や設備導入等

補助率

2/3以内（補助額は最大3か年2億円）

補助対象者

地方公共団体と企業、大学等とのコンソーシアム

特筆すべき要件等

事業期間：複数年度とし、最長3か年度

問い合わせ先

北海道 経済部 GX推進局 GX推進課
新エネルギー係 011-204-5319



事業内容

①地域マイクログリッド構築

平時は系統電源と再エネ電源を組み合わせ有効活用し、災害等の大規模停電時には系統から独立したグリッドで自立的に電力供給可能なエネルギー・システムの導入を支援する。

②熱エネルギーの面的利用

温泉熱や地熱のエネルギー・プラントから熱導管を通じて地域の複数の需要家に熱を供給することで一定のエリア内で効率的に熱利用を支援する。

補助対象物

地域マイクログリッド構築や熱の面的利用などに要する可能性調査、検討会開催等

補助率

1/2以内（上限500万円）

補助対象者

地方公共団体又は地方公共団体と企業等とのコンソーシアム

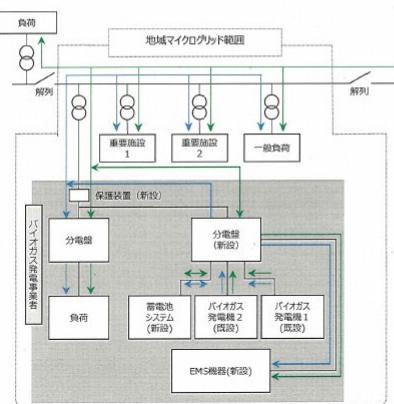
■ 地域マイクログリッド構築するシステム詳細

【要旨】

- 非常時の電源供給に既設のバイオガスプラントのバイオガス発電機（平常時は全量売電）を活用する
- 非常時の需要変動対応、既設バイオガス発電機のブラックスタートのために、蓄電池システムを新規導入する
- 非常時のマイクログリッドの需給調整、平常時の蓄電池の経済運用のためにEMSを新規導入する
- 非常時の系統保護のために、保護装置を新規導入する

・マイクログリッドを構成する設備の概要

設備名	新設既設	仕様等
バイオガス発電機	既設	300kW又は450kW 全量FIT売電
蓄電池システム	新設	500kW 1,000kWh~2,000kWh
EMS機器	新設	需給調整
保護装置	新設	非常時の系統保護用



緑字：平常時の電力の流れ
青字：非常時の電力の流れ

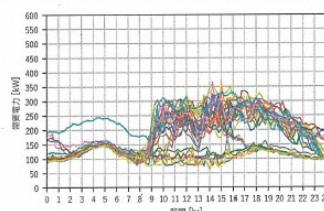
■ 地域マイクログリッドのエネルギー調整管理詳細

【要旨】

- バイオガス発電機をベースロード電源として使用する
- 蓄電池システムにより発電機出力と需要との差を補償する
- EMSによりバイオガス発電機と蓄電池システムの制御を行う



■ 平常時における需給調整シミュレーション（イメージ）



必要な蓄電池システムの出力、容量をシミュレーションにより算出し、妥当性を検証する。不足する場合は、供給エリアの変更等で調整を行なう。

問い合わせ先

北海道 経済部 GX推進局 GX推進課 新エネルギー係 011-204-5319

事業内容

① 地域マイクログリッド構築

平時は系統電源と再エネ電源を組み合わせ有効活用し、災害等の大規模停電時には系統から独立したグリッドで自立的に電力供給可能なエネルギー・システムの導入を支援する。

② 熱エネルギーの面的利用

温泉熱や地熱のエネルギー・プラントから熱導管を通じて地域の複数の需要家に熱を供給することで一定のエリア内で効率的に熱利用を支援する。

補助対象物 地域マイクログリッド構築や熱の面的利用などに要する新エネルギー発電設備の導入等

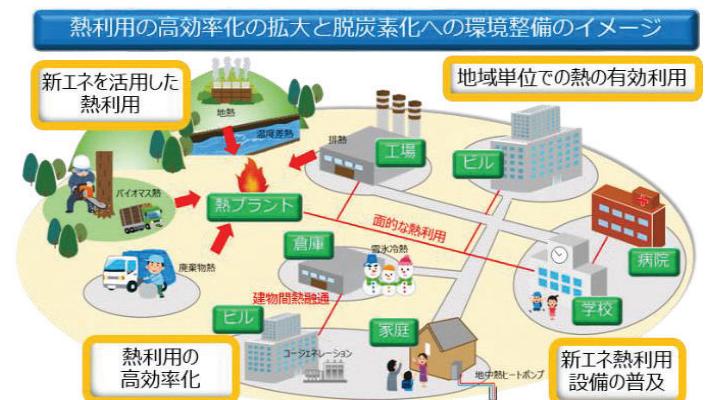
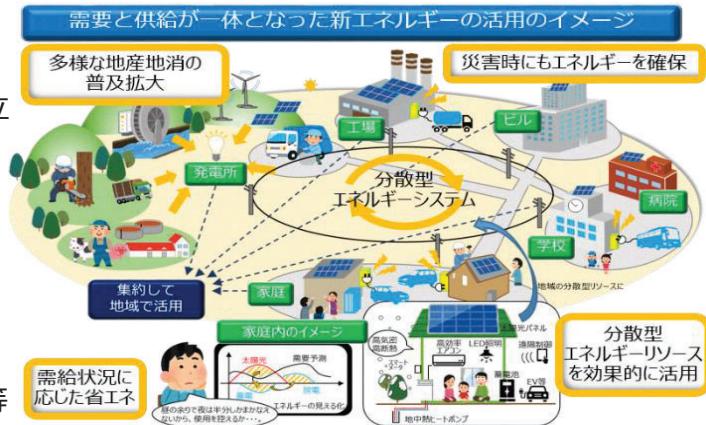
補助率 1/2以内（補助額は最大2か年1.5億円）

補助対象者 地方公共団体又は地方公共団体と企業等とのコンソーシアム

特筆すべき要件等 事業期間：最長2か年度

問い合わせ先

北海道 経済部 GX推進局 GX推進課
新エネルギー係 011-204-5319



ゼロカーボン・モビリティ導入支援事業

事業内容

市町村と企業等が連携し、それぞれ保有する施設等において、新エネと電気自動車や蓄電池、充放電設備等を導入し、施設の消費電力のピークカットなどのエネルギー・マネジメントや、非常時には地域の一時避難施設として電気自動車からの電力供給を行うなどのレジリエンス対応等の取組に対し支援する。

補助対象物

新エネルギー発電設備と電気自動車や蓄電池等を組み合わせて自立分散型エネルギー・システムを構築する取組に要する設計や設備導入等

補助率

1/2以内（上限5,000万円）

補助対象者

地方公共団体又は地方公共団体と企業等とのコンソーシアム

特筆すべき要件等

地方公共団体単独の事業であっても、地域の企業等と連携して行う事業であること

問い合わせ先

北海道 経済部 GX推進局 GX推進課
新エネルギー係 011-204-5319



省エネルギー導入促進支援事業（初期段階・計画段階支援）

＼エネルギーコスト削減から脱炭素へ!!／

012

事業内容

事業者等における省エネルギーの取組を進めるための勉強会や情報共有、関係者間の合意形成などの初期段階や、導入計画策定の取組を支援する。

補助対象事業

高い波及効果が期待される省エネルギー設備の導入を前提とした設備の設計、当該設計に要する調査及び導入可能性調査を行う事業。

補助率

1/2（上限1,000千円）

補助対象者

- ① 北海道内に事務所又は事業所を有する法人
- ② 複数の①に掲げる者による共同体（コンソーシアム）

特筆すべき要件等

設備導入前と比較して、年率20%以上のエネルギー削減効果が見込まれる事業であること。

事業例

- ・省エネルギー導入計画策定
- ・省エネルギー設備の試作、実証、調査及び検証 など



問い合わせ先

北海道 経済部 GX推進局 GX推進課
新エネルギー係 011-204-5319



省エネルギー導入促進支援事業（導入段階支援）

＼エネルギーコスト削減から脱炭素へ!!／

013

事業内容

高い省エネルギー効果が期待できる設備の導入等に対して支援する。
リースの利用も対象！

補助対象事業

補助対象者が街区等の道内の複数の建物、街区、エリア等を対象に面的に取り組む事業、又は、サプライチェーンを構成する複数の事業者によって行う事業

※新設及び増設は対象外

【対象設備の例】

種 別	内 容
空調・換気設備	高効率空調機器、全熱交換換気設備、高効率温水器など
ボイラー、給湯設備	高効率給湯器・ボイラー、コーディネーションシステムなど
照明設備	インバータ照明、照度・人感センサー、L E D 照明など
電源	高効率トランス、高効率電源システムなど
デマンド管理	エネルギー・マネジメントシステム
生産設備	工作機、プレス機、印刷機など

補助対象者

- ① 北海道内に事務所又は事業所を有する法人
- ② ①と共同で事業を実施するリース事業者
- ③ 複数の①に掲げる者による共同体（コンソーシアム）
なお、コンソーシアムには②のリース事業者を含めることも可。



問い合わせ先

北海道 経済部 GX推進局 GX推進課 新エネルギー係 011-204-5319

事業内容

市町村等が行う省エネルギー及び新エネルギーの導入を促進する事業や新エネルギー等開発利用施設整備事業に対し支援する。

交付対象事業

①ハード系事業～新エネルギー等開発利用施設整備事業

◆北海道省エネルギー・新エネルギー促進条例第2条第2号に規定する新エネルギー及び天然ガスが対象

◆対象範囲は原則として、公共用施設に導入する開発利用施設の整備事業

②ソフト系事業

◆北海道省エネルギー・新エネルギー促進条例第2条第1号で定める「省エネルギー」及び第2号で定める「新エネルギー」の導入を促進する事業

交付率等

交付率：1/2以内

上限額・下限額

ハード事業 上限額：単一市町村1億円、一部事務組合・広域連合2億円

下限額：単一市町村、一部事務組合・広域連合500万円

ソフト事業 上限額：単一市町村500万円、一部事務組合・広域連合・複数市町村で構成する協議会等1,000万円

団体（非営利）300万円

下限額：単一市町村、一部事務組合・広域連合・複数市町村で構成する協議会等50万円

団体（非営利）10万円

交付対象者

参考URL：<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/ckk/subsidy/top2.html>

ハード：市町村、一部事務組合及び広域連合

ソフト：市町村、一部事務組合及び広域連合、複数市町村で構成する協議会等、団体（非営利）

問い合わせ先

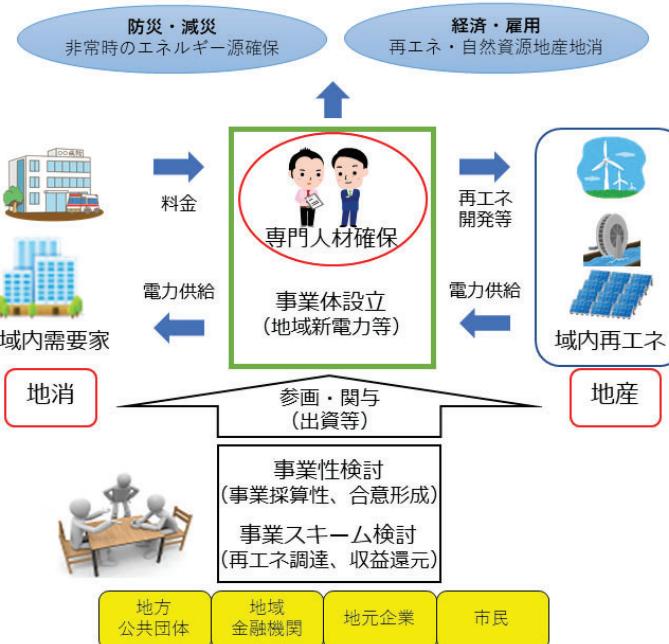
北海道 総合政策部 地域創生局 地域政策課 011-206-6404

※現時点で令和7年度事業が未定のため、上記は、令和6年度公募内容をもとに記載しています。

地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業のうち 官民連携で行う地域再エネ事業の実施・運営体制構築及び事業の多角化支援

事業内容

地域再エネ事業の事業スキーム、事業性、事業体（地域新電力等）設立に必要となるシステム構築、事業運営体制構築や、地域脱炭素及び地域経済循環に資する多様な事業への多角化に必要な予備的実地調査等を支援する。



補助対象物

地域新電力の事業スキーム・事業性の検討、需給管理システム、顧客管理体制の構築、実地調査 等

補助率

事業の実施の結果として構築される実施・運営体制によって
2/3～1/3 (上限2,000万円)

補助対象者

地方公共団体（共同実施に限り民間事業者も対象）

問い合わせ先

環境省 大臣官房地域脱炭素政策調整担当参事官室 03-5521-9109
北海道環境事務所 地域脱炭素創生室 011-299-2460

事業内容

- 先行地域づくり事業：脱炭素先行地域における設備整備費等を支援する。
- 重点対策加速化事業：地域脱炭素ロードマップ（令和3年6月9日とりまとめ）において、全国津々浦々で取り組むことが望ましい脱炭素の基盤となる重点対策を支援する。
- 特定地域脱炭素移行加速化交付金：民間裨益型自営線マイクログリッド等事業を支援する。

補助対象物

再エネ設備（電気・熱）、蓄電池、自営線、熱導管、ZEB、ZEH、水素、断熱改修、省CO2設備、EV等

補助率

設備対象により 2/3～1/2、一部定額補助

補助対象者

地方公共団体（民間事業者においては、地方公共協団体からの間接交付が可能。）

特筆すべき要件等

- ・FIT/FIPを用いないこと
- ・自己託送を用いないこと
- ・オフサイトPPAを用いる場合には、導入規模が一定以下であること 等

脱炭素先行地域について

地方自治体が地元企業・金融機関と連携して、地域課題を解決し住民の暮らしの質の向上を目指すとともに脱炭素に向かう取組を行う地域。2025年までに少なくとも100か所選定する。

(要件)

- (1-1) 2030 年度までに、脱炭素先行地域内の民生部門の電力消費に伴うCO2 排出の実質ゼロを実現すること
- (1-2) 地域特性に応じた温暖化対策の取組
- (2) 再エネポテンシャル等を踏まえた再エネ設備の最大限の導入
- (3) 脱炭素の取組に伴う地域課題の解決や住民の暮らしの質の向上
- (4) 脱炭素先行地域の範囲・規模の特定
- (5) 計画の実現可能性（計画の具体性、関係者との合意形成の状況等）
- (6) 他地域への展開可能性
- (7) 取組の進捗管理の実施方針及び体制
- (8) 改正地球温暖化対策推進法に基づく地方公共団体実行計画の策定等

事業区分	(1) 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金		(2) 特定地域脱炭素移行加速化交付金【GX】
	脱炭素先行地域づくり事業	重点対策加速化事業	
交付要件	○脱炭素先行地域に選定されていること (2030年度までに一定の地域で民生部門の電力消費に伴うCO2排出実質ゼロ達成 等)	○再エネ発電設備を一定以上導入すること (都道府県・指定都市・中核市・施行時特例市：1MW以上、その他の市町村：0.5MW以上) ○2030年度までに事務事業の電力消費に伴うCO2排出実質ゼロを達成すること	○脱炭素先行地域に選定されていること
対象事業	<p>1) CO2排出削減に向けた設備導入事業 (①は必須)</p> <p>①再エネ設備整備（自家消費型、地域共生・地域裨益型） 地域の再エネポテンシャルを最大限活かした再エネ設備の導入 ・再エネ発電設備：太陽光、風力、中小水力、バイオマス等 （公共施設への太陽光発電設備導入はPPA等に限る） ・再エネ熱利用設備/未利用熱利用設備：地中熱、温泉熱 等</p> <p>②基盤インフラ整備 地域再エネ導入・利用最大化のための基盤インフラ設備導入 ・自営線、熱導管 ・蓄電池、充放電設備 ・再エネ由来水素関連設備 ・エネマネジメントシステム 等</p> <p>③省CO2等設備整備 地域再エネ導入・利用最大化のための省CO2等設備の導入 ・ZEB・ZEH、断熱改修 ・ゼロカーボンドライブ（電動車、充放電設備等） ・その他省CO2設備（高効率換気・空調、コジェネ等）</p> <p>2) 効果促進事業</p> <p>1) 「CO2排出削減に向けた設備導入事業」と一体となって設備導入の効果を一層高めるソフト事業 等</p>	<p>①～⑤のうち2つ以上を実施 (①②は必須)</p> <p>①屋根面など自家消費型の太陽光発電 ※ (例：住宅の屋根等に自家消費型太陽光発電設備を設置する事業) ※公共施設への太陽光発電設備導入はPPA等に限る</p> <p>②地域共生・地域裨益型再エネの立地 (例：未利用地、ため池、廃棄物最終処分場等を活用し、再エネ設備を設置する事業)</p> <p>③業務ビル等における徹底した省エネと改修時のZEB化誘導 (例：新築・改修予定の業務ビル等において省エネ設備を大規模に導入する事業)</p> <p>④住宅・建築物の省エネ性能等の向上 (例：ZEH、ZEH+、既築住宅改修補助事業)</p> <p>⑤ゼロカーボン・ドライブ ※ (例：地域住民のEV購入支援事業、EV公用車を活用したカーシェアリング事業) ※再エネとセットでEV等を導入する場合に限る</p>	<p>民間裨益型自営線マイクログリッド等事業 官民連携により民間事業者が裨益する自営線マイクログリッドを構築する地域等において、温室内効果ガス排出削減効果の高い再エネ・省エネ・蓄エネ設備等の導入を支援する。</p>
交付率	原則 2 / 3	2 / 3～1 / 3、定額	原則 2 / 3

問い合わせ先

環境省 大臣官房地域脱炭素推進審議官グループ地域脱炭素事業推進課 03-5521-8233
北海道地方環境事務所 地域脱炭素創生室 011-299-2460

事業内容

平時において導入施設で自家消費することが可能で、かつ災害時に自立的に稼働する機能を有する再生可能エネルギー設備の公共施設への導入を支援する。

- 地域防災計画により災害時に避難施設等として位置付けられた公共施設
- 業務継続計画により、災害等発生時に業務を維持するべき公共施設

導入

- ・再エネ設備
- ・蓄電池
- ・CGS
- ・省CO₂設備
- ・未利用エネルギー設備等

補助対象物

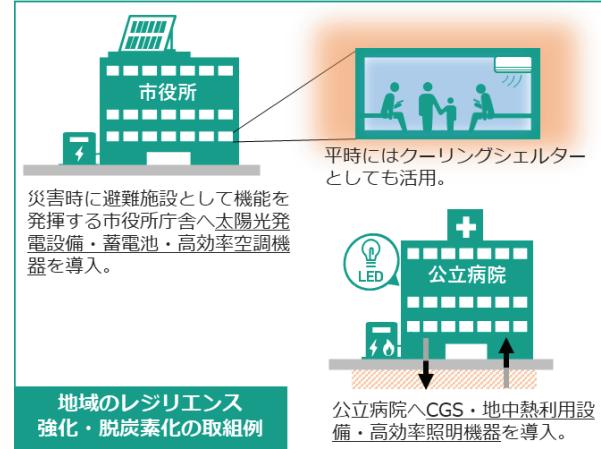
再生可能エネルギー設備、熱利用設備、コジェネレーション、蓄電池、省CO₂型設備 等

補助率

設備導入：運営体制、導入設備によって2/3～1/3

補助対象者

地方公共団体（PPA等で地方公共団体と共同申請する場合に限り民間事業者・団体等も対象）



特筆すべき要件等

- ・導入施設が、地域防災計画や業務継続計画において、避難施設や防災施設、業務継続施設として位置付けられていること
- ・都道府県・指定都市による公共施設への太陽光発電設備導入はPPA等に限る

問い合わせ先

環境省 大臣官房地域脱炭素審議官グループ地域脱炭素事業推進課 03-5521-8233

環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課浄化槽推進室 03-5501-3155

北海道地方環境事務所 地域脱炭素創生室 011-299-2460

地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業のうち 再エネ促進区域等における地域共生型再エネ設備導入調査支援

事業内容

再エネ促進区域等において地域共生型再エネ設備を導入するにあたっての調査検討を支援する。

補助対象物

事業化可能性の評価において必要な調査・検討、再エネ設備の導入調査、設計、合意形成 等

補助率

1/2（上限800万円）

補助対象者

民間事業者・団体等
(共同申請に限り地方公共団体も対象)

特筆すべき要件等

- ・促進区域又は促進区域の設定に向けた検討の用意がある市町村の区域において行う再エネ設備の導入調査等を行う事業であること
- ・事業採算性が認められた場合には、本補助事業完了後数年以内に再エネ設備を導入すること

問い合わせ先

環境省 大臣官房地域脱炭素政策調整担当参事官室 03-5521-9109
北海道地方環境事務所 地域脱炭素創生室 011-299-2460



事業内容

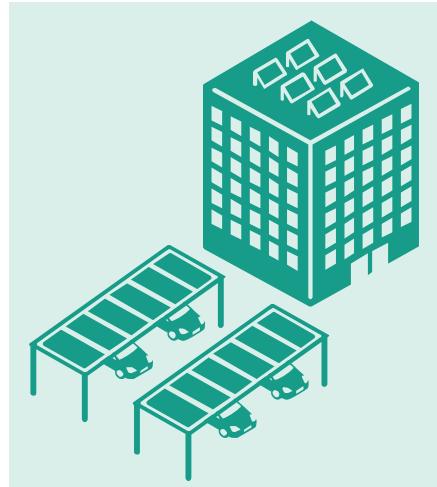
公共施設等における太陽光発電設備等の発電量調査や日射量調査、屋根・土地形状等の把握、現地調査等、太陽光発電その他の再エネ設備の導入に向けた調査検討を支援する。

補助対象物

再生可能エネルギーを導入するにあたり生じる課題や目的等の情報整理、設備設置に必要な調査検討

補助率

3/4 (上限800万円)



補助対象者

地方公共団体（共同の場合のみ民間事業者も可）

特筆すべき要件等

事業実施後2年以内に検討結果を地方公共団体実行計画（区域施策編）に反映されること。

問い合わせ先

環境省 大臣官房地域脱炭素政策調整担当参事官室 03-5521-9109
北海道地方環境事務所 地域脱炭素創生室 011-299-2460

ペロブスカイト太陽電池の社会実装モデルの創出に向けた導入支援事業

事業内容

ペロブスカイト太陽電池の導入初期における発電コストの低減のため、将来の普及フェーズも見据えて拡張性が高い設置場所（同種の建物への施工の横展開性が高い場所、需要地と近接した場所や自家消費率が高い場所、緊急時の発電機能等が評価される場所等）への導入を支援する。

補助対象物

従来型の太陽電池では設置が難しい場所に導入する事業であり、一定の要件を満たすもの

- 導入するフィルム型ペロブスカイト太陽電池が性能基準を満たす
- 同種の屋根等がある建物への施工の横展開性が高い
- 導入規模の下限、補助上限価格
- 施工・導入後の運用に関するデータの提出 等

補助率

2/3、3/4

補助対象者

地方公共団体、民間事業者・団体

問い合わせ先

環境省 大臣官房 地域脱炭素推進審議官グループ 地域脱炭素事業推進課 03-5521-8233
地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室 0570-028-341
北海道地方環境事務所 地域脱炭素創生室 011-299-2460



フィルム型ペロブスカイト太陽電池の導入イメージ

事業内容

地域の特性に応じた、再エネ熱利用・自家消費型再エネ発電（太陽光発電除く）、工場廃熱利用のいずれかに該当する取組に対し、コスト要件を満たす場合に、設備導入支援等を行う

※コスト要件

（熱利用）：当該設備のCO₂削減コストが従来設備のCO₂削減コスト（※過年度の環境省補助事業のデータ等に基づく）より一定以上低いものに限る。

（発電）：本補助金を受けることで導入費用が最新の調達価格等算定委員会の意見に掲載されている同設備が整理される電源・規模等と同じ分類の資本費に係る調査結果を踏まえて設定した値を下回るものに限る。

補助対象物

再エネ熱利用や未利用熱利用、自家消費型再エネ発電設備等

補助率

設備等導入：1/3、1/2

補助対象者

民間事業者・団体等

問い合わせ先

環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室 0570-028-341
北海道地方環境事務所 地域脱炭素創生室 011-299-2460



民間企業等による再エネの導入及び地域共生加速化事業のうち **ストレージパリティの達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業**

事業内容

初期費用ゼロでの自家消費型の太陽光発電設備・蓄電池の導入支援等を通じて、太陽光発電設備・蓄電池の価格低減を促進しながら、太陽光発電設備の導入に際して、蓄電池を導入しないよりも蓄電池を導入したほうが経済的メリットがある状態（ストレージパリティ）の達成を目指す。

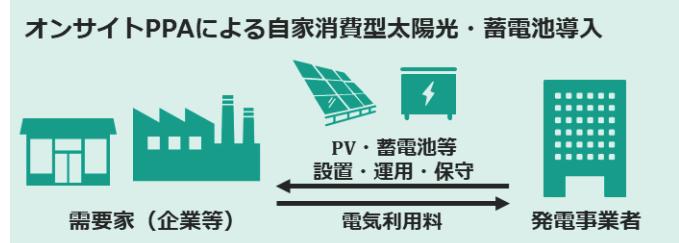
補助対象物

太陽光発電設備、蓄電池の導入

※蓄電池もしくは、車載型蓄電池の導入は必須

※太陽光の発電電力を系統に逆潮流しないものに限る

（ただし、戸建住宅は逆潮流可）



補助率

太陽光発電設備：定額：4～5万円/kW（※）

蓄電池：定額（上限：補助対象経費の1/3）

※ 戸建住宅は、蓄電池とセット導入の場合に限り7万円/kW
(PPAまたはリース導入に限る)

太陽光発電設備の補助額

	業務用施設	産業用施設	集合住宅	戸建住宅
PPA リース		5万円/kW		7万円/kW
購入	4万円/kW			-

* 蓄電池併設型で自家消費型の太陽光発電設備であること

* EV・PHV（外部給電可能なものに限る）をV2H充放電設備とセットで購入する場合に限り、蓄電容量の1/2×4万円/kWh補助（上限あり）

補助対象者

民間事業者・団体

問い合わせ先

環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室 0570-028-341
北海道地方環境事務所 地域脱炭素創生室 011-299-2460

事業内容

①需要家主導型太陽光発電導入支援事業

※採択案件の後年度負担分のみ
再エネ利用を希望する需要家が、発電事業者や需要家自ら太陽光発電設備を設置し、FIT/FIP 制度によらず、再エネを長期的に利用する契約を締結する場合等の、太陽光発電設備の導入を支援する。

②再エネ電源併設型蓄電池導入支援事業

需要家に対して需給バランスに応じた再エネ電力の供給を推進するため、一定規模以上の蓄電池併設支援を行う。

補助対象物

機器購入等の費用

補助率

①1/2、1/3
②1/2、1/3

補助対象者

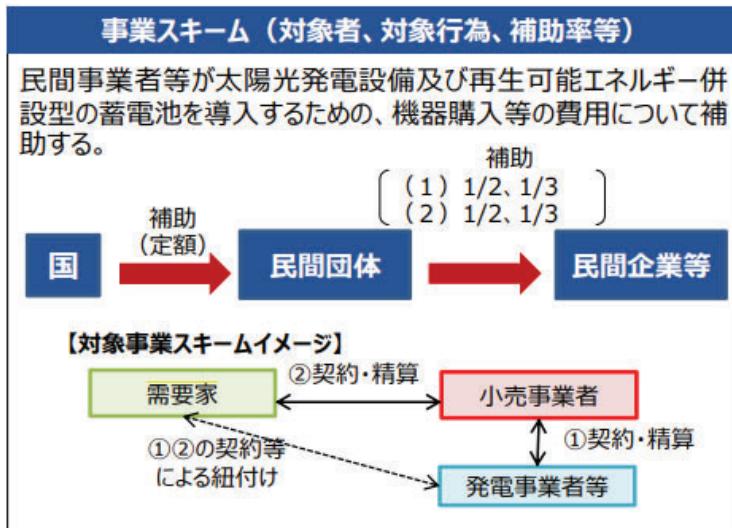
民間企業等

問い合わせ先

経済産業省 資源エネルギー庁 省エネルギー・新エネルギー部 新エネルギー課 03-3501-4031

北海道経済産業局 エネルギー対策課 011-709-1753

※現時点で令和7年度事業は公募開始しておりません。



民間企業等による再エネの導入及び地域共生加速化事業のうち 地域共生型の太陽光発電設備の導入促進事業

事業内容

生物多様性等の自然環境にも配慮し、営農地・水面等を活用した太陽光発電について、コスト要件（※）を満たす場合に、設備等導入を支援する。

※コスト要件

本補助金を受けることで導入費用が最新の調達価格等算定委員会の意見に掲載されている同設備が整理される電源・規模等と同じ分類の資本費に係る調査結果を踏まえて設定した値を下回るものに限る。

補助対象物

太陽光発電設備

補助率

設備導入：1/2

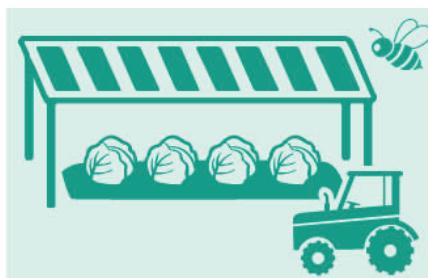
補助対象者

民間事業者・団体等

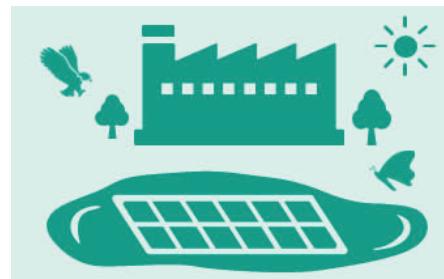
問い合わせ先

環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室 0570-028-341

北海道地方環境事務所 地域脱炭素創生室 011-299-2460



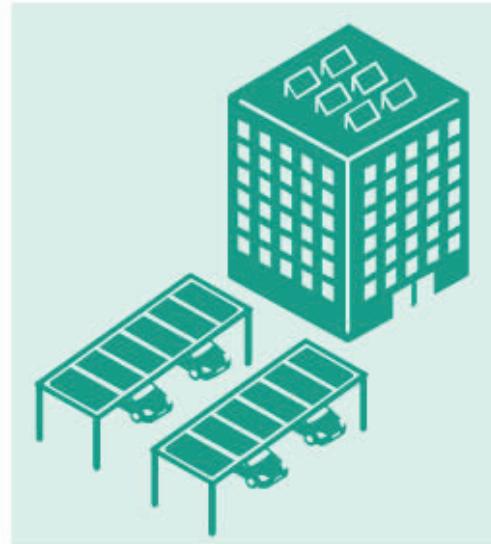
営農型太陽光（ソーラーシェアリング）



水面型太陽光

事業内容

駐車場を活用した太陽光発電設備（ソーラーカーポート等）及び充電設備について、設備等導入の支援を行う。



駐車場太陽光（ソーラーカーポート）

補助対象物

太陽光発電設備

補助率

設備導入：8万円/kW

補助対象者

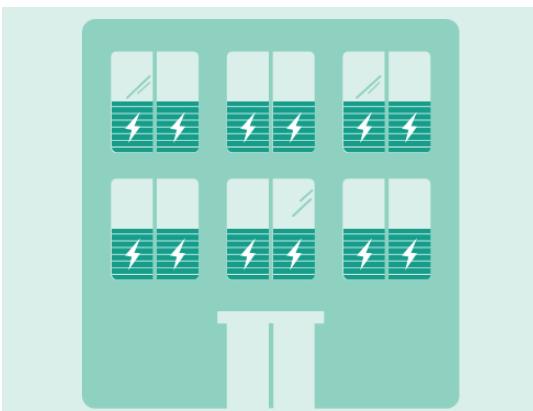
民間事業者・団体等

問い合わせ先

環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室 0570-028-341
北海道地方環境事務所 地域脱炭素創生室 011-299-2460

事業内容

住宅・建築物の再エネポテンシャルを最大限引き出し、太陽光発電の導入を促進するため、窓、壁等の建材と一体型の太陽光発電設備の導入を支援する。



建材一体型太陽光発電

補助対象物

太陽光発電設備

補助率

窓と一体となった太陽光発電設備：3/5
壁等と一体となった太陽光発電設備：1/2

補助対象者

民間事業者・団体等

問い合わせ先

環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室 0570-028-341
北海道地方環境事務所 地域脱炭素創生室 011-299-2460

事業内容

熱分野でのCO2ゼロに向けた、複数施設におけるCO2の削減や、地域における熱融通等を推進する先行的な取組について、その計画策定や設備等導入を支援する。

補助率

設備導入：2/3
計画策定：3/4（上限1,000万円）

補助対象者

民間事業者・団体等



問い合わせ先

環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室 0570-028-341
北海道地方環境事務所 地域脱炭素創生室 011-299-2460

太陽光発電及び蓄電池システム共同購入事業

事業内容

太陽光発電（10kW未満）等の購入希望者を募り、一括して発注することで、スケールメリットを活かし、価格低減を促すことで、太陽光発電システム等の普及拡大を図る。

購入対象製品

太陽光パネル及び蓄電池のいずれか又はその両方

割引率

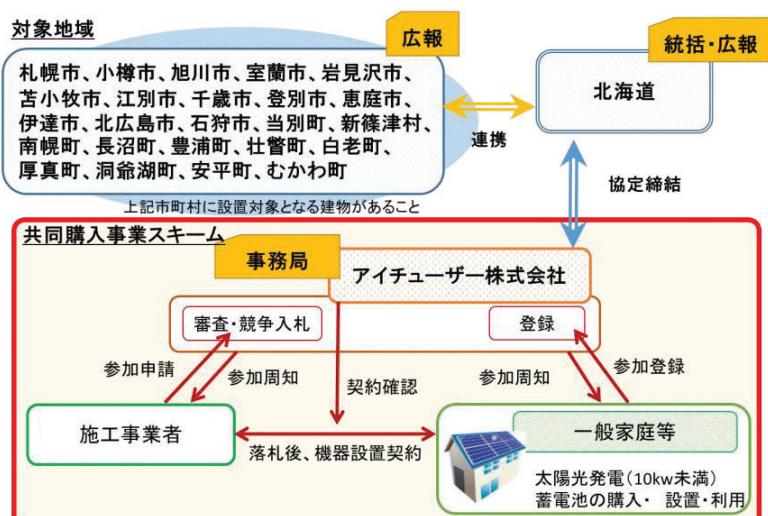
太陽光パネル	20.0%OFF
太陽光パネル+蓄電池	20.0%OFF
蓄電池	22.7%OFF

設置対象地域

さっぽろ連携中枢都市圏12市町村及び
胆振管内11市町、上川管内 1市

問い合わせ先

北海道 経済部 ゼロカーボン推進局 ゼロカーボン戦略課
ゼロカーボン戦略係 011-206-7948



事業内容

代表企業と取引先である連携企業（中小企業等が中心）が行う省CO2効果の高い設備の導入を支援する。

補助対象物

現在の設備に対して30%以上の省CO2効果が見込める設備の導入

補助率

保中小企業：1/2

大企業：1/3（「GX率先実行宣言」を行い、かつ、対策によりCO2排出量を3,000t-CO2/年以上削減する場合の補助率は1/2）
補助上限額：15億円（1事業者につき）

補助対象者

民間事業者・団体等

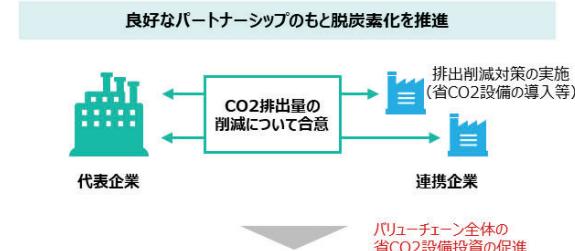
特筆すべき要件等

- ・代表企業のScope3削減目標を踏まえて、大企業と連携企業が、
- ・本事業実施後の連携企業のCO2排出量について合意を行っていること
- ・代表企業は、2者以上の連携企業と本事業の合意を締結すること
- ・代表企業は、「GX率先実行宣言」を行っていること

問い合わせ先

環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室 0570-028-341
北海道地方環境事務所 地域脱炭素創生室 011-299-2460

事業イメージ



バリューチェーン全体の省CO2設備投資の促進

事業効果



地熱発電の資源量調査・理解促進事業費補助金

030

事業内容

先導的資源量調査や初期調査等への支援等により、国産のエネルギー源である地熱資源の開発促進を支援する。

- ①地熱開発の新規有望地点開拓のため、国立公園などにおいて、JOGMEC自らが先導的資源量調査等を実施。
- ②海外の火山帯における地熱資源調査をJOGMEC単独もしくは本邦企業と共同調査を実施し、その知見を蓄積して、国内の地熱開発事業者に提供。
- ③地熱開発事業者が実施する地熱資源量の把握に向けた地表調査や掘削調査等に要する費用を補助。
- ④地熱開発に対する地域住民等の理解促進に向けた勉強会の開催に要する費用等を補助。

補助対象物

調査費用、勉強会や協議会等の実施費用等

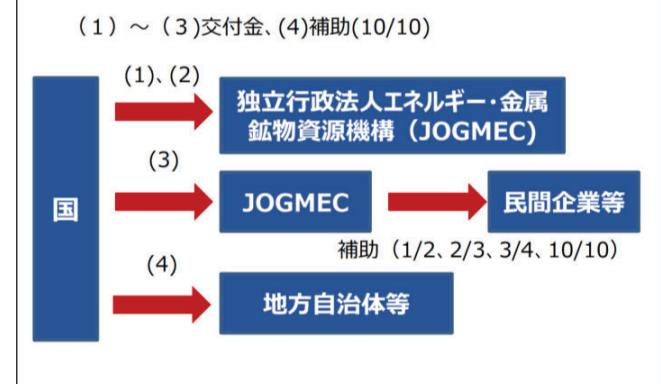
補助率

- ①② 交付金
- ③ 交付金 (1/2, 2/3, 3/4, 10/10)
- ④ 補助 (10/10)

補助対象者

- ①②独立行政法人工エネルギー・金属鉱物資源機構(JOGMEC)
- ③開発事業者等
- ④地方自治体等

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）



問い合わせ先

①②③経済産業省 資源エネルギー庁 資源・燃料部 政策課 03-3501-2773
④北海道経済産業局 エネルギー対策課 011-709-1753

地熱資源利用促進事業（地熱井等調査補助）

031

事業内容

地域資源を地域振興に活用する取組の促進を図るため、地域振興に資する発電や熱利用を目的として行う地熱井等の調査に対し支援する。

補助対象物

発電や熱利用を目的とする地熱井の調査

補助率

2/3以内（上限800万円）

補助対象者

地方公共団体又は地方公共団体と企業等とのコンソーシアム

問い合わせ先

北海道 経済部 GX推進局 GX推進課
新エネルギー係 011-204-5319

地熱井掘削支援事業

032

事業内容

地域振興に資する発電や熱利用を目的として行う地熱井の掘削に対し支援する。

補助対象物

地域振興に資する発電や熱利用を目的として行う地熱井の掘削

熱利用のイメージ

補助率

2/3以内（上限5,000万円）

補助対象者

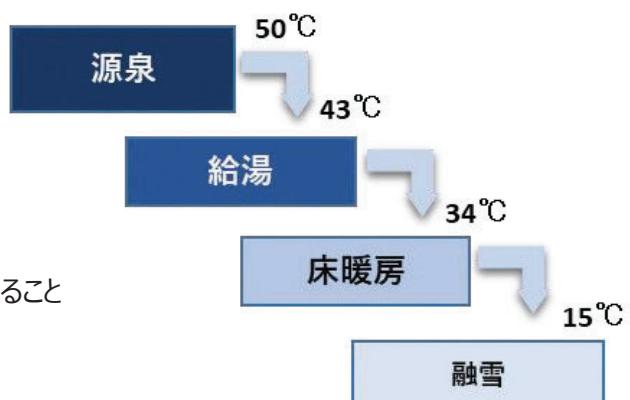
地方公共団体又は地方公共団体と企業等とのコンソーシアム

特筆すべき要件等

発電は10kW程度以上（送電端）の規模を目指すものであること
熱利用は浴用以外に利用するものであること

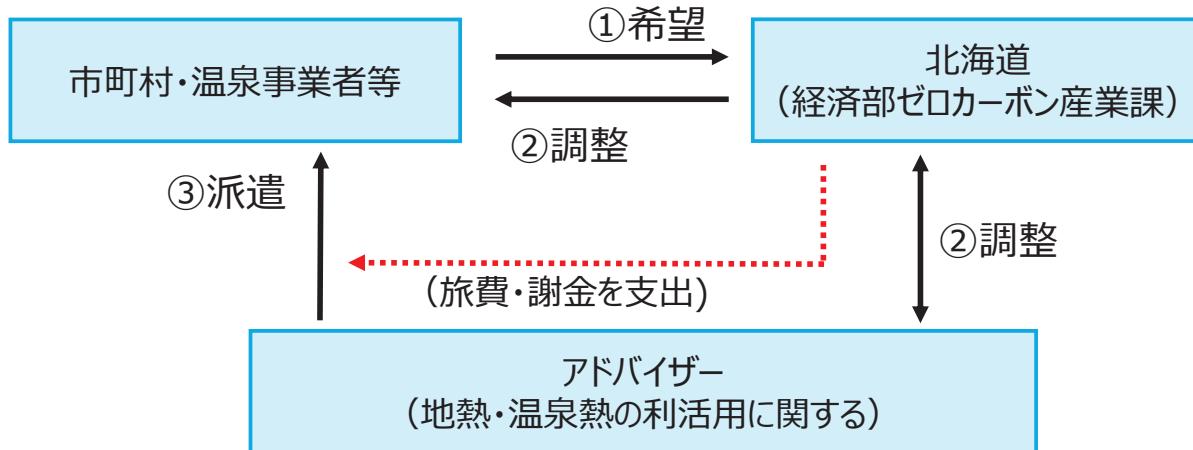
問い合わせ先

北海道 経済部 GX推進局 GX推進課
新エネルギー係 011-204-5319



事業内容

地熱・温泉熱利用の活用を検討している市町村・温泉事業者等に対し、地熱や温泉熱、これらを活用した産業振興などの専門家（アドバイザー）を派遣する。



問い合わせ先

北海道 経済部 GX推進局 GX推進課
新エネルギー係 011-204-5319

参考URL : https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/gxs/chinetsu_adviser.html

水力発電の導入加速化補助金のうち 初期調査等支援事業（水力発電事業性評価事業等）

事業内容

① 水力発電事業性評価事業

自ら事業を行う民間事業者及び地方公共団体等による事業初期段階における事業性評価に必要な調査・設計等を支援する。

② 地方公共団体が行う水力発電事業性評価・公募事業

地域の水力発電有望地点の調査・設計等の実施及び当該地点の開発若しくはコンセッション方式によるPFI事業に係る運営を行う発電事業者の公募を支援する。

補助対象物

① 調査・設計等に要する経費、作業道整備等

② 発電事業者の公募に要する経費のうち公募用資料作成に係る経費、作業道整備等

補助率

① 1/2以内（※補助限度額あり）

② 定額10/10（※補助限度額あり）

補助対象者

① 自ら発電実施予定の民間事業者等、地方公共団体

② 地方公共団体

特筆すべき要件等

発電出力：20 kW以上30,000 kW未満を見込むもの

問い合わせ先

一般財団法人新エネルギー財団 水力普及促進部 phpd1@nef.or.jp
北海道経済産業局 エネルギー対策課 011-709-1753

① 水力発電事業性評価事業における補助率、補助金額及び事業期間

補助率	補助金額	事業期間
1/2以内	<ul style="list-style-type: none"> 補助金額は補助対象経費に補助率を乗じた額となります。 1発電所当たりの入件費と調査費の合計に対する補助金の上限額は、原則として、基本設計が補助対象に含まれる場合には、2,000万円/年とし、含まれない場合には、1,000万円/年とします。 作業道整備費については、入件費と調査費とは別に、補助金の上限額を1,000万円（ただし、消費税は含まれない）に距離（10m未満切り捨て）と補助率をかけた額を上限とします。 	<ul style="list-style-type: none"> 補助対象期間は原則単年度とします。

② 地方公共団体が行う水力発電事業性評価・公募事業における補助率、補助金額及び事業期間

補助率	補助金額	事業期間
定額	<ul style="list-style-type: none"> 補助金額は補助対象経費に補助率を乗じた額となります。 ただし、原則として、発電所1地点当たりの調査費（公募用資料作成費含む）に対する補助金の上限額は、2,000万円/年とします。 作業道整備費については、調査費とは別に、発電所1地点当たりの補助金の上限額を、2,000万円（ただし、補助対象期間は2カ年のみとし、15万円/10m（消費税は含まれない）に距離（10m未満切り捨て）と補助率をかけた額を上限）とします。 	<ul style="list-style-type: none"> 補助対象期間は原則単年度とします。（※）もし、本年度に、発電事業者の公募を実施できない場合には、次年度に発電事業者の公募を実施する誓約書を提出すること。

参考URL :

https://suiryokuhojo.nef.or.jp/jigouseihyouka/20250407_jh.html

事業内容

(1) 水素製造・利活用ポテンシャル調査

再エネ等の地域資源を活用した水素の製造、貯蔵、運搬、利活用の各設備や、それらをつなぐインフラネットワークの整備を通じ、地域特性に応じて様々な需給を組み合わせた地域水素サプライチェーンのモデルについて、将来の経済性等についてのデータ取得を通じた、定量的な調査研究を支援する。

(2) 地域モデル構築技術開発

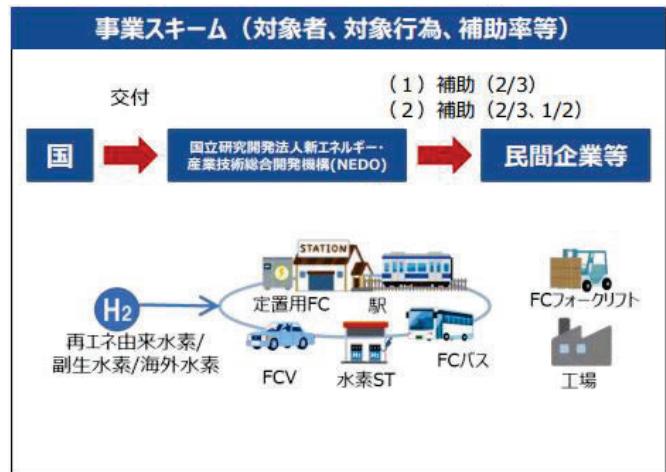
再エネ等の地域資源を活用してオンラインで水素を製造し、地域の多様な需要（熱利用、発電、モビリティ、産業、業務、家庭等）を利用する自立分散型、地産地消型モデルの構築に向けた実証等を支援する。

補助対象者

民間企業等

問い合わせ先

国立研究開発法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構
水素・アンモニア部 044-520-5261
北海道経済産業局 エネルギー対策課 011-709-1753



※現時点令和7年度事業が未定のため、上記は令和6年度公募内容をもとに記載しています。

地域における再エネ等由来水素利活用促進事業のうち

再エネ等由来水素を活用した自立・分散型エネルギー・システム構築事業

事業内容

再エネ等由来水素の需要拡大につながる水素ボイラーや高効率型燃料電池などの設備機器等に対して重点的に導入支援を行う。

補助対象物

水素ボイラーや高効率型燃料電池などの設備機器等

補助率

2/3、1/2

補助対象者

地方公共団体、民間事業者・団体等

問い合わせ先

環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室
北海道地方環境事務所 地域脱炭素創生室 011-299-2460

0570-028-341

事業内容

燃料電池車両等の活用促進に向け、再エネ由来電力による水素ステーションの保守点検や、設備の高効率化改修を支援する。

補助対象物

再エネ由来電力による水素ステーションの保守点検、設備改修

補助率

2/3、1/2

補助対象者

地方公共団体、民間事業者・団体等

特筆すべき要件等

環境省の地域再エネ水素ステーション導入事業によって整備された再エネ水素ステーションであること

問い合わせ先

環境省 水・大気環境局 モビリティ環境対策課 脱炭素モビリティ事業室 電話: 03-5521-8301
北海道地方環境事務所 地域脱炭素創生室 011-299-2460

災害時の強靭性向上に資する天然ガス利用設備導入支援事業費補助金

事業内容

中圧ガス導管や耐震性を向上させた低圧ガス導管でガスの供給を受ける避難施設・防災上中核となる施設、天然ガスステーションの施設等において、災害時にも対応可能な天然ガス利用設備の導入・更新及び機能維持・強化を行う事業者に対し、経費の一部を補助する。

補助対象物

- ① 避難施設・防災上中核となる施設等に対する、停電対応型の天然ガス利用設備の導入に要する経費
- ② 天然ガスステーション設備の更新・増強に要する経費

補助率

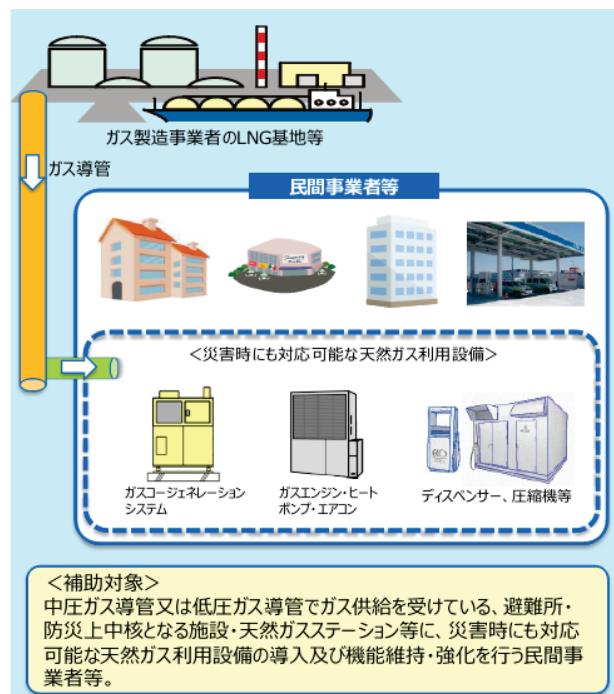
- ① 大都市・地震エリアの中圧ガス導管供給施設 1/2
上記以外の中圧・低圧ガス導管供給施設 1/3
- ② 1/2

補助対象者

- ① 民間事業者、地方公共団体
- ② 天然ガスステーションの設備を有する事業者

問い合わせ先

事務局 (一社) 都市ガス振興センター 03-6435-7692
北海道経済産業局 ガス事業室 011-709-8353



ディマンドリスponsの拡大に向けたIoT化推進事業

041

事業内容

出力抑制時等に調整力として活用が見込まれる需要家保有リソースのディマンドリスpons対応化（IoT化）に必要となる費用を支援する。

補助対象物

高圧以上の需要家側に設置されている既存リソース（蓄電池、空調設備、自家発電設備、生産設備等）をディマンドリスpons対応可能とするためのIoT化関連機器（通信機器、センサー、EMS等）に係る設備費、工事費及び設計費

補助対象者

民間企業等
(登録されたDRアグリゲーターとの共同申請)

問い合わせ先

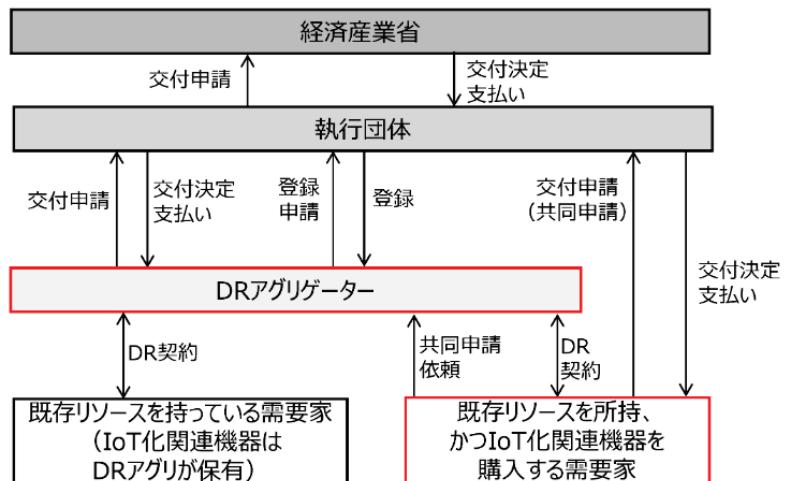
(事務局)
一般社団法人 環境共創イニシアチブ 03-6281-5085

参考URL :

<https://sii.or.jp/DRIoT06r/public.html>

北海道経済産業局 エネルギー対策課 011-709-1753

事業スキーム



コールドチェーンを支える冷凍冷蔵機器の脱フロン・脱炭素化推進事業

042

事業内容

(1) 脱炭素型自然冷媒機器の導入支援事業（間接補助事業）
国民生活に欠かせないコールドチェーンを支える冷凍冷蔵倉庫、食品製造工場、食品小売店舗を営む中小企業等の脱炭素型自然冷媒機器の導入費用に対して補助を行う。

(2) フロン類対策による省CO2効果等検証事業（委託事業）
冷媒対策を通じた温室効果ガス削減に係る市場動向や技術動向の調査等を実施し、最新技術等によるエネルギー起源のCO2排出削減効果・代替フロン排出削減効果を分析・検証し、効果を最大化する今後の普及措置を検討する。

補助対象物

フリーザー、冷凍冷蔵機器、冷凍冷蔵ショーケース、
その他の脱炭素型自然冷媒機器

補助率

原則1/3

補助対象者

民間事業者・団体、地方公共団体等

特筆すべき要件等

自然冷媒機器導入費用に対する補助であり、再エネ設備等の導入費用は補助対象外

問い合わせ先

環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 フロン対策室 0570-028-341
北海道地方環境事務所 地域脱炭素創生室 011-299-2460



自然
冷媒



省エネ

事業内容

中小企業等がリースで脱炭素機器を導入する場合、総リース料の一定割合を補助する。

補助対象物

脱炭素機器の導入にかかる総リース料

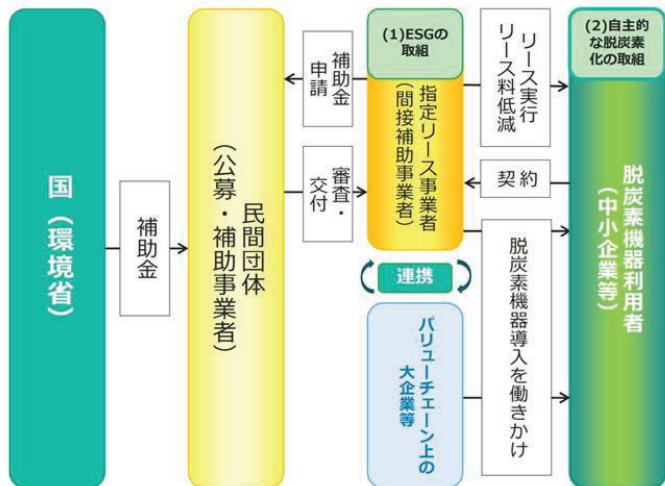
補助率

間接補助事業

- (1) リース会社のESGの取組
- (2) バリューチェーン上の中企業の脱炭素化に資する取組
- (1)・(2) それぞれ総リース料の1~4%

※ 特に優良な取組は上記補助率に1%の上乗せ

※ (1)・(2)の両方が特に優良な取組の場合は、極めて先進的な取組として上記補助率に2%の上乗せ



脱炭素機器の例

工作機械、空調用設備、プレス機械、分析機器、医療画像機器、射出成形機 等

補助対象者

民間事業者・団体

問い合わせ先

環境省 大臣官房 環境経済課 環境金融推進室 03-5521-8240

北海道地方環境事務所 地域脱炭素創生室 011-299-2460

都市再生整備計画事業

事業内容

地域住民の生活の質の向上と地域経済・社会の活性化を図るために、市町村等が行う地域の歴史・文化・自然環境等の特性を活かしたまちづくりを総合的に支援する。

補助対象事業

都市再生整備計画に基づき実施される、道路、公園、河川、下水道、地域生活基盤施設、高質空間形成施設、高次都市施設、既存建造物活用事業、提案事業等

- ZEBレベルの省エネ水準の建築物を整備する場合、補助対象事業費の上限額「21億円」を「30億円」に引き上げ
- 公共公益施設と一体的に整備する再生可能エネルギー施設等が支援対象となることを明確化
- 脱炭素先地域において実施する事業の国費率を嵩上げ

補助率

40% (脱炭素先行地域関連等、国的重要施策に適合するものについては45%)

補助対象者

市町村、市町村都市再生協議会

問い合わせ先

北海道開発局 事業振興部 都市住宅課 011-709-2311 (内線5879)

▼都市再生整備計画事業の概要▼



▼脱炭素に資する取組に対する支援イメージ▼



事業內容

徒歩、自転車、自動車、公共交通など多様なモードの連携が図られた、自由通路、地下街、駐車場等の公共的空間や公共交通などからなる都市の交通システムを明確な政策目的の下、都市・地域総合交通戦略等に基づき、パッケージ施策として総合的に支援する。

補助対象物

公共的空間、駐車場、自転車駐車場、バリアフリー交通施設、路面電車・バス等の公共交通に関する施設の整備等

【脱炭素に資する取組に対する支援】

○公共公益施設と一体的に整備する再生可能エネルギー施設等及び分散型エネルギーシステム（コーディネレーションシステム等）の整備

補助率 1/3、1/2（立地適正化計画に位置付けられた事業、脱炭素先行地域において実施する事業等）

補助対象者

交付金：地方公共団体

補助金：法定協議会、都市再生推進法人、独立行政法人都市再生機構、認定地域来訪者等利便増進活動実施団体

問い合わせ先

国土交通省 都市局 街路交通施設課 03-5253-8111 (内線32834)
北海道開発局 事業振興部 都市住宅課 011-709-2311 (内線5878)

参考URL : https://www.mlit.go.jp/toshi/toshi_gairo_fr_000015.html

都市公園・緑地等事業（社会資本整備総合交付金）

事業內容

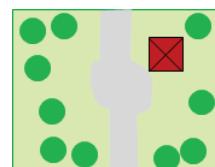
都市公園等の整備により、安全で快適な緑豊かな都市環境の整備を推進し、豊かな国民生活の実現等を図る。

脱炭素先行地域等において、CO₂吸収効果の高い樹木主体の都市公園整備についての事業を追加し、支援する。

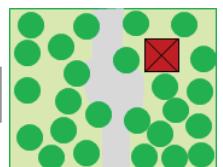
要件

対象地域要件	脱炭素先行地域、緑化地域又は緑化重点地区内
都市公園等整備水準要件	<p>以下に掲げる i) ~ iii) の要件のいずれかを満たすこと</p> <p>i) 都市計画区域の住民一人当たり公園・緑地面積が10m²未満</p> <p>ii) DID地域の住民一人当たり公園・緑地面積が5m²未満</p> <p>iii) 対象地域の住民一人当たり公園・緑地面積が5m²未満</p>
規模要件	1箇所500m ² 以上かつ5箇所以上
緑化要件	緑化率8割以上で樹木が過半を占める
対象事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・施設整備 (既設公園の場合は緑化要件を満たすに限る) ・用地取得
事業費要件	全ての箇所の合計事業費が2.5億円以上

樹木主体の公園のイメージ



平均的な都市公園
[樹木が約10本]



樹木主体の都市公園 [緑化率8割の過半（敷地全体の4割以上）が樹木（約25本）]



出典：国土地理院ウェブサイト

補助率 1/2 (施設整備に関するもの)、1/3 (用地取得に関するもの)

補助対象者 地方公共団体

問い合わせ先

国土交通省 都市局 公園緑地・景観課 03-5253-8419
北海道開発局 事業振興部 都市住宅課 011-709-2311 (内線5868)

参考URL：<https://www.mlit.go.jp/page/content/001583486.pdf>

事業内容

「立地適正化計画」に基づき、都市機能や居住環境の向上に資する公共公益施設の誘導・整備、防災力強化の取組等に対し集中的に支援する。

補助対象事業

都市再生整備計画に基づき実施される、道路、公園、古都保存・緑地保全等事業、河川、下水道、地域生活基盤施設、高質空間形成施設、高次都市施設、都市機能誘導区域内の誘導施設及び基幹的誘導施設、既存建造物活用事業、提案事業等

【脱炭素に資する取組に対する支援】

- ZEB Readyレベルの省エネ水準の建築物を整備する場合、補助対象事業費の上限額「21億円」を「30億円」に引き上げ
- 公共公益施設と一体的に整備する再生可能エネルギー施設等が支援対象となることを明確化
- 自立分散型エネルギー・システム（コーチェネレーションシステム等）の支援対象に熱導管を追加
- 地域防災計画に位置づけられた防災拠点または、帰宅困難者の受入等に関する協定に規定する一時滞在施設
- さらに、いずれかの拠点等における指定公共機関の施設を追加

※コーチェネレーションシステム等は令和3年度から拡充

▼都市構造再編集中支援事業の概要▼



▼脱炭素に資する取組に対する支援イメージ▼



補助率

1/2(都市機能誘導区域内等)、45% (居住誘導区域内等)

補助対象者

市町村、市町村都市再生協議会、
都道府県等※、民間事業者等※

※ 直接補助の場合、都市再生整備計画に位置付けられた都市機能誘導区域内の誘導施設及び基幹的誘導施設の整備を支援

問い合わせ先

北海道開発局 事業振興部 都市住宅課 011-709-2311 (内線5879)

まちなかウォーカブル推進事業

事業内容

車中心から人を中心の空間へと転換を図る、まちなかの歩いて移動できる範囲において、滞在の快適性の向上を目的とした道路・公園・広場等の整備や修復・利活用、滞在環境の向上に資する取組を重点的・一体的に支援する。

補助対象事業

都市再生整備計画に基づき実施される、道路、公園、地域生活基盤施設、高質空間形成施設、既存建造物活用事業、滞在環境整備事業、計画策定支援事業、提案事業等

【脱炭素に資する取組に対する支援(令和4年度から拡充)】

- ZEB Readyレベルの省エネ水準の建築物を整備する場合、補助対象事業費の上限額「21億円」を「30億円」に引き上げ
- 公共公益施設と一体的に整備する再生可能エネルギー施設等が支援対象となることを明確化
- グリーンインフラの整備等の重点的に取り組むテーマを設定した場合に、計画策定等を支援対象に追加

▼まちなかウォーカブル推進事業の概要▼



▼脱炭素に資する取組に対する支援イメージ▼



補助率

1/2

補助対象者

【交付金】市町村、市町村都市再生協議会、NPO等 (間接補助のみ)
【補助金】都道府県、民間事業者等

問い合わせ先

北海道開発局 事業振興部 都市住宅課 011-709-2311 (内線5879)

事業内容

都市再生特別措置法に基づく都市再生安全確保計画が作成された地区において行う、防災性向上や脱炭素化に資するエネルギー面的ネットワークの整備に必要な事業費の一部を支援する。

補助対象物

整備計画事業調査、エネルギー導管等整備事業

【脱炭素に資する取組に対する支援】

○エネルギー貯留施設の整備を支援対象に追加

○未利用熱を取得するための導管（河川熱導管等）が支援対象となることを明確化

○「特定都市再生緊急整備地域に隣接する地域」を事業対象区域に追加

○防災行政上重要な指定公共機関等が災害時にも電気や熱の安定供給が確保されるよう既存建築物への接続に必要な設備を追加

▼国際競争業務継続拠点整備事業の概要▼



▼脱炭素に資する取組に対する支援イメージ▼



蓄電池
(エネルギー貯留施設)



エネルギー導管

補助率

整備計画事業調査：1/2

エネルギー導管等整備事業：2/5

補助対象者

整備計画事業調査：地方公共団体、法律に基づく協議会（直接補助）

エネルギー導管等整備事業：地方公共団体、都市再生機構、法律に基づく協議会（直接補助）、民間事業者等（直接補助※1、間接補助※2）

※1 民間事業者等への直接補助による支援の場合
補助基本額は補助対象事業費の23%

※2 民間事業者等への間接補助による支援の場合
補助基本額は補助対象事業費の23%の3分の2

問い合わせ先

北海道開発局 事業振興部 都市住宅課 011-709-2311（内線5879）

民間企業等による再エネの導入及び地域共生加速化事業のうち 新手法による建物間融通モデル創出事業

事業内容

民間企業等が、TPOモデルという新たな手法を活用して、複数の建物間で電力融通を行い、平時での省CO2と災害時の避難拠点機能を両立する取組に対して、計画策定や設備等導入支援を行う

補助対象物

計画策定、設備等

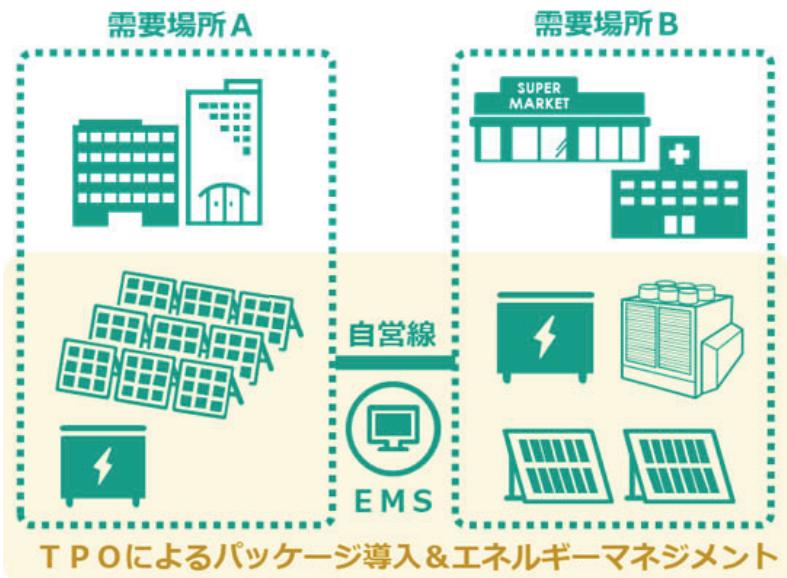
補助率

設備導入：2/3、1/2

計画策定：3/4（上限1,000万円）

補助対象者

民間事業者・団体等



問い合わせ先

環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室 0570-028-341
北海道地方環境事務所 地域脱炭素創生室 011-299-2460

事業内容

AIや3D都市モデルを含めたデジタル技術の活用により都市の諸課題を解決し、新しい価値を創出する「スマートシティ」を実現するため、先進的な都市サービスの実証事業を支援。特に早期実装を目指す先進地区に対して重点的に支援

補助対象物

通常タイプ：実行計画に基づく先端的な技術等を活用した先進的な都市サービスの実装化に向け取組む実証事業

都市サービス実装タイプ：実行計画に基づく先端的な技術等を活用した先進的な都市サービスの実装化に向け**早期に実証からまちへの実装までを一体的に実施する事業**

補助率

通常タイプ：2,000万円上限（定額補助）

実行計画に基づく取組のコンソーシアム※負担額が国の補助額を上回ること

都市サービス実装タイプ：5,000万円上限（定額補助）

実行計画に基づく取組のコンソーシアム負担額が国の補助額を上回ること

※コンソーシアム：民間事業者等及び地方公共団体を構成員に含む協議会

選定方法

通常タイプ：内閣府が設置する合同審査会（有識者会議）の評価を経て採択

都市サービス実装タイプ：同上、ただし、複数年にわたる実装計画を区画し、初年度に採択された場合、次年度以降の計画期間内は応募は不要

問い合わせ先

国土交通省 都市局 国際・デジタル政策課 03-5253-8422



グリーンインフラ活用型都市構築支援事業

事業内容

官民連携・分野横断により、自然環境が有する多様な機能を引き出し、戦略的に地域課題の解決を目指すグリーンインフラの取組を支援する。

令和6年度より、気候変動への対応や生物多様性の確保、Well-beingの向上を目指す「まちづくりGX」の加速に向けて、緑地の評価・認定制度の認定を受けた質の高い緑地の整備等を支援対象に追加した。

支援対象

- イ 公園緑地の整備及び用地取得
- ロ 公共公益施設の緑化
- ハ 民間建築物の緑化
(公開性を有するものに限る) ※1
- ニ 市民農園の整備
- ホ 緑化施設の整備
- ヘ 既存緑地の保全利用施設の整備
(防災・減災推進型※2のみ)
- ト グリーンインフラに関する計画策定
- チ 整備効果の検証
- リ 認定優良緑地確保計画に基づく緑地の整備等



※1脱炭素先行地域、都市緑地法に基づく緑化地域又は緑化重点地区のいずれかの地域で行われ、敷地面積の25%以上かつ500m以上であり、10年以上にわたり適切に管理されるものである場合には、一の事業主体により実施するもの及び非公開のものも対象とする。

※2防災・減災推進型：防災指針、流域水害対策計画等の防災・減災関連の計画と連携した取組（通常型と異なり、整備目標や内容について整合が求められる行政計画を限定）

※3認定された事業のうち、心身の健康の増進、コミュニティの形成、こどもの健全な成長等の公益性の高いWell-being向上に資する事業が含まれるもののみを対象とする。

補助率 1/2（施設整備に関するもの） 1/3(用地取得費)

補助対象者 地方公共団体を含む官民連携協議会、民間事業者、独立行政法人都市再生機構

問い合わせ先 国土交通省 都市局 公園緑地・景観課 03-5253-8419
北海道開発局 事業振興部 都市住宅課 011-709-2311（内線5868）

事業内容

離島において、再エネ設備や需要側設備を群単位で管理・制御することで調整力を強化し、離島全体で電力供給量に占める再エネの割合を高め、CO2削減を図る取組に対して、計画策定の支援や、再エネ設備、オフサイトから運転制御可能な需要側設備、蓄電システム、蓄熱槽、充放電設備又は充電設備、車載型蓄電池、EMS、信・遠隔制御機器、同期発電設備、自営線、熱導管等の設備等導入支援を行う。

補助対象物

計画の策定、再エネ設備、オフサイトから運転制御可能な需要側設備、蓄電システム、蓄熱槽、充放電設備又は充電設備、車載型蓄電池、EMS、通信・遠隔制御機器、同期発電設備、自営線、熱導管等

補助率

計画策定：3/4（上限1,000万円）
設備等導入：2/3

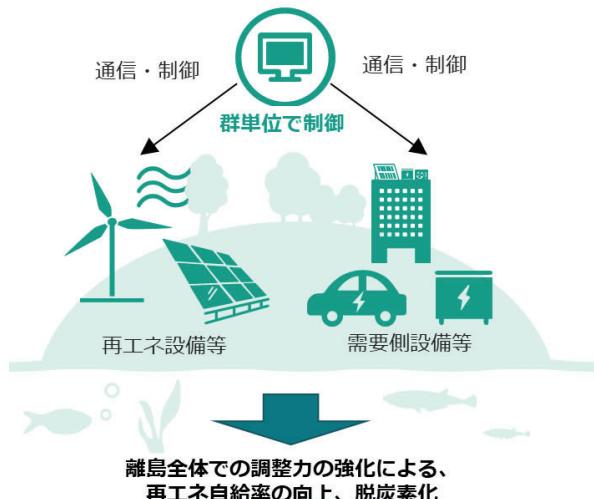
補助対象者

民間事業者・団体等

問い合わせ先

環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室 0570-028-341
北海道地方環境事務所 地域脱炭素創生室 011-299-2460

EMS（遠隔にて群単位で管理・制御）



事業内容

離島をはじめとしたエネルギーの地産地消を目指す地域において、浮体式洋上風力発電の導入に向けた実地調査や関係者の理解醸成等の実施、浮体式洋上風力発電と運転制御設備等を組み合わせた導入計画の策定、漁業関係者等の理解醸成に資する、魚類等への生態系影響調査や風況の観測等を行う観測システム実証事業に対して支援する。

補助対象物

- (1) 実地調査や関係者の理解醸成等の実施、浮体式洋上風力発電と運転制御設備等を組み合わせた導入計画の策定
- (2) 漁業関係者等の理解醸成に資する海洋生態系観測システム実証事業

補助率

- (1) 3/4、(2) 委託事業

補助対象者

民間事業者・団体等

問い合わせ先

環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室 0570-028-341
北海道地方環境事務所 地域脱炭素創生室 011-299-2460



事業内容

北方型住宅ZEROの新築、既存住宅の省エネ改修、太陽光パネル及び蓄電池の導入に対して補助事業を実施する市町村に対して北海道が支援することで、住まいにおける脱炭素化を図る。

補助対象等

区分	補助対象事業	補助対象者 (札幌市を除く)	対象施設	補助額	効果促進 の取組	
新築	北方型住宅ZEROの新築・購入	補助事業を実施する市町村	住宅	市町村補助額の1/2 (上限: 225千円)	完成住宅見学会	
改修	省エネ 開口部・躯体等の断熱改修、高効率設備等	ゼロカーボンシティ宣言し対象の補助事業を実施する市町村	住宅	市町村補助額の1/2 (上限: 250千円)	代表的事例を納めた事例集作成	
			集会場等	市町村補助額の1/2 (上限: 450千円)	CO ₂ 削減等のPRパネルを掲示	
	再エネ 太陽光パネル、蓄電池の設備導入		住宅	市町村補助額の1/2 (上限: 150千円)	代表的事例を納めた事例集作成	
			集会場等	市町村補助額の1/2 (上限: 300千円)	CO ₂ 削減等のPRパネルを掲示	

問い合わせ先

北海道 建設部 住宅局 建築指導課 011-204-5577

北海道 経済部 ゼロカーボン推進局 ゼロカーボン戦略課 011-206-7948

業務用建築物の脱炭素改修加速化事業のうち

業務用建築物の脱炭素改修加速化支援事業

事業内容

既存建築物の外皮の高断熱化及び高効率空調機器等の導入を促進するため、設備補助を行う。

補助対象物

断熱窓、断熱材、高効率空調機器、
高効率給湯、高効率照明 等

補助率

改修内容に応じて定額又は補助率1/2～1/3相当 等

補助対象者

民間事業者・団体、地方公共団体

特筆すべき要件等

改修後の外皮性能BPIが1.0以下となっていること及び一次エネルギー消費量が省エネルギー基準から用途に応じて30%又は40%程度以上(※)削減されること、BEMSによるエネルギー管理を行うこと 等

※ ホテル・病院・百貨店・飲食店等: 30%、事務所・学校等: 40%
改修前のBPIが1.0以下の建築物は用途に応じ40%又は50%以上

外皮の高断熱化



高効率空調機器等の導入



省エネルギー基準から、用途に応じて30%又は40%程度以上削減

※ ZEB基準の水準の省エネ性能: 一次エネルギー消費量が省エネルギー基準から用途に応じて30%又は40%程度削減されている状態。

問い合わせ先

環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室

／住宅・建築物脱炭素化事業推進室 0570-028-341

北海道地方環境事務所 地域脱炭素創生室 011-299-2460

事業内容

既存の業務用建築物の先進的な脱炭素改修を促進するため、脱炭素改修の実施に併せて、建築物のライフサイクル全体でのCO₂排出量の低減に資する技術・建材等を取り入れたモデル実証を実施する取組に対して支援する。

補助対象物

断熱窓、断熱材、高効率空調機器、高効率照明、高効率給湯機器 等

補助率

脱炭素改修：改修内容に応じて補助率1/2～1/3、
モデル実証：補助率2/3

補助対象者

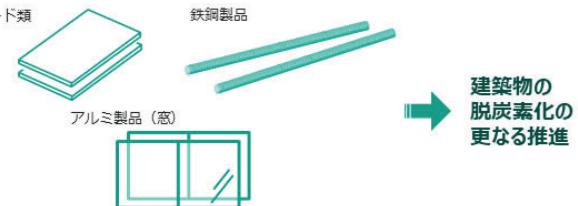
地方公共団体、民間事業者・団体

外皮の高断熱化・高効率空調機器等の導入



CO₂削減効果の高い技術・建材の導入のモデル実証も実施

(例) EPD取得済建材等、WEBPRO未評価技術15項目等



※ ZEB基準の水準省エネ性能：一次エネルギー消費量が省エネ基準から用途に応じて30%又は40%程度削減されている状態。

問い合わせ先

環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室
／住宅・建築物脱炭素化事業推進室
北海道地方環境事務所 地域脱炭素創生室 011-299-2460

0570-028-341

DOゼロカーボン建築サポートセンター

事業内容

建築住宅分野において脱炭素化の取組を効果的に進めるため、北方建築総合研究所、(一財)北海道建設技術センターと連携し、脱炭素化に取り組む市町村や民間事業者を支援する。

1 支援の範囲

(1) 建築物の脱炭素化に関すること	(2) 民間住宅の脱炭素化施策に関すること
①建築物のZEB化に係る事業計画（技術・予算）策定 ②国の補助事業に係る最新情報や活用方法 ③ZEB化した施設や既存施設のエネルギーの運用改善 ④その他施設の脱炭素化に関すること	①民間住宅施策・計画にZEHなどの脱炭素化視点の導入 ②新築（既存）住宅建設（改修）補助制度への省エネ・再エネ性能基準の導入 ③脱炭素化にも貢献する北方型住宅モデル団地等の計画 等

2 支援の方法

研修会の開催

ZEB等の脱炭素化の技術や補助事業、民間住宅施策等について、研修会を開催します。

- ①技術情報の紹介
- ②補助事業の紹介
- ③事例の紹介
- ④完成施設の見学

相談窓口の開設

相談窓口を開設し、ZEB等の脱炭素化の技術や、民間住宅施策に関する相談に対応します。

- ①事業計画関連
- ②補助事業関連
- ③技術関連
- ④住宅建設支援

専門技術者の派遣

市町村に専門技術者を派遣し、現地において技術支援します。

- (期間：1～2日)
- ①事業計画担当者（道職員）
 - ②補助事業担当者（道職員）
 - ③専門技術者（北総研職員等）
 - ④民間住宅支援担当者（道職員）

問い合わせ先

北海道 建設部 建築局 建築整備課 011-204-5601

事業内容

住宅・建築物のカーボンニュートラルの実現に向け、既存住宅・建築物の省エネ改修を加速するため、省エネ改修に係る支援を行う。

補助対象物

住宅・建築物の、①省エネ診断、②省エネ設計等、③省エネ改修（建替えを含む）

補助率

○住宅

上記① 民間実施：国と地方で2/3、公共実施：国1/2

上記②+③ 民間実施：国と地方の補助上限

省エネ基準適合レベル：30万円/戸（交付対象費用の4割を限度）

ZEHレベル：70万円/戸（交付対象費用の8割を限度）

公共実施：国の補助上限

省エネ基準適合レベル：15万円/戸（交付対象費用の2割を限度）

ZEHレベル：35万円/戸（交付対象費用の4割を限度）

○建築物

上記①・② 民間実施：国と地方で2/3、公共実施：国1/3

上記③ 民間実施：国と地方の補助上限

省エネ基準適合レベル：5,600円/m²（交付対象費用の23%を限度）

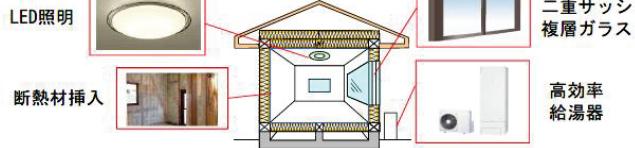
ZEBレベル：9,600円/m²（交付対象費用の23%を限度）

公共実施：国の補助上限

省エネ基準適合レベル：2,800円/m²（交付対象費用の11.5%を限度）

ZEBレベル：4,800円/m²（交付対象費用の11.5%を限度）

【既存住宅の省エネ改修のイメージ】



補助対象者

地方公共団体・民間事業者等

特筆すべき要件等

省エネ改修（建替えを含む）の対象となる工事は、開口部・躯体等の断熱化工事・設備の効率化に係わる工事
※補助対象物・補助率・補助対象者等の要件については、地方公共団体の補助制度の規定により更に限定される場合がある。

問い合わせ先

国土交通省 住宅局 住宅生産課 03-5253-8111

北海道開発局 事業振興部 都市住宅課 011-709-2311（内線5877）

（事業実施は、補助制度を創設している地方公共団体において実施）

住宅・建築物需給一体型等省エネルギー投資促進事業

事業内容

大幅な省エネ実現と再エネの導入により、年間の一次エネルギー消費量の収支ゼロを目指した住宅・建築物のネット・ゼロ・エネルギー化を中心に、民生部門の省エネ投資を促進する。

① ゼッチ・マンション（ZEH-M）の実証支援

超高層の集合住宅におけるZEH化の実証等により、新たなモデルの実証を支援する。

※①については、過去に採択した複数年度の案件の実施分。

② ネット・ゼロ・エネルギー・ビル（ZEB：ゼブ）の実証支援

ZEBの設計ノウハウが確立されていない民間の大規模建築物（新築：1万m²以上、既築：2千m²以上）について、先進的な技術等の組み合わせによるZEB化の実証を支援し、その成果の横展開を図る。

③ 既築住宅のZEH改修実証支援

省エネ設備への更新や断熱強化等の省エネリフォームに対して支援を行うことで、従来のZEH以上の住宅への改修を普及させることを目指す。

補助対象物

住宅・ビルのネット・ゼロ・エネルギー化、省エネ投資

補助率

①1/2 ②2/3 ③1/2

補助対象者

民間企業等



問い合わせ先

経済産業省 資源エネルギー庁 省エネルギー・新エネルギー部 省エネルギー課 03-3501-9726
北海道経済産業局 エネルギー対策課 011-709-1753

※現時点令和7年度事業が未定のため、上記は令和6年度公募内容をもとに記載しています。

建築物等のZEB化・省CO2化普及加速事業のうち ZEB普及促進に向けた省エネルギー建築物支援事業

061

事業内容

業務用施設のZEB化普及促進に資する高効率設備導入等の取組を支援する。

- ①新築建築物のZEB普及促進支援事業
- ②既存建築物のZEB普及促進支援事業
- ③非住宅建築物ストックの省CO2改修調査支援事業

補助対象物

ZEB化に必要な、断熱改修、空調・給湯・換気設備、再エネ設備、受変電設備、BEMS等

補助率

- ①・②それぞれ右表のとおり（上限額5億円）
- ③1/2（上限100万円）

補助対象者

民間事業者・団体（※1）、地方公共団体（※2）
③については（※1）、（※2）の制限なし

特筆すべき要件等

- ①・②の優先採択：以下に該当する事業
- ・補助対象事業者が締結した建築物木材利用促進協定に基づき木材を用いる事業
- ・CLT等の新たな木質部材を用いる事業
- ③：ZEBプランナーの関与、BEIの算出、データの提供・公開等

問い合わせ先

環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室
／住宅・建築物脱炭素化事業推進室 0570-028-341

北海道地方環境事務所 地域脱炭素創生室 011-299-2460

延べ面積	補助率等	
	新築建築物	既存建築物
2,000m ² 未満	『ZEB』1/2 Nearly ZEB 1/3 ZEB Ready 対象外	『ZEB』2/3 Nearly ZEB 1/2※3 ZEB Ready 対象外
2,000m ² ～10,000m ²	『ZEB』1/2 Nearly ZEB 1/3 ZEB Ready 1/4	『ZEB』2/3 Nearly ZEB 2/3 ZEB Ready 2/3
10,000m ² 以上	『ZEB』1/2 Nearly ZEB 1/3 ZEB Ready 1/4 ZEB Oriented 1/4	『ZEB』2/3 Nearly ZEB 2/3 ZEB Ready 2/3 ZEB Oriented 1/2※4

※1 都道府県、指定都市、中核市及び施行時特例市を除く

※2 延べ面積において新築の場合10,000m²以上、既存の場合2,000m²以上の建築物については民間事業者・団体等は対象外

※3 令和6年度補正予算事業は補助率2/3

※4 令和6年度補正予算事業は補助率2/3

建築物等のZEB化・省CO2化普及加速事業のうち LCCO2削減型の先導的な新築ZEB支援事業

062

事業内容

建築物の運用時及び建築時、廃棄時に発生するCO2（ライフサイクルCO2：LCCO2）を削減し、かつ先導的な取組を行うZEB建築物の普及拡大のため、下記の要件を満たす建築物についてZEB化に資するシステム・設備機器等の導入を支援する。

補助対象物

ZEB化に必要な、断熱改修、空調・給湯・換気設備、再エネ設備、受変電設備、BEMS等

補助率

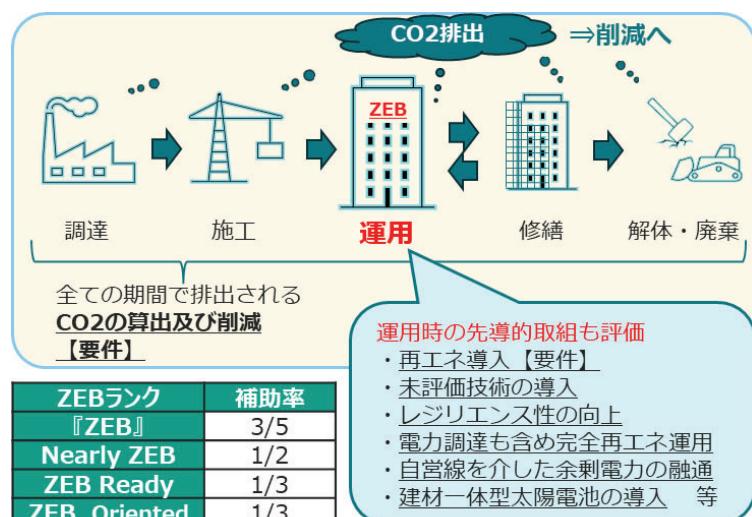
右表のとおり（上限額5億円）

補助対象者

民間事業者・団体（※1）
地方公共団体一般（※2）

特筆すべき要件等

- 優先採択：以下に該当する事業
- ・補助対象事業者が締結した建築物木材利用促進協定に基づき木材を用いる事業
- ・CLT等の新たな木質部材を用いる事業



ZEBランク	補助率
『ZEB』	3/5
Nearly ZEB	1/2
ZEB Ready	1/3
ZEB Oriented	1/3

※1 都道府県、指定都市、中核市及び施行時特例市を除く

※2 延べ面積において10,000m²以上、建築物については民間事業者・団体等は対象外

問い合わせ先

環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室
／住宅・建築物脱炭素化事業推進室 0570-028-341

北海道地方環境事務所 地域脱炭素創生室 011-299-2460

事業内容

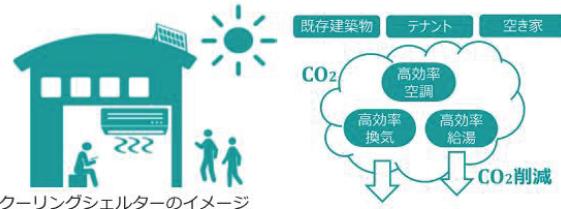
①業務用施設における省CO2化・熱中症対策等支援事業

様々な業務用施設等の改修に際し、高効率な設備の導入支援を行い、熱中症対策等にも資する既存建築物の省CO2化の促進を図る。

②フェーズフリーの省CO2独立型施設支援事業

クーリングシェルターや災害時の活動拠点としても利用可能な独立型施設（コンテナハウス等）に対して、高機能空調、再エネ設備等の導入支援を行い、平時の省CO2化と同時に地域の熱中症対策とレジリエンス性能の向上を目指す。

①業務用施設における省CO2化・熱中症対策等支援事業のイメージ



②フェーズフリーの省CO2独立型施設支援事業のイメージ



補助対象物

空調や換気・給湯に係る高効率機器、再エネ設備等

補助率

①1/3 ※補助対象によって上限額の設定あり

◆補助要件：各事業による指定のCO2排出削減、運用改善に係る取組の実施等

②1/3 ※コンテナハウス本体は補助対象外

補助対象者

民間事業者・団体、地方公共団体

問い合わせ先

環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室 0570-028-341

北海道地方環境事務所 地域脱炭素創生室 011-299-2460

戸建住宅ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）化等支援事業

事業内容

戸建住宅の高断熱化による省エネ・省CO2化を支援するため、以下の補助を行う。

- ①戸建住宅（注文・建売）において、ZEHの交付要件を満たす住宅新築する者に対する定額補助
- ②ZEH以上の省エネと断熱等級性能6以上の外皮性能を満たし、設備の効率的運用等により再エネの自家消費率拡大を目指した戸建住宅（ZEH+）に対する定額補助
- ③上記①、②に蓄電池システムを設置、低炭素化に資する素材（CLT（直交集成板）等）を一定量以上使用、または先進的再エネ熱利用技術を活用する場合に別途補助
- ④ZEH+化については、高度エネマネ、おひさまエコキュート、EV充電設備を導入する場合も別途補助
- ⑤既存戸建住宅の断熱リフォームに対し補助

補助対象物

戸建住宅の高断熱化による省エネ・省CO2化

補助率

①55万円/戸 ②90万円/戸 ③蓄電池2万円/kWh（上限額20万円/台）等

④高度エネマネ定額2万円/戸等

⑤1/3（上限120万円/戸。蓄電池、電気ヒートポンプ式給湯機への別途補助）

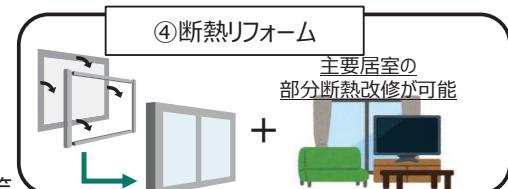
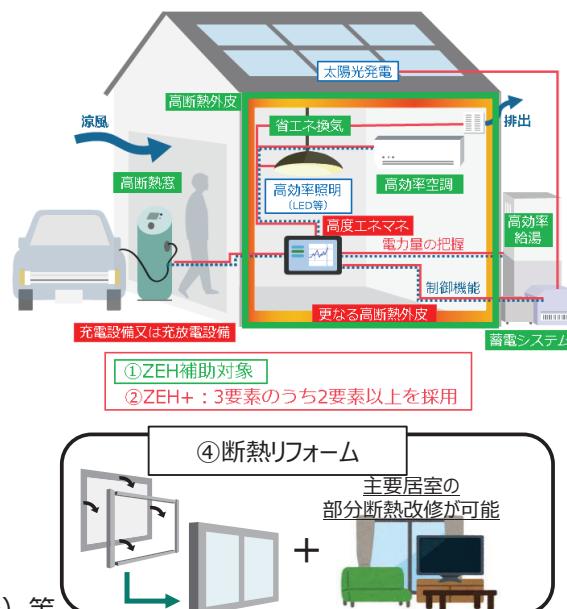
補助対象者

民間事業者等

問い合わせ先

環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室／住宅・建築物脱炭素化事業推進室 0570-028-341

北海道地方環境事務所 地域脱炭素創生室 011-299-2460



事業内容

くらし関連分野のGXの実現に向けて、2050年ストック平均でZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）基準の水準の省エネルギー性能の確保を目指す牽引役として、ZEH基準の水準を大きく上回る性能を有する省エネ住宅の早期普及を図るため、脱炭素志向型住宅（GX志向型住宅）の導入に対して支援を行う。

補助対象

新築戸建住宅、新築集合住宅

補助率

160万円／戸

主な要件

- ①一次エネルギー消費量の基準（BEI） ≤ 0.65 （省エネのみ）
- ②一次エネルギー消費量削減率100%以上※1,2（再生エネ等含む）
- ③断熱等性能等級6以上 など

※1 寒冷地等の場合は75%以上、都市部狭小地等の場合を除く

※2 集合住宅は、別途住宅部分の階層により設定

補助対象者

民間事業者・団体

問い合わせ先

環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室／住宅・建築物脱炭素化事業推進室 0570-028-341
北海道地方環境事務所 地域脱炭素創生室 011-299-2460



脱炭素志向型住宅
(GX志向型住宅)



(イメージ)



環境・ストック活用推進事業のうち

サステナブル建築物等先導事業（省CO2先導型）

事業内容

2050年カーボンニュートラルの実現に向け、住宅・建築物の脱炭素化をさらに推進するとともに、国際的な潮流に応じるため、ライフサイクルカーボンをより的確に算出・削減する先導的な事業等へ重点的に支援を行う。

サステナブル建築物等先導事業は、CO2の削減、健康・介護、災害時の継続性、防犯対策、建物の長寿命化等に寄与する先導的な技術が導入されるリーディングプロジェクトを支援する。

補助対象物

設計費、建設工事費等のうち、先導的と評価された部分

補助率

1/2

補助限度額 原則3億円／プロジェクト

新築の建築物又は共同住宅について
建設工事費の5%

補助対象者

民間事業者等

令和7年4月中旬頃より募集開始

問い合わせ先

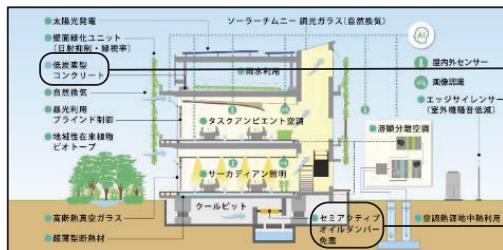
国土交通省 住宅局参事官（建築企画担当）付
過去の採択事例や技術の詳細、Q&A等は、建築研究所の
HP (<https://www.kenken.go.jp/shouco2/>) に掲載。

補助要件

- ・「先進性」と「普及・波及性」を兼ね備えたプロジェクトを先導的と評価
- ・学識経験者から構成される評価委員会において評価し、採択を決定
- ・「ライフサイクルカーボンをより的確に算出し削減する取組」等に資するプロジェクト等も積極的に評価

先導技術の一例

■建築物



■建設における省CO2効果がある技術

■建物を長寿命化させる取組

事業内容

カーボンニュートラルの実現に向け、炭素貯蔵効果が期待できる中大規模木造建築物の普及に資するプロジェクトや先導的な設計・施工技術が導入されるプロジェクトに対して支援を行う。

補助要件

- ①主要構造部に木材を一定以上使用すること
- ②建築基準上、耐火構造又は準耐火構造とすることが求められること
- ③不特定の者の利用又は特定多数の者の利用に供する用途であること
- ④木造建築物の普及啓発に関する取組がなされること
- ⑤ZEH・ZEB水準に適合すること
- ⑥伐採後の再造林や木材の再利用等に資する取組がなされること 等
※先導的なプロジェクトの場合は、有識者委員会で先導性を評価されること

【補助対象イメージ】



補助対象物

【調査設計費】及び【建設工事費】

補助率

【設計調査費】木造化に関する費用の1/2以内

【建設工事費】木造化による掛増し費用の1/3以内

(ただし算出が困難な場合は、建設工事費の7%以内)

【補助限度額】合計2億円※先導的なプロジェクトの場合は、補助率及び補助限度額を引き上げ

補助対象者

民間事業者等 令和7年4月より提案募集開始予定

問い合わせ先

国土交通省 住宅局 住宅生産課 木造住宅振興室

(評価事務局 (HP: <https://yuryo-mokuzou.mlit.go.jp>) において実施予定)

地上9階建て混構造事務所
【出典】熊谷組HP

子育てグリーン住宅支援事業

事業内容

2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、新築住宅について、エネルギー価格などの物価高騰の影響を特に受けやすい子育て世帯などに対して、「ZEH水準を大きく上回る省エネ住宅」の導入や、2030年度までの「新築住宅のZEH基準の水準の省エネルギー性能確保」の義務化に向けた裾野の広い支援を行うとともに、既存住宅について、省エネ改修等への支援を行う。

※子育て世帯：18歳未満の子を有する世帯、若者夫婦世帯：夫婦のいずれかが39歳以下の世帯

補助対象物

高い省エネ性能を有する住宅の新築、一定のリフォームが対象（事業者が申請）

※経済対策閣議決定日（令和6年11月22日）以降に、新築は基礎工事より後の工程の工事、リフォームはリフォーム工事に着手したものに限る

（交付申請までに事業者登録が必要）。

補助率

住宅の新築(注文住宅・分譲住宅・賃貸住宅)		
対象世帯	対象住宅	補助額
すべての世帯	GX志向型住宅	160万円/戸
子育て世帯等	長期優良住宅 建替前住宅等の除却を行う場合	100万円/戸
	上記以外の場合	80万円/戸
ZEH水準住宅	建替前住宅等の除却を行う場合	60万円/戸
	上記以外の場合	40万円/戸

※詳細については下記HP参照

既存住宅 ^{※12} のリフォーム ^{※13}		
メニュー	補助要件	補助額 ^{※14}
Sタイプ	必須工事3種の全てを実施	上限: 60万円/戸
Aタイプ	必須工事3種のうち、いずれか2種を実施	上限: 40万円/戸
補助対象工事		
必須工事 ^{※15}	①開口部の断熱改修、②躯体の断熱改修、③エコ住宅設備の設置	
附帯工事 ^{※16}	子育て対応改修、バリアフリー改修等	

※12: 賃貸住宅や、賃取再販事業者が扱う住宅も対象に含まれる。

※13:「断熱窓への改修促進等による住宅の省エネ・省CO2排出削減事業」(環境省)、「高効率給湯器導入促進による家庭部門の省エネ・ZEH水準を大きく上回る省エネ性能の新築・改修事業」(経済産業省)及び「既存賃貸集合住宅の省エネ化支援事業」(経済産業省)【以下「連携事業」という。】とのワンストップ対応を実施し、併せて実施することが可能。

※14: 補助額はリフォーム工事の内容に応じて定める額を合算した額。

※15: ①、②については、ZEH水準に相当する省エネ性能以上の改修工事に限る。

※16: 補助対象となるのは「必須工事」を行う場合に限る。なお、この場合、連携事業のうち、環境省事業は必須工事の、経済産業省事業は必須工事③として扱う。

補助対象者

注文住宅・賃貸住宅の新築工事若しくは新築分譲住宅の販売又は住宅のリフォーム工事を行う事業者（補助金は住宅取得者等に還元）

申請期限

申請開始～予算上限に達するまで（遅くともR7.12末まで）

問い合わせ先

住宅省エネ2025キャンペーン 補助事業合同お問い合わせ窓口 0570-022-004 (IP電話からのお問い合わせ: 03-6629-1601)
(<https://kosodate-green.mlit.go.jp>)

事業内容

既存住宅における熱損失が大きい窓の断熱性能を高めることにより、エネルギー費用負担の低減、健康で快適な暮らしの実現、2030年度の家庭部門からのCO2排出量約7割削減（2013年度比）への貢献し、くらし関連分野のGXを加速させる。

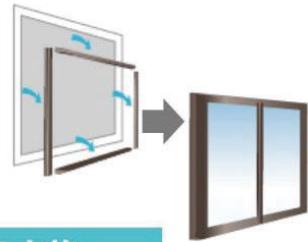
補助対象

窓（ガラス・サッシ）の断熱改修工事
※熱貫流率（Uw値）1.9以下等、建材トップランナー制度
2030年目標水準値を超えるもの等、一定の基準を満たすもの

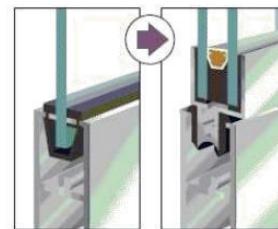
内窓設置



外窓交換



ガラス交換



補助額

工事内容に応じて定額（補助率1/2相当等）（上限200万円）

問い合わせ先

住宅省エネ2024キャンペーン 補助事業合同お問い合わせ窓口
ナビダイヤル：0570-200-594

環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室 0570-028-341
北海道地方環境事務所 地域脱炭素創生室 011-299-2460

給湯省エネ事業のうち

高効率給湯器導入促進による家庭部門の省エネルギー推進事業費補助金

事業内容

消費者等による高効率給湯器の導入を促進する取り組みに係る設備の導入に要する経費の一部を支援する。

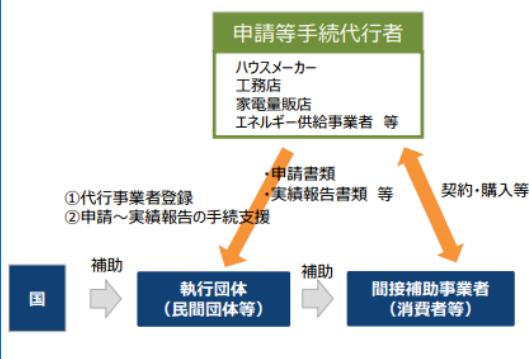
補助対象

戸建、共同住宅等に寄らず、新築注文住宅・新築分譲住宅・既存住宅(リフォーム)に高効率給湯器を設置する事業

補助額

導入する高効率給湯器に応じて定額を補助
※主な補助額（機器・性能毎に金額が異なります）
 ① ヒートポンプ給湯機
 （エコキュート） 10万円／台
 ② 電気ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯機
 （ハイブリッド給湯機） 13万円／台
 ③ 家庭用燃料電池
 （エネファーム） 20万円／台

消費者等に対し、家庭でのエネルギー消費量を削減するために必要な高効率給湯器の導入に係る費用を補助。
 ※申請手続については、消費者等と契約の締結等を行った事業者等が代行する



※補正予算案閣議決定日以降に契約を締結し、事業者登録後に着工したものに限る。

問い合わせ先

住宅省エネ2025キャンペーン 補助事業合同お問い合わせ窓口 0570-022-004
IP電話等からのお問い合わせ 03-6629-1601
北海道経済産業局 総合エネルギー広報室 011-756-6717

事業内容

既存賃貸集合住宅における小型の省エネ型給湯器（エコジョーズ等）の導入に係る費用を補助（定額）する。

補助対象

賃貸集合住宅のオーナー等（区分所有者、オーナーから管理委託を受けている者を含む）で、給湯器の設置工事の発注者（リース利用含む）が補助対象。補助金の交付申請は、工事発注者（共同事業者）と工事元請事業者（補助事業者）が共同で行う。

補助額

導入する小型の省エネ型給湯器に応じて定額を補助

- | | |
|----------|-----------------|
| ① エコジョーズ | 5万円／台（追い炊き機能無し） |
| | 7万円／台（追い炊き機能有り） |
| ② エコフィール | 5万円／台（追い炊き機能無し） |
| | 7万円／台（追い炊き機能有り） |

※ドレン水排水工事の内容によって加算あり



問い合わせ先

住宅省エネ2025キャンペーン 補助事業合同お問い合わせ窓口 0570-022-004

IP電話等からのお問い合わせ 03-6629-1601

北海道経済産業局 総合エネルギー広報室 011-756-6717

参考URL : <https://chintai-shoene2025.meti.go.jp/>

既存住宅の断熱リフォーム支援事業

事業内容

既存住宅の断熱リフォームによる省エネ・省CO₂化を支援するため、以下の補助を行う。

- ①既存戸建住宅の断熱リフォーム
- ②既存集合住宅の断熱リフォーム

補助対象物

外壁の断熱改修

内窓設置、外窓、玄関ドア交換

居間だけの断熱改修



補助率

- ①既存戸建住宅の断熱リフォームに対し1/3補助

上限:120万円/戸

（蓄電システム、熱交換型換気設備等への別途補助）

- ②既存集合住宅の断熱リフォームに対し1/3補助

上限:15万円/戸（玄関ドアも改修する場合は上限20万円/戸
熱交換型換気設備等への別途補助（集合個別のみ）

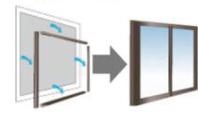
外壁の断熱改修など
既存の断熱材を撤去し、
敷込断熱等を施工



内窓設置
既存サッシの内側に
樹脂製の内窓を設置



外窓交換
古いサッシの枠に重ねて
新たなサッシを取付けなど



補助対象者

住宅所有者等

問い合わせ先

環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室 0570-028-341

北海道地方環境事務所 地域脱炭素創生室 011-299-2460

集合住宅の省CO2化促進事業

073

事業内容

集合住宅の省エネ・省CO2化、高断熱化を支援するため、以下の補助を行う。

- ①新築低層ZEH-M（3層以下）への定額補助、②新築中層ZEH-M（4～5層）への定額補助
- ③新築高層ZEH-M（6～20層）への定率補助
- ④上記に蓄電池を設置、低炭素化に資する素材（CLT（直交集成板））を一定量以上使用、先進的再工法、熱利用技術を活用する又はV2Hを導入する場合に別途補助
- ⑤既存集合住宅の断熱リフォーム

補助対象物

集合住宅の省エネ・省CO2化、断熱リフォーム

補助率

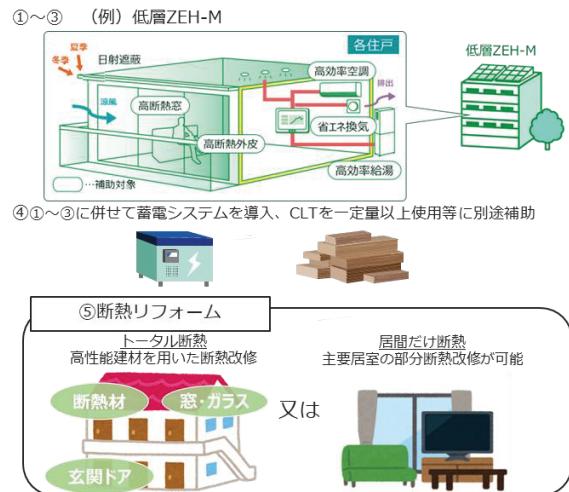
- ①40万円/戸、②40万円/戸、③1/3以内（上限40万円/戸）
(断熱等性能等級6以上かつ1次エネルギー▲30%以上を達成した場合、②は定額50万円/戸、③は上限50万円/戸)
- ④蓄電システム2万円/kWh
(上限20万円/台、一定の条件を満たす場合は24万円/台) 等
- ⑤1/3
(上限15万円/戸、玄関ドアも改修する場合は20万円/戸)

補助対象者

民間事業者等

問い合わせ先

環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室
／住宅・建築物脱炭素化事業推進室 0570-028-341
北海道地方環境事務所 地域脱炭素創生室 011-299-2460



クリーンエネルギー自動車導入促進補助金

074

事業内容

導入初期段階にある電気自動車や燃料電池自動車等について、購入費用の一部補助を通じて初期需要の創出や量産効果による価格低減を促進するとともに、需要の拡大を見越した企業の生産設備投資・研究開発投資を促進する。

補助対象物

車両

（電気自動車、軽電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車、電動二輪） ※補助対象例

補助率

車両により補助額の設定あり

補助対象者

個人および法人、地方公共団体など

問い合わせ先

事務局（一社）次世代自動車振興センター 03-3548-3231
北海道経済産業局 製造・情報産業課 011-709-1784



参考URL

【（一社）次世代自動車振興センター】<http://www.cev-pc.or.jp/>

【経済産業省HP】

https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/mono/automobile/cev/r5hosei_cev.html

事業内容

①ハイブリッド及び天然ガストラック・バス導入支援事業

一定の燃費性能を満たすHV（ハイブリッド自動車）・NGV（天然ガス自動車）トラック・バス等の購入に対して支援を行う。

②低炭素型ディーゼルトラック普及加速化事業

資力の乏しい中小トラック運送業者に対してよりCO2削減効果の高いトラック（2025年度燃費基準相当を達成している車両）への買い替え等へと誘導

補助対象物

- ①HVトラック、HVバス、NGVトラック、NGVバス
- ②低炭素型ディーゼルトラック

補助率

- ①標準的燃費水準車両との差額の1/2
- ②買い替えの場合は、標準的燃費水準車両との差額の1/2
新規購入の場合は、標準的燃費水準車両との差額の1/3

※ 2025年度燃費基準+5%達成車等は+5万円とする。



HV トラック



NGV トラック



HVバス・NGVバス



補助対象者

民間事業者等（②は中小トラック運送業者に限る。）

問い合わせ先

環境省 水・大気環境局 モビリティ環境対策課 脱炭素モビリティ事業室 03-5521-8301
北海道地方環境事務所 地域脱炭素創生室 011-299-2460

商用車の電動化促進事業

事業内容

省エネ法に基づく「非化石エネルギー転換目標」を踏まえた中長期計画の作成義務化に伴い、BEVやFCVの野心的な導入目標を作成した事業者や、非化石エネルギー転換に伴う影響を受ける事業者等に対して、車両及び充電設備の導入費の一部を補助する。

商用車（トラック・タクシー・バス）の電動化（BEV、PHEV、FCV等※）を集中的に支援する。

※BEV：電気自動車

PHEV：プラグインハイブリッド車、

FCV：燃料電池自動車

補助対象物及び補助率

右図のとおり

補助対象者

民間事業者・団体、地方公共団体等

問い合わせ先

環境省 水・大気環境局 モビリティ環境対策課 脱炭素モビリティ事業室 03-5521-8301
北海道地方環境事務所 地域脱炭素創生室 011-299-2460

【トラック】 補助率：標準的燃費水準車両との差額の2/3 等

補助対象車両の例



EV トラック/バン FCEV トラック

【タクシー】 補助率：車両本体価格の1/4 等

補助対象車両の例



【バス】 補助率：標準的燃費水準車両との差額の2/3 等

補助対象車両の例



EVバス FCEVバス

【建設機械（新規）】 補助率：標準的燃費水準機械との差額の2/3 等

補助対象機械の例



GX建機

【充電設備】 補助率：1/2 等

補助対象設備の例



充電設備

※原則として、上述の車両と
一括りに導入するものに限る

事業内容

充電・水素充てんインフラの整備を支援する。

補助対象物

(1) 充電インフラ整備事業等

電気自動車やプラグインハイブリッド自動車の充電設備の購入費及び工事費や、V2H充放電設備の購入費及び工事費、外部給電器の購入費を補助。

(2) 水素充てんインフラ整備事業

水素ステーションの整備費及び運営費を補助。

補助率

(1) 定額、1/2等

(2) 2/3、1/2

補助対象者

購入者、設置事業者等

問い合わせ先

北海道経済産業局

(1) 製造・情報産業課 011-709-1784

(2) エネルギー対策課 011-709-1753



※現時点で令和7年度事業が未定のため、上記は、
令和6年度公募内容をもとに記載しています。

参考URL：【（一社）次世代自動車振興センター】<http://www.cev-pc.or.jp/>

地域の公共交通×脱炭素化移行促進事業のうち グリーンスローモビリティの導入促進事業

事業内容

地域課題の解決と交通の脱炭素化の同時実現を目指した
グリーンスローモビリティの導入を支援する。



補助対象物

グリーンスローモビリティの車両

脱炭素型地域交通モデル構築に必要なシステム・設備

補助率

1/2

補助対象者

民間企業・団体、地方公共団体等

グリーンスローモビリティ（※）

※時速20km未満で公道を走ることができる電動車を
活用した小さな移動サービス

問い合わせ先

環境省 水・大気環境局 モビリティ環境対策課 脱炭素モビリティ事業室 03-5521-8301

北海道地方環境事務所 地域脱炭素創生室 011-299-2460

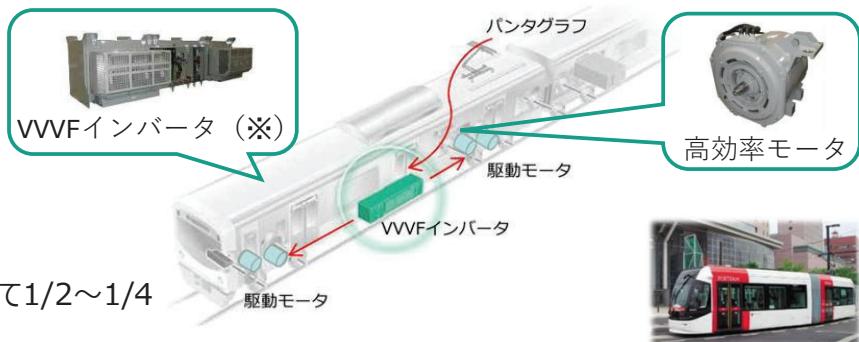
事業内容

・マイカーへの依存度が高い地方都市部を中心に、交通システムの省CO2化を加速させるため、鉄道やLRT（Light Rail Transit）における省CO2効果の高い車両や先進的な省エネ機器等の導入支援を行う。

交通システムの省CO2化に向けた設備整備事業

補助対象物

- ・LRT
- ・CO2削減効果が見込まれる車両、車両に導入する省エネ設備等



補助率

- ・LRT : 1/2
- ・軽量化車両及び省エネ設備は被補助者によって1/2～1/4

※ 駆動モータの回転力及び回転数を制御する装置
(写真は東洋電機製造(株)HPより)

補助対象者

地方公共団体、民間事業者・団体等

問い合わせ先

環境省 水・大気環境局 モビリティ環境対策課 脱炭素モビリティ事業室 03-5521-8301
北海道地方環境事務所 地域脱炭素創生室 011-299-2460

交通混雑緩和が期待される道路整備（社会資本整備総合交付金）

事業内容

交通混雑緩和が期待される道路整備事業（現道拡幅事業等）を支援する。

対策事例



補助率

財政力指数に応じて、5/10～6/10



補助対象者

地方公共団体

問い合わせ先

国土交通省 北海道開発局 建設部 地方整備課
011-709-2311 (内線5676)

右折レーンの設置により、渋滞を緩和。

事業内容

自転車通行空間整備を支援する。

補助率

財政力指数に応じて、5.5/10～6/10

補助対象者

地方公共団体

特筆すべき要件等

- ・地方版自転車活用推進計画に基づく自転車通行空間整備に対して重点的に支援する。
- ・ナショナルサイクルルートにおける自転車通行空間整備に対して特に重点的に支援する。

問い合わせ先

国土交通省 北海道開発局 建設部 地方整備課
011-709-2311（内線5676）

対策事例

矢羽根・路面標示の設置



標識の設置



利用状況

参考URL : https://www.mlit.go.jp/page/kanbo05_hy_000213.html

共創・MaaS実証プロジェクト（共創モデル実証運行事業）

事業内容

共創モデル実証運行事業は、交通を地域の暮らしと一体として捉え、地域の多様な関係者の「共創」（連携・協働）によりその維持・活性化に取り組む事業を支援する。

事業イメージ例

・複数の交通モードにおけるサービスを1つのサービスとして、デジタルを活用して提供したうえで、データの連携・利活用等により、地域が抱える様々な課題の解決に取り組む事業

補助率

2/3

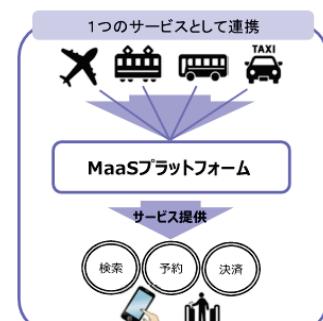
（人口10万人未満の自治体は、500万円以下は定額、500万円超部分は2/3）

補助対象者

都道府県若しくは市町村（以下「地方公共団体」という。）、地方公共団体と連携した民間事業者又はこれらを構成員とする協議会

問い合わせ先

北海道運輸局 交通政策部 交通企画課 011-290-2721
国土交通省 総合政策局 地域交通課 03-5253-8396



事業内容

都市と地方、高齢者・障がい者等を含む全ての地域、全ての人が、どのような時でも最適な移動手段を利用できるよう、様々な移動手法・サービスを組み合わせて1つの移動サービスとしての提供を目指すMaaSの実装に不可欠な交通事業者のデジタル化を支援する。

補助対象物

- ・地域交通キャッシュレス決済導入支援事業
- ・地域交通データ化推進事業
- ・混雑情報提供システム等導入支援事業



補助率

最大1/2～1/3

補助対象者

公共交通事業者、地方公共団体又はこれらを構成員とする協議会

問い合わせ先

北海道運輸局 交通政策部 交通企画課 011-290-2721
国土交通省 総合政策局 モビリティサービス推進課 03-5253-8984

モーダルシフト等推進事業

事業内容

モーダルシフト等の物流効率化を図る取組において、協議会の開催等、物流総合効率化法に基づく総合効率化計画の策定のための調査事業に要する経費に対して支援を行う。また、認定を受けた総合効率化計画に基づき実施するモーダルシフト、幹線輸送の集約化、過疎地域のラストワンマイル配送の効率化及び中継輸送について、初年度の運行経費に対して支援を行う。

補助対象物

- 【計画策定経費補助】
総合効率化計画策定のための調査に要する費用
- 【運行経費補助】
モーダルシフト、幹線輸送集約化
過疎地域のラストワンマイル配送効率化、中継輸送

補助率

計画策定経費補助：定額（上限200万円）
運行経費補助：1/2以内（上限500万円）
※上限引き上げあり

補助対象者

荷主企業及び物流事業者等物流に係る関係者によって構成される協議会

問い合わせ先

北海道運輸局 交通政策部 環境・物流課 011-290-2726
国土交通省 物流・自動車局 物流政策課 03-5253-8799

省人化・自動化への転換・促進を支援

計画策定経費補助・運行経費補助に該当する取組のうち、省人化・自動化に資する機器の導入等を計画したり、実際に当該機器を用いて運行する場合には、補助額上限の引上げ等を行う。

省人化・自動化機器の導入例



無人搬送車



ピッキングロボット



無人フォークリフト

中継輸送の例

ドライバー交代
ヘッド・シャーシ交代 等



参考URL : https://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/freight/ms_subsidy.html

※参考URLは、令和6年度公募内容

事業内容

省CO2化・省人化機器等及び再生可能エネルギー設備の同時導入事例を創出・横展開することでサステナブル倉庫モデルの普及を図り、業界全体におけるCO2排出削減と担い手不足への対応を同時に実現する。

自動化機器・システム等及び再生可能エネルギー設備を同時導入することで、CO2排出削減や担い手不足対策だけでなく、災害時におけるサプライチェーンの維持等、地域課題の解決にも貢献する。

補助対象

物流施設における省CO2化・省人化機器及び再生可能エネルギー設備の同時導入を行う事業

補助対象物

省CO2化・省人化機器等の導入
保管作業や荷役作業の省人化に伴う照明・空調
再エネ設備の導入

補助率

1/2 (上限1億円)

補助対象者

民間事業者・団体、地方公共団体

問い合わせ先

環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室 0570-028-341
北海道地方環境事務所 地域脱炭素創生室 011-299-2460

● 補助対象事業のイメージ



● 省CO2化・省人化機器等の例



※導入により省CO2化されるものに限る。

物流脱炭素化促進事業

事業内容

物流施設等において、大容量蓄電池等を活用した物流の脱炭素化促進に資する取組を実施するため、再生可能エネルギー電気の利用に必要な設備、その電気を利用する車両等の導入を行う実証事業に要する経費の一部を支援する。

補助対象物

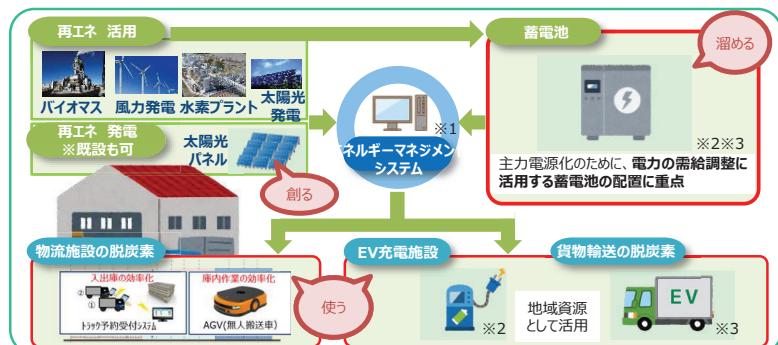
- ・再エネ発電施設（太陽光発電）・蓄電池
- ・エネルギー・マネジメントシステム・EV充電設備
- ・EVトラック等車両、・先進的取組に必要な機器類（トラック予約受付システム、無人搬送機、無人フォークリフト等）

補助要件

- ①再エネ電力の購入、又は、
再エネ発電施設（新設／既設）の導入、及び、
- ②蓄電池、充電設備、エネルギー・マネジメントシステム、
EVトラック等車両の内、いずれか2つ以上を導入
する一体的な取組であること

支援スキーム

物流施設を拠点とした再エネ関連施設・設備等の一体的導入を支援



※1 再エネ電力購入、自家発電力の供給サイドと、倉庫内作業、EV車充電等の需要サイドの需給バランスのベストミックスを実現

※2 非常に災害拠点の非常用電源として活用、地域のEV車に開放

※3 蓄電池、EVトラック産業育成

補助率

1/2 以内 (1事業者あたり最大2億円まで)

補助対象者

貨物運送事業者、貨物利用運送事業者、倉庫事業者等

問い合わせ先

北海道運輸局 交通政策部 環境・物流課 011-290-2726
国土交通省 物流・自動車局 物流政策課 03-5253-8799

事業内容

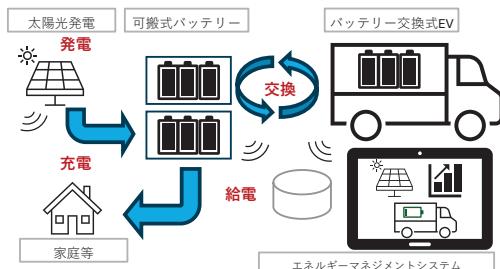
車両の電動化に付随して開発されてきた様々な先端技術・システム等を実社会へ導入するためのモデル実証を実施する。

補助対象物

可搬型バッテリーと再エネを組み合わせたエネルギー管理や車載型太陽光パネル、非接触給電等の実証 等

補助率

委託、補助 1/2



エネルギー管理の実証（カートリッジ式蓄電池（可搬型バッテリー）の活用 等）

補助対象者

地方公共団体、民間事業者・団体等

問い合わせ先

環境省 水・大気環境局 モビリティ環境対策課 脱炭素モビリティ事業室 03-5521-8301
北海道地方環境事務所 地域脱炭素創生室 011-299-2460

事業内容

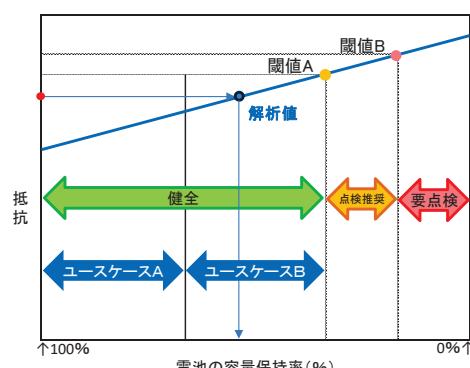
電動商用車用リチウムイオンバッテリー（LiB）の信頼性/耐久性/性能等について統一的に評価するための閾値の整理、標準化に向けた検討等のための実証を実施。

補助対象物

LiBの信頼性/耐久性/性能等について統一的に評価するための閾値の整理、標準化に向けた検討等のための実証 等

補助率

委託、補助 1/2



劣化状況に応じた性能目標（閾値）の整理

補助対象者

地方公共団体、民間事業者・団体等

問い合わせ先

環境省 水・大気環境局 モビリティ環境対策課 脱炭素モビリティ事業室 03-5521-8301
北海道地方環境事務所 地域脱炭素創生室 011-299-2460

事業内容

重量車両等の電動化困難領域における脱炭素化に必要な技術的課題に対応する、革新的な取組（水素内燃機関、ドローン配送等）のモデル的な実証を行う。

補助対象物

水素内燃機関、ドローン配送等のモデル的な実証



補助率

委託、補助 1/2

配送によるラストワンマイル共同輸配送 + ドローン配送

補助対象者

地方公共団体、民間事業者・団体等

問い合わせ先

環境省 水・大気環境局 モビリティ環境対策課 脱炭素モビリティ事業室 03-5521-8301
北海道地方環境事務所 地域脱炭素創生室 011-299-2460

事業内容

多様な現場において電動農機の利用及び生産性向上のモデルケースを形成する実証を行い、今後の電動農機の普及拡大につなげる。

補助対象物

多様な現場での農業機械の電動化モデルケースの構築

多様な現場でのモデルケースの構築

補助率

委託、補助 2/3

小型トラクタ



草刈り機



補助対象者

地方公共団体、民間事業者・団体等

問い合わせ先

環境省 水・大気環境局 モビリティ環境対策課 脱炭素モビリティ事業室 03-5521-8301
北海道地方環境事務所 地域脱炭素創生室 011-299-2460

地域循環型エネルギーシステム構築

091

みどりの食料システム戦略の実現に向けて、地域の再生可能エネルギー資源を活用した地域循環型エネルギーシステムの構築のための再生可能エネルギー利用のモデル的取組及び未利用資源（稲わら、もみ殻、竹、廃菌床等）のエネルギー利用を促進する取組を支援する。

事業内容

1. 営農型太陽光発電のモデル的取組支援

地域ぐるみの話し合いによって、適切な営農と発電を両立する営農型太陽光発電のモデルを策定し、導入実証を行う取組を支援する。



営農型太陽光発電のイメージ

ペロブスカイトのイメージ
(積水化学提供)

2. 次世代型太陽電池（ペロブスカイト）のモデル的取組支援

農林漁業関連施設等への次世代型太陽電池（ペロブスカイト）と蓄電池の導入実証を支援する。

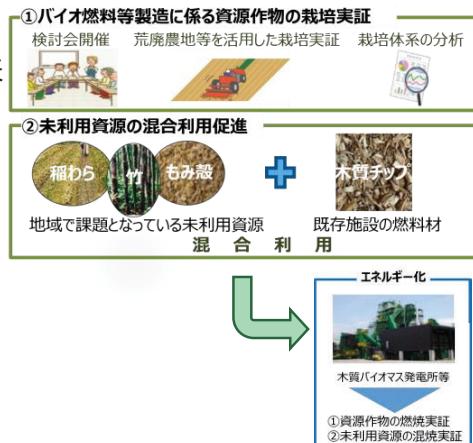
3. 未利用資源等のエネルギー利用促進への対策調査支援

①バイオ燃料等製造に係る資源作物の栽培実証

国産バイオマスの一層の活用に向け、荒廃農地等を活用した資源作物由來のバイオ燃料等製造に係る検討、栽培実証、既存ボイラーにおける燃焼実証等を支援する。

②未利用資源の混合利用促進

木質バイオマス施設等における未利用資源の投入・混合利用を促進するため、既存ボイラー形式等の仕様・運用実態等の調査や炉への影響や混合利用による効果の検証等を支援する。



補助率

定額、1/2以内

補助対象者

協議会等、地方公共団体、民間団体等

問い合わせ先

農林水産省大臣官房環境バイオマス政策課 03-6744-1508 北海道農政事務所生産支援課 011-330-8807
(3の事業) 03-6738-6479

農業農村整備事業

092

競争力強化のための農地の大区画化や水田の汎用化・畑地化、新たな農業水利システムの構築、国土強靭化のための農業水利施設の計画的な更新・長寿命化、省エネ化・再エネ利用、省力化等による適切な保全管理、農地等の湛水被害防止対策、ため池の防災・減災対策、流域治水対策、農道や集落排水等の生活インフラの整備等を推進する。

事業内容

1. 農業の成長産業化に向けた農業生産基盤整備

（農業競争力強化対策）

担い手への農地の集積・集約化や高収益作物への転換を図るため、農地中間管理機構との連携等により、農地の大区画化や水田の汎用化・畑地化等の基盤整備を推進する。また、水利用の高度化や水管理の省力化を図るために、パイプライン化やICTの導入等による新たな農業水利システムの構築等を推進する。

2. 農業水利施設の戦略的な保全管理、防災・減災対策 (国土強靭化対策)

老朽化した農業水利施設の計画的な更新・長寿命化、省エネ化・再エネ利用、省力化等による適切な保全管理、農地の湛水被害防止対策、ため池の防災・減災対策、流域治水対策等を推進する。

3. 農村生活環境施設の戦略的な保全管理、防災・減災対策 (国土強靭化対策)

農村に人が安心して住み続けられる条件を整備するため、農道や集落排水施設、地域資源利活用施設の整備等を推進する。



補助率

1/2等

補助対象者

都道府県、市町村等

問い合わせ先

農林水産省農村振興局設計課 03-3502-8695

地方の裁量によって実施する農林水産業の基盤整備や農山漁村の防災・減災対策を支援する。

事業内容

- 都道府県又は市町村は、地域の実情に応じて農山漁村地域整備の目標等を記載した農山漁村地域整備計画を策定し、これに基づき事業を実施する。
- 農業農村、森林、水産の各分野において、農山漁村地域の生産現場の強化や防災力の向上のための事業を選択して実施することができる。
 - 農業農村分野：農地整備、農業用用排水施設整備、海岸保全施設整備等
 - 森林分野：予防治山、路網整備等
 - 水産分野：漁港漁場整備、漁村環境整備、海岸保全施設整備等
- このほか、盛土による災害の防止に向けた緊急的な対策等を支援する。
- 都道府県又は、市町村は、自らの裁量により地区ごとに交付金の配分ができる。また、都道府県の裁量で地区間の融通ができる。



補助率

1/2等

補助対象者

都道府県、市町村等

問い合わせ先

- (農業農村分野) 農林水産省農村振興局地域整備課 03-6744-2200
 (森林分野) 林野庁計画課 03-3501-3842
 (水産分野) 水産庁計画・海業政策課 03-6744-2387

環境保全型農業直接支払交付金

農業の持続的な発展と農業の有する多面的機能の発揮を図るとともに、みどりの食料システム戦略の実現に向けて、農業生産に由来する環境負荷を軽減する取組と合わせて行う地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い農業生産活動を支援する。第3期対策から、支援対象取組等を一部見直し、有機農業の移行期への重点支援や、水田からのメタン排出を抑制するための仕組みの導入などを行う。

事業内容

1. 環境保全型農業直接支払交付金

- 対象者：農業者の組織する団体、一定の条件を満たす農業者等
- 対象となる農業者の要件：
 - ア 主作物について販売することを目的に生産を行っていること
 - イ 環境負荷低減のチェックシートによる自己点検に取り組むこと
 - ウ 環境保全型農業の取組を広げる活動（技術向上や理解促進に係る活動等）に取り組むこと
- 支援対象活動：化学肥料、化学合成農薬を原則5割以上低減する取組と合わせて行う地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い営農活動
- 取組拡大加算：有機農業の新規取組者の受け入れ・定着に向けた活動を支援

○ 交付単価

全国共通取組		交付単価 (/10a)
有機農業	そば等雑穀、飼料作物以外	14,000円
	土壤診断に加え、堆肥の施用、緑肥の施用、炭の投入のいずれかを実施する場合、2,000円加算	
	そば等雑穀、飼料作物	3,000円
	堆肥の施用 ^{注1)}	3,600円
	緑肥の施用 ^{注1)}	5,000円
総合防除 ^{注1)}	そば等雑穀、飼料作物以外	4,000円
	そば等雑穀、飼料作物	2,000円
	炭の投入	5,000円

注1) 主作物が水稻の場合、長期中干しや秋耕等のメタン削減対策をセットで実施

地域特認取組
交付単価は、都道府県が設定します。
取組拡大加算
交付単価 4,000円/10a (新規取組面積当たり)

補助率

補助対象者

- 定額 農業者団体等、都道府県、市町村等

問い合わせ先

農林水産省農産局農業環境対策課 03-6744-0499 北海道農政事務所生産支援課 011-330-8807

事業内容

地域共同で行う、多面的機能を支える活動や、地域資源（農地、水路、農道等）の質的向上を図る活動を支援する。

- ① 農地維持支払 地域資源の基礎的保全活動等の多面的機能を支える共同活動を支援する。
- ② 資源向上支払 地域資源の質的向上を図る共同活動、施設の長寿命化のための活動を支援する。

農地維持支払

- ・農地法面の草刈り、水路の泥上げ、農道の路面維持 等
- ・農村の構造変化に対応した体制の拡充・強化、地域資源の保全管理に関する構想の策定 等



農地法面の草刈り



水路の泥上げ



農道の路面維持

資源向上支払

- ・水路、農道、ため池の軽微な補修、景観形成や生態系保全などの農村環境保全活動 等
- ・老朽化が進む水路、農道などの長寿命化のための補修 等



水路のひび割れ補修



農道の窪みの補修



ため池の外来種駆除

【加算措置】

項目	要件
多面的機能の更なる 増進への支援	多面的機能の増進を図る活動の取組数を新たに1つ以上 増加させる場合等 (加算対象活動に「水管理を通じた環境負荷低減活動の 強化」の項目を含む。)
水田の雨水貯留機能 の強化（田んぼダム） への支援	資源向上支払（共同）の交付を受ける田面積の1/2以上 で取り組む場合
組織の体制強化への支援	化学肥料等を原則5割以上低減する取組と併せて環境負 荷軽減に取り組む面積が増加する場合

補助率 定額

補助対象者 活動組織、広域活動組織

問い合わせ先 農林水産省農村振興局農地資源課 03-6744-2197

飼料生産基盤立脚型酪農・肉用牛産地支援事業のうち

飼料の有機栽培

事業内容

酪農・肉用牛経営者等が取り組む飼料の有機栽培を支援する。

- ① 対象者：酪農・肉用牛経営者等で組織された地域協議会
- ② 単価：青刈りとうもろこし等 45,000円/ha以内、牧草 15,000円/ha以内
※同じ作付地への交付期間は最大3年間

※作付面積の拡大に伴う効率化を考慮した係数を乗じて交付

(150超~300ha以下の部分：係数1ha×2.0、300ha超の部分：係数1ha×2.8)

- ③ 事業に参加する酪農・肉用牛経営者等の要件：

- ・酪農経営者は事業実施年度を通じて生乳を出荷、肉用牛経営者は事業実施年度に継続して牛を飼養し、年度内に牛を出荷・販売していること
- ・北海道においては、対象牛の飼養頭数（4月1日時点）1頭あたり40a以上の飼料作付面積を有すること

対象牛：（酪農経営者）満24か月齢以上の乳用雌牛、満7か月齢以上の肉用種及び交雑種の牛
(肉用牛経営者) 満7か月齢以上の牛

- ④ 取組方法：

- ・地域協議会は有機栽培の要件を満たした飼料生産を行う有機栽培計画を作成し、飼料作物の生産を実施
- ・有機栽培計画に参加する酪農・肉用牛経営者等は、飼料の有機栽培の取組について環境負荷低減事業活動実施計画又は特定環境負荷低減事業活動実施計画（みどり認定）の認定を道府県より受けること



ひとりでも、グループでも、
環境にやさしい畜産業に取り組んで

みどり認定

を受けましょう!!



補助率

定額

補助対象者

地域協議会等

問い合わせ先

農林水産省 畜産局 企画課 03-3502-0874

北海道農政事務所 生産支援課 011-350-7656

有機農業拠点創出・拡大加速化事業

地域ぐるみの有機農業の取組を推進するため、みどりの食料システム法に基づく**特定区域の設定等**に向けて取り組む地域に対し、**生産から消費まで一貫して有機農業を推進する取組の試行や体制づくり、産地と消費地が連携した消費拡大の取組等**への支援により、**有機農業の推進拠点となる地域（オーガニックビレッジ）を創出する**。あわせて、有機農業の拡大を加速化するため、**有機農業を広く県域で指導できる環境整備**に向けた取組を支援する。

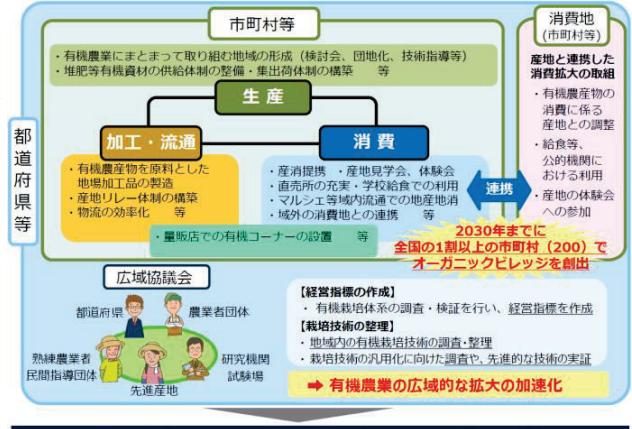
事業内容

1. 有機農業推進拠点（オーガニックビレッジ）づくりの推進

生産から消費まで一貫して有機農業を推進する地域ぐるみの取組を推進するため、試行的な取組を通じた**有機農業実施計画の策定**を支援するとともに、同計画に基づく**産地づくり**に向けた定着・普及に必要な取組や**産地と消費地が連携した消費拡大の取組**を支援する。また、**有機農業の大幅な面積拡大**に向けて、高能率作業機械や大ロット輸送システムの導入など生産から消費の取組を行う取組を支援する。

2. 有機農業の拡大加速化の推進

広く県域で取組を行う協議会等による、**有機農業に係る経営指標の作成**に向けた調査・検討、**有機栽培技術の調査・分析・実証**及びこれらに基づく「**経営・技術指導マニュアル**」の作成や有機農業の広域指導に向けた計画の策定を支援する。



オーガニックビレッジを拠点として、有機農業の取組を広域に展開

補助率

定額、1/2以内

補助対象者

市町村等
協議会等（都道府県を含む）

問い合わせ先

農林水産省農産局農業環境対策課 03-6744-2114 北海道農政事務所生産支援課 011-330-8807

グリーンな栽培体系加速化事業

みどりの食料システム戦略の実現に向けて、産地に適した「環境にやさしい栽培技術」と「省力化に資する先端技術等」を取り入れた「**グリーンな栽培体系**」への転換を加速化するため、産地に適した技術を検証し、定着を図る取組を支援する。

事業内容

農業生産における環境負荷低減の取組を推進するため、各産地におけるグリーンな栽培体系に向けた以下の取組を支援

- ①環境にやさしい栽培技術及び省力化に資する先端技術等の検証
- ②①に必要なスマート農業機械等の導入
- ③①と併せて行う環境に配慮して生産した農産物への消費者の理解醸成
- ④グリーンな栽培体系の実践に向けた栽培マニュアルの作成、
産地内への普及に向けた産地戦略（ロードマップ）の策定

＜主な採択基準＞

以下の2点のうち、いずれか一方を満たしていること。

■検証・普及を加速化すべき環境にやさしい栽培技術を検証すること

■複数の産地が連携して環境にやさしい栽培技術を検証すること

※詳細は農林水産省HP（ページ下部URL参照）に掲載されている事業説明資料の15～17ページをご参照ください。

補助率

定額、1/2以内

補助対象者

協議会（都道府県又はJAを含む）、地方公共団体等

問い合わせ先

農林水産省農産局技術普及課 03-6744-2107 北海道農政事務所生産支援課 011-330-8807

グリーンな栽培体系

環境にやさしい栽培技術

化学農薬の使用量低減
化学肥料の使用量低減
有機農業の取組面積の拡大
温室効果ガスの排出削減
水田からのメタンの排出削減
バイオ炭の農地施用
石油由来資材からの転換
プラスチック被覆肥料の被覆殻対策
省資源化 等

省力化に資する技術

慣行の栽培体系と比べて省力化される技術
環境にやさしい栽培技術の省力化を図る技術

都道府県域で環境負荷低減による先進的な産地構築を面的に推進するため、みどり認定農業者等による環境負荷低減の取組の拡大・定着に向けた技術指導・販路拡大等をトータルにサポートする体制を構築し、これまでに創出したモデル地区の取組を横展開する。

事業内容

1. みどりトータルサポートチームの体制整備

① みどりトータルサポートチームの構築

みどり認定農業者等が認定計画に基づき環境負荷低減の取組を拡大・定着させるための生産面・販売面の課題解決を目的とした、みどりトータルサポートチームの構築及びその運営を支援

② 専門技術を持つ指導者の育成

有機農業等の技術指導を行う人材の育成の支援

2. 環境負荷低減による先進的な産地構築の推進

みどりトータルサポートチームが行う課題解決に必要な以下の取組を支援する。

① 環境負荷低減事業活動の拡大・定着に向けた生産から販売・経営までの課題解決サポート

・環境と調和した栽培を行うための助言・指導、検討会、展示会の設置、堆肥などの資材調達に必要な事業者とのマッチング

・環境負荷低減に資する農産物等の販路拡大に向けた小売・流通・加工事業者とのマッチング、消費者に対する理解醸成を支援

・J-クレジットの導入・拡大に向けた伴走支援

・みえるらべる取得のための伴走支援

② 地域ぐるみの取組拡大に向けた関係者の意識醸成・合意形成

・みどり法に基づく特定認定・有機協定の締結に向けた地域の農業者及び地権者の意識醸成、合意形成のためのコーディネートを支援



補助率

定額

補助対象者

都道府県、協議会等（都道府県を含む）

問い合わせ先

農林水産省大臣官房みどりの食料システム戦略グループ 03-6744-7186

有機転換推進事業

みどりの食料システム戦略の実現に向けて、新たに有機農業を開始する農業者に対して支援する。

事業内容

1. 有機農業への転換推進

新たに有機農業への転換等を実施する農業者に対して、有機種苗の購入や土づくり、病害虫が発生しにくい場環境の整備といった有機農業の生産を開始するにあたり必要な経費について支援する。

① 対象者：ア 有機農業に取り組む新規就農者

イ 慣行農業から有機農業への転換に取り組む農業者

② 対象農地：慣行農業から有機農業への転換初年度となる農地

③ 単価：10 a当たり2万円以内

④ 要件：将来的に国際水準の有機農業に取り組むこと及び、「みどり認定」を受けている又は受ける予定があること 等

2. 推進事務

都道府県、市町村等による有機転換推進事業の推進を支援する。



補助率

定額

補助対象者

農業者、市町村、協議会（市町村を含む）等

問い合わせ先

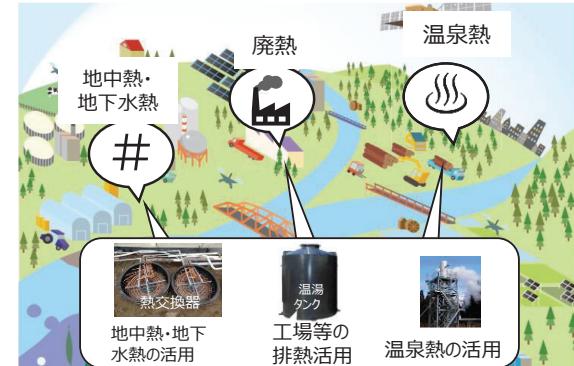
農林水産省農産局農業環境対策課 03-6744-2114 北海道農政事務所生産支援課 011-330-8807

みどりの食料システム戦略の実現に向けて、地域資源・再生可能エネルギー等を活用した持続可能な施設園芸への転換を促進するため、SDGsに対応し、環境負荷低減と収益性向上を両立した重点支援モデルを確立するための栽培実証や産地内への普及の取組を支援する。

事業内容

施設園芸分野で化石燃料からの脱却に向け、地域の気象条件や栽培管理方法、エネルギー資源等を踏まえた施設園芸モデルの策定を促進する。都道府県等において、地中熱や地下水熱等の地域資源・再生可能エネルギー等を活用し、慣行よりもCO₂を大幅に削減可能で、収益性向上と両立可能な施設園芸の重点支援モデルの確立・普及に必要な以下の取組について支援する。

- ①地域に適した重点支援モデルを確立するための栽培・経営実証
- ②地域における地中熱・地下水熱、廃熱、温泉熱等のエネルギーの賦存量調査及び賦存量マップの作成
- ③産地に重点支援モデルを普及するための経営指標やマニュアルの作成、セミナー等による情報発信



補助率

定額、1/2以内

補助対象者

協議会（都道府県、農業者等を含む）、都道府県、市町村、農業協同組合

問い合わせ先

農林水産省農産局園芸作物課 03-3593-6496 北海道農政事務所生産支援課 011-330-8807

（参考）農林水産省HP「施設園芸における化石燃料の使用量削減に向けた取組について」：

<https://www.maff.go.jp/j/seisan/ryutu/engei/sisetsu/midori.html>

強い農業づくり総合支援交付金

食料・農業・農村基本法の改正を踏まえた食料システムを構築するため、生産から流通に至るまでの課題解決に向けた取組、産地の収益力強化と持続的な発展及び食品流通の合理化に向け、強い農業づくりに必要な産地基幹施設、卸売市場施設の整備等を支援する。

事業内容

①食料システム構築支援タイプ

食料・農業・農村基本法の改正を踏まえた食料システムを構築するため、実需とのつながりの核となる拠点事業者と農業者・産地等が連携し、生産から流通に至るまでの課題解決に必要なソフト・ハードの取組を一体的に支援する。

②産地基幹施設等支援タイプ

産地農業において中心的な役割を果たしている農業法人や農業者団体等による集出荷貯蔵施設や冷凍野菜の加工・貯蔵施設等の産地の基幹施設の整備等を支援する。

③卸売市場等支援タイプ

物流の効率化、品質・衛生管理の高度化、産地・消費地での共同配送等に必要なストックポイント等の整備を支援する。

補助率

定額、1/2以内等

補助対象者

農業者の組織する団体等

問い合わせ先

- ①②の事業 農林水産省農産局総務課生産推進室 03-3502-5945
- ③の事業 大臣官房新事業・食品産業部食品流通課 03-6744-2059
- 北海道農政事務所生産支援課 011-330-8807



収益力強化に計画的に取り組む産地に対し、農業者等が行う高性能な機械・施設の導入や栽培体系の転換等に対して総合的に支援する。また、輸出事業者等と農業者が協働で行う取組の促進等により海外や加工・業務用等の新市場を安定的に獲得していくための拠点整備、需要の変化に対応する園芸作物等の先導的な取組、全国産地の生産基盤の強化・継承、土づくりの展開等を支援する。

事業内容

- 施設園芸産地において、燃油依存の経営から脱却し省エネ化を図るために必要なヒートポンプ等の導入を支援する。
- 全国的な土づくりの展開を図るため、堆肥や緑肥等を実証的に活用する取組を支援する。

農業の国際競争力の強化



補助率

定額、1/2以内等 農業者等

補助対象者

- ①の事業 農林水産省農産局総務課生産推進室 03-3502-5945
 ②の事業 農林水産省農産局農業環境対策課 03-3593-6495
 北海道農政事務所生産支援課 011-330-8807

国内肥料資源利用拡大対策事業

肥料の国産化に向けて、畜産業由来の堆肥や下水汚泥資源などの国内資源の肥料利用を推進するため、肥料の原料供給事業者、肥料製造事業者、肥料利用者の連携づくりや施設整備等を支援するとともに、肥料小売価格の急騰が見込まれる場合に実施する影響緩和対策に関する調査等を実施する。

事業内容

- 施設整備等への支援

堆肥等の高品質化・ペレット化など、広域流通等に必要な施設整備等を支援する。
- 国内資源の肥料利用拡大等の取組への支援

ア ほ場での効果検証の取組、成分分析、検討会開催、機械導入等を支援する。
 　イ 関係事業者間のマッチングや理解情勢等の取組を支援する。
- 肥料価格急騰対策に関する調査

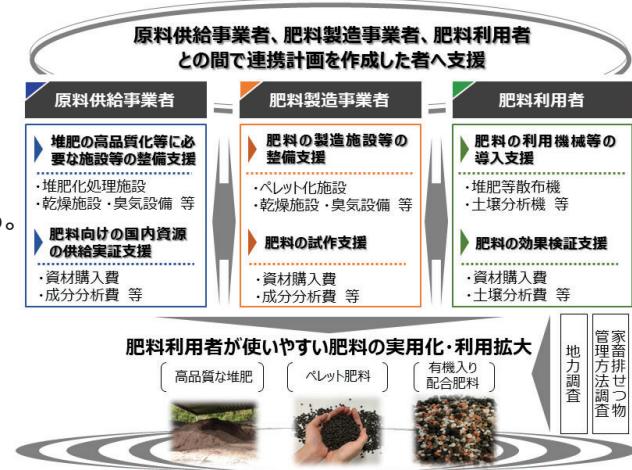
国内外の肥料原料価格等の動向を把握する調査を行う。
- 国内資源の肥料利用拡大に向けた調査

ア 国内資源の肥料利用の効率化に必要な全国の土壤養分等の状況を調査し、土地生産力を明らかにする。
 　イ 家畜排せつ物等の高度利用実態等を調査する。

補助率

定額、1/2以内 民間団体等

補助対象者



問い合わせ先

農林水産省農産局技術普及課 03-6744-2107、農業環境対策課 03-3593-6495
 畜産局畜産振興課 03-6744-7189

有機農業推進総合対策事業

105

有機農業の拡大に向けた現場の取組を推進するため、産地販売戦略の企画助言・新規就農者の農用地確保の支援や、農業者の技術習得等による人材育成、広域的に有機農業の栽培技術を提供する民間団体の指導活動等を一体的に行う取組や、加工食品原料の国産化、消費拡大に資する消費者理解醸成の取組等を支援する。

事業内容

1. 有機農業新規参入促進事業

農業者が有機農業に新規参入しやすい環境を一体的に整備するため、以下の取組を支援する。

- ①オーガニックプロデューサーによる産地販売戦略の企画助言や新規就農者の農用地確保の支援等
- ②新たに有機農業に取り組む農業者に対する、有機JASに関する講習受講等の支援
- ③有機農業の現地指導・研修を広域的に行う団体等の指導活動

2. 有機加工食品原料国産化支援事業

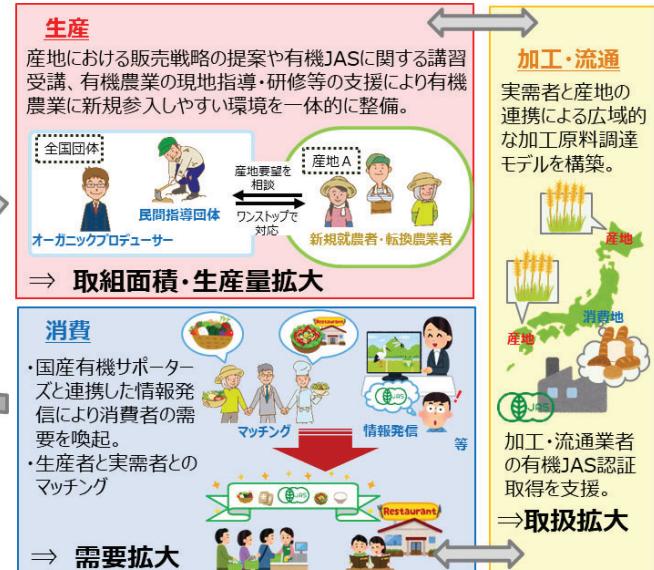
国産原料を使用した有機加工食品の取扱いを拡大するため、以下の取組を支援する。

- ①実需者と産地が連携した加工原料の共同調達
- ②有機JAS認証取得や商品開発等
- ③流通・加工事業者に向けた事例紹介等の情報発信

3. 国産有機農産物等需要拡大支援事業

国産有機食品に対する需要を拡大するため、以下の取組を支援する。

- ①小売等の事業者（国産有機サポーターズ）と連携した消費者への情報発信
- ②有機農業の環境保全効果を訴求する資料の作成や消費者向けセミナー開催
- ③生産者と小売事業者、外食・中食事業者等とのマッチング



補助率

定額、1/2以内

補助対象者

民間団体等、農業者等、加工事業者等

問い合わせ先

農林水産省農産局農業環境対策課 03-6744-2494

みどりの事業活動を支える体制整備

106

みどりの食料システム法に基づき認定を受けた事業者が行う、**資材の生産・販売**や環境負荷低減の取組を通じて生産された農林水産物を用いた**新商品の生産・販売**、**農林水産物の流通の合理化**に必要な**機械・施設の導入**等を支援する。また、みどりの食料システム法に基づき特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受けた農林漁業者等が行う**環境負荷低減事業活動に必要な機械・施設の導入**を支援する。

事業内容

1. 認定基盤確立事業者が行う資材の生産・販売等に必要な機械・施設の導入

みどりの食料システム法に基づき基盤確立事業実施計画の認定を受けた事業者が行う、下記の取組を支援する。

- ①環境負荷低減に資する資材の生産及び販売
資材の生産・販売に必要となる機械・施設の導入等や調査・分析・改良
- ②環境負荷低減の取組を通じて生産された農林水産物を用いた加工品の生産
環境負荷低減の取組を通じて生産された**農林水産物（有機農産物等）**を用いた**商品生産に必要な機械・施設導入**や商品改良、需要開拓に必要な調査・分析・情報発信等
- ③環境負荷低減の取組を通じて生産された農林水産物の流通の合理化
環境負荷低減の取組を通じて生産された**農林水産物（有機農産物等）**の**流通の合理化に必要な機械・施設導入**等や製品流通のための調査等

2. 農林漁業者が行う環境負荷低減の取組に必要な機械・施設の導入

みどりの食料システム法に基づき特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受けた農林漁業者又はグリーン化に向けた新たな環境直接支払交付金の設計のための緊急調査事業によりデータの計測・提供を行うみどり認定者が行う、環境負荷低減の取組に必要な**機械や施設**（除草機、堆肥舎等）の導入を支援する。

① 資材の生産・販売	② 新商品の生産・販売	③ 流通の合理化
農業系廃棄物の炭化装置	野菜等の加工工場	小規模貯蔵施設
未試験の作物での栽培実証	新商品PRのための展示会への出展	生産者の合意形成のための打合せ

○環境負荷低減の取組を行う農林漁業者への支援

水田除草機	堆肥舎
機械・施設導入	機械・施設導入

補助率

定額、1/2以内

補助対象者

民間団体等

問い合わせ先

農林水産省大臣官房みどりの食料システム戦略グループ03-6744-7186

みどりの食料システム戦略の実現に向けて、地域のバイオマスを活用したエネルギー地産地消の実現に向けたバイオマスプラント等の調査、設計、施設整備を支援するとともに、バイオ液肥散布車等の導入やバイオ液肥の利用促進のための取組等を支援する。

事業内容

1. 地産地消型バイオマスプラントの導入（施設整備）

家畜排せつ物、食品廃棄物、農作物残渣等の地域資源を活用し、売電に留まることなく、熱利用、地域レジリエンス強化を含めた、エネルギー地産地消の実現に向けて、調査、設計、施設整備（マテリアル製造設備を含む）、施設の機能強化対策、効果促進対策等を支援する。

2. バイオ液肥散布車等の導入（機械導入）

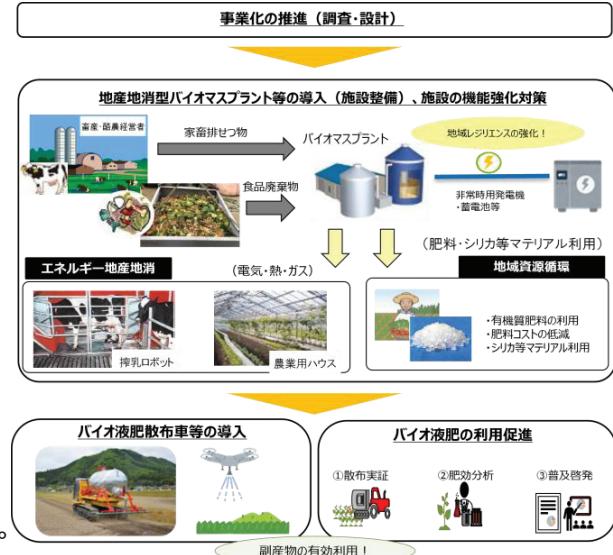
メタン発酵後の副産物（バイオ液肥）の肥料利用を促進するため、バイオ液肥散布車等の導入を支援する。

3. バイオ液肥の利用促進

①散布機材や実証ほ場を用意し、バイオ液肥を実際にほ場に散布する（散布実証）。

②散布実証の結果に加え、バイオ液肥の成分や農産物の生育状況を調査・分析し、肥料効果を実証する（肥効分析）。

③普及啓発資料や研修会等により利用拡大を図る（普及啓発）。



補助率

定額、1/2以内

補助対象者

地方公共団体、民間団体等

問い合わせ先

農林水産省大臣官房環境バイオマス政策課 03-6738-6479 北海道農政事務所生産支援課 011-330-8807

農林漁業を核とした循環経済先導地域づくり

農山漁村地域に賦存する資源・再生可能エネルギーの地域循環を進めることで、環境と調和のとれた持続可能な農林漁業を実現するとともに、地域の災害へのレジリエンスの強化、資金の地域外流出防止を図り、魅力ある農山漁村づくりを推進する。

地域の資源・再生可能エネルギーを地域の農林漁業で循環利用する包括的な計画を策定した市町村（農林漁業循環経済先導地域）において、農林漁業を核とした循環経済構築の取組を支援する。

事業内容

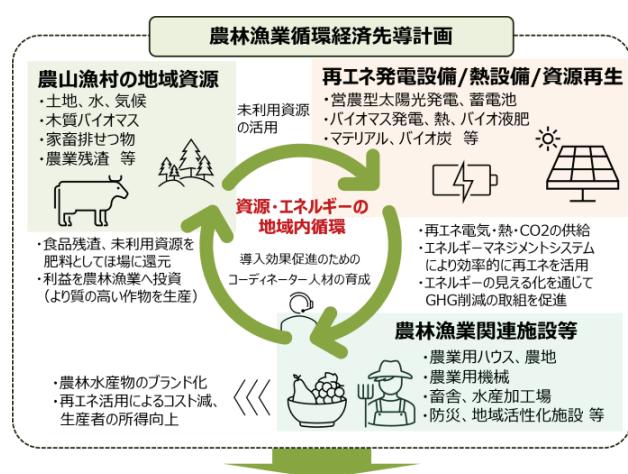
1. 農林漁業循環経済先導地域づくりの推進

農林漁業循環経済先導地域の構築に向け、以下の取組を支援する。

- 農林漁業者、地方公共団体等の関係者による計画策定・体制整備
- 課題解決に向けた調査・検討、地域人材の育成、栽培実証等
- 再エネ設備を効率的に運用するために必要な施設、付帯設備等（自営線、蓄電池、エネルギー・マネジメントシステム（VEMS）等）、営農型太陽光発電設備の導入

2. 農林漁業循環経済先導地域づくりに向けた施設整備等

農林漁業循環経済先導計画に基づき行う施設の整備等を各種支援事業の優遇措置等により支援する。



補助率

定額、1/2以内

補助対象者

民間団体等

問い合わせ先

農林水産省大臣官房環境バイオマス政策課

地域資源を活用した再生可能エネルギーの導入促進、国産バイオマスのフル活用、脱炭素化を目指す地域への情報展開、専門家による相談対応、先進事例等の調査・検証・分析、情報発信ツールの整備、地域由来の未利用バイオマス資源の循環利用促進等農林漁業の脱炭素化やイノベーションの推進に向けた取組を支援する。

事業内容

1. 専門家によるワンストップ対応及び普及支援

農山漁村地域における再生可能エネルギーの導入に向け、農林漁業者や市町村等からの問合せをワンストップで受け付け、現場のニーズに応じて、設備導入や基本計画、設備整備計画の作成、協議会の設置に向けた専門家による相談対応、現地への派遣、セミナー等の開催の取組について支援する。また、様々な課題解決に向けた取組事例について情報を収集し、再エネ設備導入の普及を支援する。

2. バイオマス活用展開調査

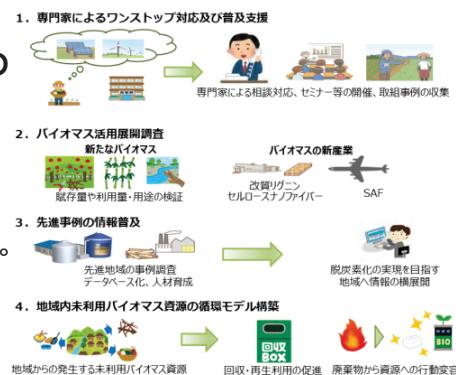
バイオマスのフル活用に向けて、把握できていないバイオマスについて賦存量や利用量・用途の検証、バイオマス産業の市場規模の算出及びフォローアップの検証等の取組を支援する。

3. 先進事例の情報普及

脱炭素化の実現を目指す地域へ情報を横展開していくため、バイオマス産業都市等におけるバイオマス利活用構想の先進事例等の調査、情報発信ツールの整備やバイオマスの活用に関する人材育成等の取組を支援する。

4. 地域内未利用バイオマス資源の循環モデル構築

地域で発生する未利用のバイオマス資源の効率的な回収・再生利用の促進に向け、「廃棄物」から「資源」へ転換するモデル的取組を支援する。



補助率

定額

補助対象者

民間団体等

問い合わせ先

農林水産省大臣官房環境バイオマス政策課 03-6744-1508

みどりの食料システム戦略の実現に向けて、食料システムの関係者による環境負荷低減の取組の更なる理解・活用促進に加え、「見える化」の推進や農業分野のJ-クレジットの創出を推進する。また、「みどりの食料システム戦略」のアジア・モンスーン地域への展開を図るため、二国間クレジット制度（JCM）の活用に向けた環境整備を推進する。

事業内容

1. 「みどりの食料システム戦略」に基づく環境負荷低減の取組の更なる理解・活用促進

「みどりの食料システム戦略」の具体的な取組の認知拡大等を図るため、官民連携による戦略的な情報発信や環境に配慮して生産された農産物の購入を促す取組を通じた消費者の行動変容を推進するほか、J-クレジットにおける方法論の新規策定等を実施する。

2. 環境負荷低減の取組の「見える化」の充実

「見える化」の拡大のため、畜産物や花きを対象とした評価手法の検討等を実施する。また、加工食品について自動的なカーボンフットプリントの算定に係る実証を実施する。

3. 農業分野のJ-クレジット創出の推進

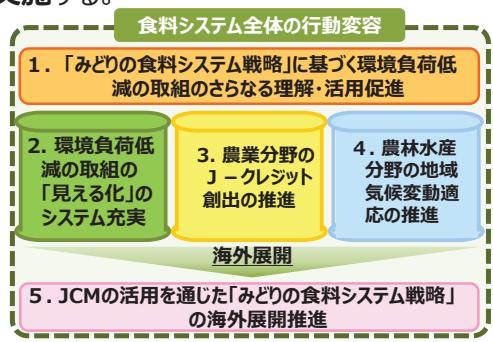
農業分野におけるJ-クレジット創出拡大のため、農業者等が取り組むプロジェクトの形成やクレジットの認証、審査能力の強化等を支援する。

4. 農林水産分野の地域気候変動適応推進

地方公共団体等への情報提供のため、近年の記録的な猛暑を踏まえた効果的な適応策の調査を実施する。

5. JCMの活用を通じた「みどりの食料システム戦略」の海外展開推進

我が国の技術をアジア・モンスーン地域に展開するため、二国間クレジット制度（JCM）の活用に向けた審査体制整備や方法論の作成支援等を実施する。



補助率

委託（1, 2, 4, 5の事業） 民間団体等
定額（3の事業）

補助対象者

民間団体等

問い合わせ先

農林水産省大臣官房みどりの食料システム戦略グループ
地球環境対策室 03-6744-2473

2050年カーボン・ニュートラルの実現
国際的な環境負荷低減への貢献

プラスチック汚染に関する法的拘束力のある国際文書（条約）に係る動向を踏まえつつ、プラスチックの更なる使用削減・適正回収・リサイクル等に向けて、①プラスチックの排出抑制に向けた農業分野の計画を策定するための検討会を開催するとともに、②プラスチック代替資材への切替えの検討や、③農業用資材の資源循環利用の推進の取組を支援する。

事業内容

1. 排出抑制・循環利用に向けた農業分野の計画策定

プラスチックに関する条約に係る動向を踏まえ、農業分野のプラスチック使用削減・適性回収・リサイクル等に係る課題と対応策を整理し、国内計画を策定するための検討会の開催を行う。

2. プラスチック代替資材導入推進事業

紙・生分解性プラスチック等を使用したプラスチック代替資材の導入によるプラスチックの排出抑制の取組を支援する。

①プラスチック代替資材の実用化

生分解性の分析、認証取得及び実用化に向けた農業生産現場での実証、現場導入の検討等

②プラスチック代替資材の普及のための情報発信

マルチ等の農業資材の情報を収集し、認証取得、活用事例等を発信。

3. 農業用資材の資源循環利用推進事業

農業由来廃プラスチックの排出抑制や資源循環利用の推進に向け、以下の取組を実施する意欲的な都道府県協議会・市町村協議会等を支援する。

- ①生分解性マルチや中長期展張フィルムの活用等の廃プラスチックの排出抑制につながる取組促進のための研修や広報等の普及啓発
- ②現状で取り組んでいないリサイクル方法（マテリアルリサイクル・ケミカルリサイクル等）への転換に向けた検討会の開催やリサイクル事業者と連携した廃棄物処理や再資源化処理の試行的な取組

補助率

委託（1の事業） 民間団体等（1, 2の事業） 農林水産省農産局農業環境対策課 03-3502-5956
定額（2, 3の事業） 協議会等（3の事業） 園芸作物課 03-3593-6496

補助対象者

問い合わせ先

森林整備事業＜公共＞

事業内容

- ① 間伐や再造林等の適切な森林整備を推進します。
- ② 林業適地等における林道の開設・改良等を推進します。
- ③ 奥地水源林等について、公的主体による復旧・整備を推進します。
- ④ 林道の強靭化に向け、防災上重要な幹線林道の開設・改良・機能回復や林道施設の老朽化対策を推進します。

補助対象物

森林整備（間伐や路網整備、再造林等）

補助率

1/2、3/10 等

補助対象者

都道府県、市町村、森林所有者 等

問い合わせ先

林野庁 整備課 03-6744-2303

北海道森林管理局 企画課 011-622-5228

北海道 水産林務部 林務局 森林整備課 011-204-5505

○間伐や再造林、路網整備等

〈林業適地等における対応〉

- 低コスト造林による再造
- 林面積の確保
- 路網整備の推進により
- 再造林等を後押し



森林資源の
適正な管理

公益的機能の持続的発揮



○豪雨・台風等による被害を受けた森林等の整備、林道の強靭化

公的主体による復旧・整備を推進



防災上重要な幹線林道について、排水施設の整備等の機能回復を支援



簡単な排水施設の整備

森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策

事業内容

カーボンニュートラルの実現に向け、森林の循環利用を促進する観点から、川上から川下までの森林・林業・木材産業政策を総合的に推進します。

補助対象物

[林業・木材産業循環成長対策]

搬出間伐、路網整備、低コスト再造林対策、高性能林業機械の導入、コンテナ苗生産基盤施設等の整備、公共建築物等の木造・木質化、木材加工流通施設等の整備 等

[林業デジタル・イノベーション総合対策]

林業機械の自動化・遠隔操作化技術、森林内通信技術、木質系新素材等の開発・実証、地域一体で林業活動にデジタル技術をフル活用する取組 等

[建築用木材供給・利用強化対策]

建築用木材（木質耐火部材等）の利用実証、強度や耐火性に優れた建築用木材に係る技術の開発・普及、円滑な木材供給のための環境整備に向けた木材安定供給体制の構築、中高層・非住宅建築物の標準的な木造化モデルの開発・普及、寸法の標準化に係る設計・建築の実証 等

[木材需要の創出・輸出力強化対策]

林地残材の活用を更に促進するための環境整備、「地域内エコシステム」の普及、販売力強化のための協議会設立、海外市場のテストマーケティングの実践・分析 等

[林業デジタル・イノベーション総合対策]

<p>林業イノベーションハブ構築事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ○林業事業者や異分野企業等が参画するプラットフォームを構築・運営 ○林業のデジタル化に取り組む地域への伴走支援 ○新技術導入に向けたルールづくりなどの環境整備 	<p>戦略的技術開発・実証事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ○自動化機械、木質系新素材等の開発・実証 <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;"> <p>林業機械の自動化等に向けた開発・実証</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>スギを原料とする新素材「改質リグニン」の社会実装に向けた技術の開発・実証</p> </div> </div>	<p>ICT活用推進対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ○技術者育成、ソフト等の導入、林地台帳を効率的に更新するツールの整備 	<p>デジタル林業戦略拠点構築推進事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「デジタル林業戦略拠点」の構築 <p>森林調査、伐採・流通、再造林等へのデジタル技術の活用等</p> <p>地域コンソーシアム（都道府県・市町村）</p> <p>森林情報の提供、関係者の意見調整</p> <p>森林組合、林業事業体</p> <p>出材コーディネーター（県森連等）</p> <p>林業支援サービス事業体、機械メーカー</p> <p>大学・研究機関</p> <p>デジタル技術、機器・アプリ等の提供</p> <p>金融機関</p> <p>資金計画のアドバイス</p> <p>森林情報の提供、関係者の意見調整</p> <p>森林組合、林業事業体</p>
---	---	--	---

[建築用木材供給・利用強化対策]



[木材需要の創出・輸出力強化対策]



補助率

設備等、対象により、1/3、1/2、2/3、定額 等

補助対象者

民間事業者・団体、地方公共団体 等

問い合わせ先

林野庁 計画課 03-6744-2082

北海道森林管理局 企画課 011-622-5228

参考URL : <https://www.rinya.maff.go.jp/j/rinsei/yosankesan/R7kettei.html>

事業内容

林業・木材産業の体质強化や国内需要の拡大に向けて、原木・木材製品等の生産体制の強化、林業イノベーションの推進、非住宅分野等における木材製品の消費拡大、日本産木材製品等の輸出拡大、林業の担い手の育成・確保等を支援します。

補助対象物

路網整備、高性能林業機械の導入、再造林の低コスト化、木材加工流通施設、森林資源情報のデジタル化、林業機械の自動化・遠隔操作化技術、JAS構造材の建築物への利用実証や供給体制構築、CLTを用いた非住宅建築物の実証、木造公共建築物の整備 等

補助率

1/2 等

補助対象者

民間団体 地方公共団体等

問い合わせ先

林野庁 計画課 03-6744-2082
北海道森林管理局 企画課 011-622-5228

林業・木材産業の生産基盤強化

- ・合板・製材・集成材工場等の大規模・高効率化、低コスト化、高付加価値化等のための木材加工流通施設の整備
- ・原木の低コストかつ安定的な供給のための路網整備、高性能林業機械の導入、搬出間伐の実施 等



木材加工施設の整備

林業のデジタル化・イノベーションの推進

- ・路網整備や施設集約化を省力化・効率化する森林資源情報のデジタル化
- ・林業の安全性・生産性の向上に資する林業機械の自動化・遠隔操作化技術の開発・実証 等



伐倒の遠隔操作化

建築用木材供給・利用の強化 (木材製品の消費拡大対策)

非住宅分野等における木材製品の消費拡大に向けたJAS構造材の実証的な活用、CLTを活用した設計・建築等の実証、木造公共建築物の整備 等



CLTを活用した
設計・建築実証

参考URL : <https://www.rinya.maff.go.jp/j/rinsei/yosankesan/attach/pdf/R7kettei-11.pdf>

地域の魅力を活かした観光地づくり推進事業

事業内容

地域が実施する地域の魅力を活かした観光地づくりの推進に対して支援しており、ゼロカーボン・ワインツーリズム・ケアツーリズム・ナイトタイムエコノミー・アドベンチャートラベル等の推進を支援。

対象

地域における付加価値が高く、商品開発に資する事業

金額

事業区分	交付対象者	金額
地域単独事業	観光関連団体	上限 200万円 下限 50万円
広域連携事業	観光関連団体	上限 400万円 下限 50万円
DMO枠	道内候補・登録DMO	上限 1,000万円 下限 500万円

★事業例（ゼロカーボン①）

「ゼロカーボンツアーア」

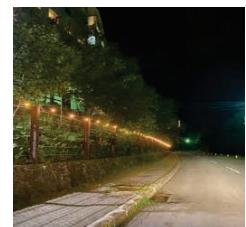
ゼロカーボンを意識したJR北海道、路線バス等公共交通手段及び、電動アシスト付き自転車でアクセス可能な観光資源の調査及び観光地図の作成を実施。



★事業例（ゼロカーボン②）

「サステナブル・ナイトエコノミー」

ナイトタイムエコノミーイベントにおいて必要となるガーランドランプにLED電球を使用するとともにソーラー充電も用いることで環境に配慮したイベントを実施。



対象者

観光関連団体、DMO

問い合わせ先

北海道 経済部観光局 観光振興課 011-204-5303

※現時点で令和7年度事業が未定のため、上記は、令和6年度公募内容をもとに記載しています。

事業内容

①省CO2型システムへの改修支援事業

CO2排出量を工場・事業場単位で15%以上又は主要なシステム系統で30%以上削減する設備導入等を支援
 ※蒸気システム、空調システム、給湯システム、工業炉、CGSに関する単純な高効率化改修は補助対象外
 ※複数事業者が共同で省CO2型設備を導入する取組や既存システムへの設備追加により省CO2化を図る取組を含む

②DX型CO2削減対策実行支援事業

DXシステムを用いた即効性のある省CO2化や運転管理データに基づく効果的な改修設計などのモデル的な取組を支援（2カ年以内）

③工場・事業場における先導的な脱炭素化取組推進事業（※継続案件のみ）

④工場・事業場の脱炭素化に向けた課題分析・解決手法に係る調査検討等（委託）

効果的なCO2削減手法について、過年度事業の整理・分析・課題解決の検討等を行い、工場・事業場の脱炭素化普及促進に向けた取組を行う。

補助対象物

工場・事業場の設備更新、電化・燃料転換、運用改善

補助率

①1/3（上限1億円または5億円）

②3/4（上限200万円）

③1/3、3/4（上限5億円）

④委託事業

① 省CO2型システムへの改修支援事業

補助事業の実施



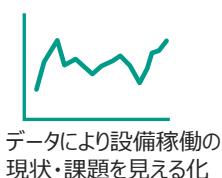
補助事業の効果

- 脱炭素性能の高い機器の導入促進、長期間にわたる省CO2効果を発現
- CO2排出量を毎年度モニタリングすることで省CO2効果を見える化
- CO2排出削減の効果が高い優良事例を広く発信

② DX型CO2削減対策実行支援事業

補助対象者

民間事業者・団体



- 工場・事業場の運用改善をタイムリーに実施し、CO2削減
- データ等を用いて、適正な設備容量への改修計画を策定し、CO2削減

問い合わせ先

環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室 0570-028-341
 北海道地方環境事務所 地域脱炭素創生室 011-299-2460

事業内容

① エネルギー利用最適化診断事業

中小企業等の工場・ビル等に専門家を派遣して、事業所全体における設備の運用改善や高効率設備への更新といった省エネ提案に加えて再エネ導入の提案を行う。

② 情報提供事業

エネルギー利用最適化関連のセミナーへの講師派遣等を支援する。

補助対象物

① エネルギー診断に係る費用の一部

② 講師派遣に係る費用

補助対象者

① 中小企業者又は会社法上の会社以外で、前年度もしくは直近1年間のエネルギー使用量（原油換算値）が1,500kL未満の事業所

② 地方公共団体、業界団体・民間組合等

問い合わせ先

(事務局)

一般社団法人 省エネルギーセンター

① エネルギー利用最適化診断事業 TEL : 03-5439-9732

参考URL : <https://www.shindan-net.jp/service/shindan>

② 情報提供事業 TEL : 03-5439-9716

参考URL : <https://www.shindan-net.jp/service/shindan-send>

北海道経済産業局 エネルギー対策課 011-709-1753

エネルギー利用最適化診断

工場・ビル等のエネルギーの管理状況を診断し、AIやIoTを活用して設備の運用改善や高効率設備への更新に加え再エネ導入の提案を行う。



【改善提案例】

- ・空調の運用改善
- ・照明の運用改善
- ・蒸気・温水用配管、バルブ等の保温対策
- ・再エネ設備の導入支援

情報提供

- ・成功事例の横展開
- ・エネルギー利用最適化関連のセミナーへの講師派遣

中小企業等に向けた省エネルギー診断拡充事業
及び 地域エネルギー利用最適化取組支援事業

事業内容

中小企業等の工場・ビル等に専門家を派遣して、希望に沿った工場・事業所全体や設備単位のエネルギー管理状況の診断、または計測機器を用いた設備プロセスごとのエネルギー使用状況の見える化・分析し、運用改善や設備投資等の提案を行います。

また、省エネ診断に加え、診断後の設備導入、金融機関の紹介、自治体支援策の紹介等まで診断機関による伴走支援を行います。

新設	Point
<p>概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・省エネの専門家が中小企業を訪ね、アドバイスを実施。 ・工場全体の診断のほか、特定の設備に限った診断も可。 	<ul style="list-style-type: none"> ・設備・プロセスごとにエネルギー使用状況を計測・分析。 ・計測したデータを活用し、よりきめ細やかな省エネ改善を提案。 +
<p>中小企業の負担額のイメージ</p> <p>5,200円～44,400円 ※診断を希望する設備の規模や設備種別数、年間のエネルギー使用量等に応じて変動</p>	<p>支援内容に応じて設定 ※20,000円～50,000円程度 (最大200,000円)</p> <p>支援内容に応じて設定 ※10,000円～20,000円程度 (最大44,400円)</p>

補助対象者

以下いずれかに該当する企業者・事業所

・中小企業基本法に定める中小企業者

・会社法上の会社に該当しないもので、前年度もしくは年間エネルギー使用量1,500kL未満の事業所

問い合わせ先

(事務局)

一般社団法人 環境共創イニシアチブ 0570-000-680

参考URL : <https://shoeneshindan.jp/guide/#intro>

北海道経済産業局 エネルギー対策課 011-709-1753

省エネ・非化石転換補助金

119

事業内容

工場・事業場において実施される省エネ効果の高い設備への更新等を支援する。

補助率

(I) 工場・事業場型

中小企業：1/2以内、大企業：1/3以内 等
補助上限額15億円 等 ※中小企業投資促進枠等を追加

(II) 電化・脱炭素燃転型 1/2以内

補助上限額3億円 等 ※中小企業のみ工事費を補助対象に追加

(III) 設備単位型 1/3以内

補助上限額1億円 ※省エネ要件を追加

(IV) エネルギー需要最適化型

中小企業：1/2以内、大企業：1/3以内

補助上限額1億円～ 下限30万円 ※省エネ要件を見直し

補助対象物

(I) 設計費、設備費、工事費

(II) 設備費（電化の場合は付帯設備、中小企業に限り工事費も対象）

(III) 設備費

(IV) 設計費、工事費、設備費

補助対象者

中小企業、大企業、地方公共団体等

問い合わせ先

（事務局）

一般社団法人 環境共創イニシアチブ 参考URL：<https://syouenehojyokin.sii.or.jp/>

（I）一般枠・中小企業投資促進枠 03-5565-4463、（I）先進枠&（II） 03-5565-3840

（III）0570-039-930、（IV）03-5565-4773

北海道経済産業局 エネルギー対策課 011-709-1753

廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏構築促進事業

120

事業内容

廃棄物処理施設で生じた熱や電力を地域で利活用することによる脱炭素化や災害時のレジリエンス強化等にも資する取組を支援する。

補助対象物

廃棄物発電設備、廃棄物処理熱利用設備、上記電気や熱の活用設備 等

補助率

(1) 交付金

・廃棄物処理新設：1/2または1/3 改良：1/2交付
・計画・調査策定：1/3交付

(2) 補助金

・廃棄物処理新設：1/2、1/3 改良：1/2補助
・電力利活用設備：1/2補助
・廃棄物処理熱を利用するための設備：1/2補助
・FS調査：定額補助

補助対象者

市町村、民間団体等

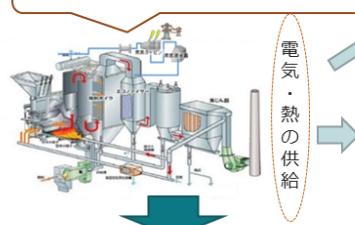
問い合わせ先

環境省 環境再生・資源循環局 廃棄物適正処理推進課 03-5521-9273

北海道地方環境事務所 地域脱炭素創生室 011-299-2460

(I) 工場・事業場型 ※旧AB類型	<ul style="list-style-type: none">工場・事業所全体で大幅な省エネを図る取り組みに対して補助補助率：1/2（中小）1/3（大） 等補助上限額：15億円 等対象経費：設計費・設備費・工事費 <p>※中小企業投資枠等を追加（中小向け要件緩和）</p>
(II) 電化・脱炭素燃転型	<ul style="list-style-type: none">リストから選択し、電化や、より低炭素な燃料への転換を伴う機器への更新を補助補助率：1/2補助上限額：3億円 等対象経費：設備費・工事費（中小企業に限る） <p>※中小企業のみ工事費を補助対象に追加</p>
(III) 設備単位型 ※旧C類型	<ul style="list-style-type: none">リストから選択する機器への更新を補助補助率：1/3補助上限額：1億円 <p>※省エネ要件を追加</p>
(IV) EMS型	<ul style="list-style-type: none">EMS（エネルギー・マネジメントシステム）の導入を補助補助率：1/2（中小）1/3（大）補助上限額：1億円 下限：30万円 <p>※省エネ要件を見直し</p>

高効率ごみ発電設備等の導入により、周辺施設への電気・熱供給を可能とする。



事業内容

廃棄物エネルギーを利活用した地域共生・地域循環、社会全体での脱炭素化につなげるため、再生利用が困難な廃棄物からの熱回収等によりエネルギーを創出・活用し、かつ、災害廃棄物受入等による地元自治体との協力体制の構築等を行う事業を支援する。これにより、CO₂排出削減に加え廃棄物処理施設を自立分散型エネルギー源とし、創出したエネルギーの地域内での利活用を促すとともに、地域・くらしの安全・安心、防災力の向上を目指す。

補助対象物

廃熱を高効率で利用・熱回収する設備等の設置・改良
(熱や電気等を施設外でも確実に利用すること)

廃棄物から燃料を製造する設備
(製造した燃料が地域内産業で確実に使用されること)

補助率

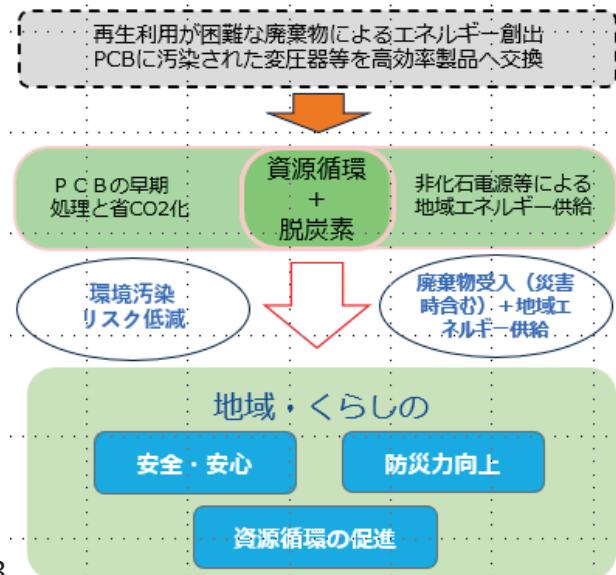
補助対象経費の1/3 (上限1.5億円)

補助対象者

民間事業者・団体

問い合わせ先

環境省 環境再生・資源循環局 廃棄物規制課 03-6205-4903
北海道地方環境事務所 地域脱炭素創生室 011-299-2460



地域共生型廃棄物発電等導入促進事業のうち
PCBに汚染された変圧器等の高効率化によるCO₂削減推進事業

事業内容

高効率変圧器等の導入によるエネルギー起源CO₂の排出削減、交換により発生するPCB廃棄物の早期処理による災害時の環境汚染リスク低減等の政策目的の同時達成を図るため、変圧器等のPCB含有の有無の調査及びPCBに汚染された変圧器等の高効率製品への交換 (リースによる導入も対象) に要する費用の一部を補助する。

補助対象物

PCBに汚染された可能性のある使用中の変圧器の調査、
PCB汚染変圧器を高効率変圧器への交換

補助率

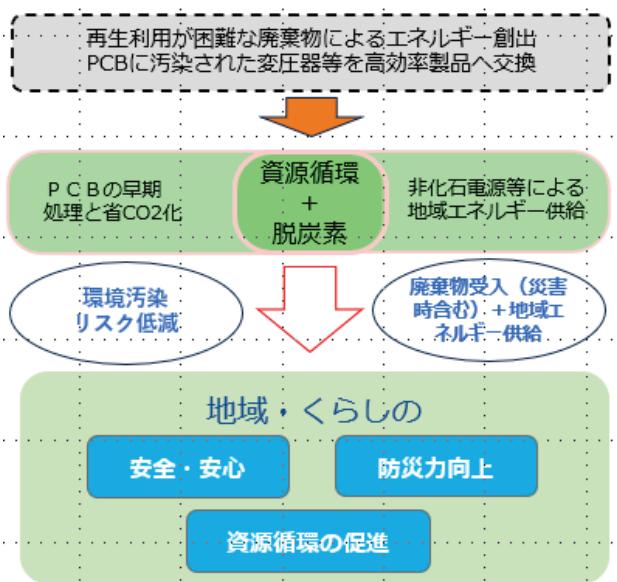
PCB使用疑い変圧器への分析調査事業費 1/10
高効率機器への交換に係る事業費 1/3 (上限100万円)
※リースによる導入の場合も同様の補助率

補助対象者

民間事業者・団体

問い合わせ先

環境省 環境再生・資源循環局 廃棄物規制課 03-6205-4903 廃棄物適正処理推進課 03-5521-9273
北海道地方環境事務所 地域脱炭素創生室 011-299-2460

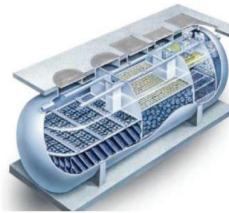


浄化槽システムの脱炭素化推進事業

123

事業内容

浄化槽分野における脱炭素化の推進に向けて、エネルギー効率の低い既設の中大型浄化槽について、最新型の高効率機器（高効率プロワ等）への改修、先進的省エネ型浄化槽への交換、再生可能エネルギーを活用した浄化槽システムの導入を支援する。



補助対象物

高効率機器（高効率プロワ等）、省エネ型浄化槽、再生可能エネルギーを活用した浄化槽システム等

先進的省エネ型浄化槽

出典：フジクリーン工業（株）HP

高効率プロワ

画像提供：（一社）浄化槽システム協会



インバータ制御

画像提供：（一社）浄化槽システム協会



再生可能エネルギー設備

補助率

間接補助費 1/2

補助対象者

民間事業者・団体、地方公共団体等

問い合わせ先

環境省 環境再生・資源循環局 廃棄物適正処理推進課 浄化槽推進室 03-5501-3155
北海道地方環境事務所 地域脱炭素創生室 011-299-2460

プラスチック資源・金属資源等のバリューチェーン脱炭素化のための高度化設備導入等促進事業

124

事業内容

①省CO2型プラスチック資源循環設備への補助

- ・効率的・安定的なりサイクルのため、プラスチック資源循環の取組全体（メーカー・リテイラー・ユーザー・リサイクラー）を通してリサイクル設備等の導入を支援する。
- ・再生可能資源由来素材の製造設備を支援する。



補助対象物

リサイクル設備

金属破碎・選別設備

再生可能資源由来素材等の製造設備

太陽光発電設備
リサイクル設備

補助率

1/3、1/2

補助対象者

民間事業者・団体等

問い合わせ先

環境再生・資源循環局 総務課 ①容器包装・プラスチック資源循環室 電話：03-5501-3153

②資源循環ビジネス推進室 電話：03-6205-4947

北海道地方環境事務所 地域脱炭素創生室



バイオマスプラスチック製造設備



PETボトル水平リサイクル設備

電話：011-299-2460

事業内容

サーキュラーエコノミーに関する産官学のパートナーシップへの参画等を通じて、廃プラスチックや金属などの大規模で高度な分離回収設備や再資源化設備等に対する実証・導入支援を実施する。



プラスチック選別・減容成形設備

補助対象物

廃プラスチックや金属などの分離回収設備 等

補助率

1/3又は1/2

補助対象者

民間事業者・団体、大学、研究機関等



金属高度選別設備

問い合わせ先

環境省 環境再生・資源循環局 総務課 リサイクル推進室 03-5501-3153、03-6205-4946

廃棄物規制課 03-6205-4903

廃棄物適正処理推進課 03-5521-9273

北海道地方環境事務所 地域脱炭素創生室 011-299-2460

循環資源利用促進設備整備費補助金

事業内容

産業廃棄物の排出抑制、減量化又はリサイクルに係る設備の整備に要する経費の一部を補助する。

補助対象物

設備の整備費用

- ① 自ら排出する産業廃棄物の排出抑制・減量化、リサイクルに係る設備の整備
- ② 他者が排出する産業廃棄物のリサイクルに係る設備の整備

補助率

1/2 以内

(汚泥、廃プラスチック類、建設混合廃棄物、廃石膏ボードのリサイクルに係る設備の整備 2/3 以内)
上限額あり

補助対象者

道内に事業所を置く事業者

問い合わせ先

北海道 環境生活部 環境保全局 循環型社会推進課 011-204-5196

事業内容

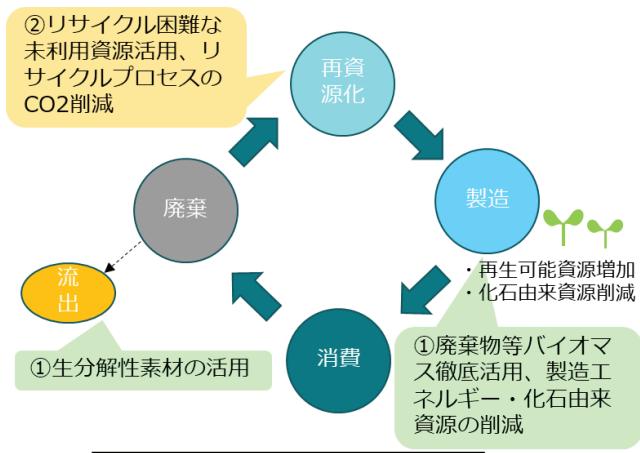
国内の廃プラスチック等を可能な限り削減し、徹底したリサイクルを実施するために、スタートアップ企業が行うものを含め、化石由来資源の代替素材への転換やリサイクル困難素材等のリサイクルプロセス構築を支援する。

①化石由来資源からバイオプラスチック等への転換・社会実装化実証事業

従来化石由来資源が使われているプラスチック製品・容器包装、海洋流出が懸念されるマイクロビーズや、航空燃料について、これらを代替する再生可能資源（バイオマス・生分解プラスチック、紙、CNF、SAF及びその原料等）に転換するための省CO2型生産インフラの技術実証を支援する。

②リサイクル困難素材等のリサイクルプロセス構築・省CO2化実証事業

複合素材プラスチック（紙おむつ、衣類等含む）、廃油等のリサイクル困難素材等のリサイクル技術の課題を解決とともに、リサイクルプロセスの省CO2化を支援する。



補助率

1/3、1/2

補助対象者

民間事業者・団体・大学・研究機関等

問い合わせ先

環境省 環境再生・資源循環局 総務課 リサイクル推進室 03-5501-3153

廃棄物規制課 03-6205-4903

水・大気環境局 水環境課 海洋プラスチック汚染対策室 03-6205-4934

北海道地方環境事務所 地域脱炭素創生室 011-299-2460

リサイクル技術研究開発補助金

事業内容

産業廃棄物の排出抑制、減量化及びリサイクルに係る技術の研究開発に要する費用の一部を補助する。

補助対象物

研究開発に要する費用

原材料費・副材料費、治具・工具費、外注（加工・設計・デザイン開発・プログラム開発）費、技術導入費、試験検査依頼費、賃金、特許実施費、先行技術等調査費、（機器等の）リース料・レンタル料、機械購入費

補助率

中小企業 2/3 以内

それ以外 1/2 以内

上限1,000万円

補助対象者

道内に事業所を置く事業者又はグループ

問い合わせ先

北海道 環境生活部 環境保全局 循環型社会推進課 011-204-5196

事業内容

スタートアップ企業が行うものを含め、再エネ関連製品やベース素材の省CO2型のリサイクル技術向上とデジタルを用いたトレーサビリティ確保によるリサイクル原料の品質向上を図り、未利用資源の活用体制構築を促進する実証を行う。

補助対象物

少量のレアメタル含有製品、バッテリー等の再エネ関連製品、アルミ、ガラス等のベース素材等の省エネ型リサイクルに係る技術・システムの実証・事業性評価

補助率

1/2、1/3

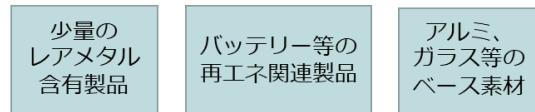
補助対象者

民間事業者・団体、大学、研究機関

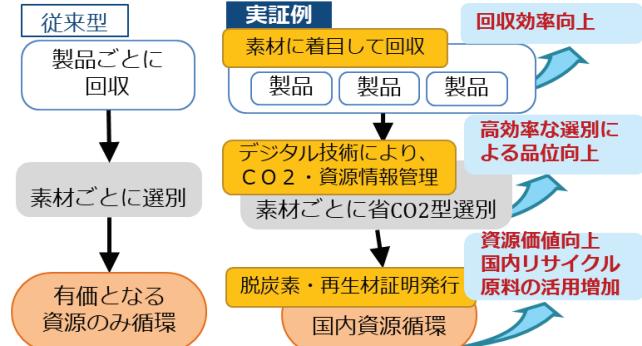
問い合わせ先

環境省 環境再生・資源循環局 総務課 リサイクル推進室 03-5501-3153
北海道地方環境事務所 地域脱炭素創生室 011-299-2460

対象物の具体例



処理フロー



リサイクル産業創出事業費補助金

事業内容

新たなリサイクル産業の創出を図り、循環型社会の形成を推進するために、企業等が行う産業廃棄物を利用したリサイクル製品等の事業化に向けた調査研究や事業実施に向けた課題解決のための取組に対して支援する。

補助対象物

- (1) リサイクル製品の市場投入に先立ち行う実証試験（試作品作成を含む）又は市場調査
- (2) リサイクル製品（試作品）の改良
- (3) 展示会を活用したニーズ調査、戦略（事業計画）策定のために行う調査
※(2)の事業と同時に実施することが条件

補助率

中小企業 3/4以内（上限500万円）
大企業 1/2以内（上限500万円）

補助対象者

リサイクル業者（民間・NPO）

問い合わせ先

北海道 経済部 GX推進局 GX推進課 新産業係
011-204-5668

事業イメージ（補助対象事業例）

- (1) (リサイクル製品の市場投入に先立ち行う) 実証試験（試作品作成を含む）又は市場調査
 - ① 基礎研究、応用研究を終えたりサイクル製品の製造や試作品の作成、実証試験の経費を補助します。
 - ② 上記段階のリサイクル製品や試作品の購入者ニーズ調査、販路開拓に向けた市場調査の経費を補助します。（直営調査、外部委託も可）
- (2) リサイクル製品（試作品）の改良
 - 既に販売中のリサイクル製品（試作品を含む）の改良に係る経費、製造機器の改造に向けた経費を補助します。
- (3) 展示会を活用したニーズ調査又は戦略（事業計画）策定のために行う調査
 - ① リサイクル製品の販路拡大に向けた（道内外）展示会への出展経費を補助します。
 - 〔ビジネスEXPO、環境広場さっぽろ（札幌） エコプロ（東京）への出展 など〕
 - ② リサイクル製品の原料調達～開発～製造～実証試験～販売に向けた事業戦略の策定に係る調査費用を補助します。
 - 〔産廃の入手方法、製造工場までの運搬コスト 製品の環境影響分析、物流コスト、販売額の算定 など〕

過去の採択事業例

- ① 廃自動車ガラスを活用したリサイクル製品開発、市場調査
- ② 下水汚泥を原料とした無臭コンポスト化実証事業
- ③ 水産廃棄物を原料とした機能性食品の開発、実証試験
- ④ ホタテ貝殻を利用した肥料製造事業

事業内容

「北海道認定リサイクル製品」の認定を受けるために要した経費の一部を補助する。

補助対象物

認定を受けるために実施した試験分析費

補助率

中小企業 2/3 以内

それ以外 1/2 以内

上限額あり

補助対象者

北海道認定リサイクル製品の認定を受けた事業者

問い合わせ先

北海道 環境生活部 環境保全局 循環型社会推進課 011-204-5196

※現時点で令和7年度事業が未定のため、上記は、令和6年度公募内容をもとに記載しています。

先進的な資源循環投資促進事業のうち 革新的GX製品向け高品質再製品供給事業

事業内容

サーキュラーエコノミーに関する産官学のパートナーシップへの参画等を通じて、廃棄されたリチウム蓄電池（LiB）及び廃スクラップ等から非鉄金属の国内での資源確保に貢献するリサイクルシステムについて、必要な実証や設備導入支援を実施する。



補助対象物

革新的GX製品のリサイクルシステム 等



補助率

1/3又は1/2

補助対象者

民間事業者・団体、大学、研究機関等

リチウム蓄電池回収設備・再生材精製設備

問い合わせ先

環境省 環境再生・資源循環局 総務課 リサイクル推進室 03-5501-3153、03-6205-4946

廃棄物規制課 03-6205-4903

廃棄物適正処理推進課 03-5521-9273

北海道地方環境事務所 地域脱炭素創生室 011-299-2460

事業内容

データセンター脱炭素化を推進するため、(a)新設に伴う再エネ設備・蓄エネ設備・省エネ設備等導入、(b)既存データセンターの再エネ・蓄エネ設備等導入及び省エネ改修、(c)省エネ性能が高く、地域再エネの効率的活用も期待できるコンテナ・モジュール型データセンターの設備等導入について支援を行う。

(a)新設 (b)改修



(c)コンテナ



補助対象物

データセンターの設備等導入

補助率

1/3

補助対象者

民間事業者・団体等

問い合わせ先

環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室 0570-028-341
北海道地方環境事務所 地域脱炭素創生室 011-299-2460

建築物等のZEB化・省CO2化普及加速事業のうち 水インフラにおける脱炭素化推進事業

事業内容

水インフラ（上下水道・ダム等）における脱炭素化に資する再エネ設備、高効率設備等の導入を支援する。

①水インフラのCO2削減設備導入支援事業

水インフラにおけるCO2削減のため、一定規模以上の再エネ設備の導入、高効率設備やインバータなど省CO2型設備の導入に対して支援を行う。

②水インフラ由来再エネの地産地消モデル事業

水インフラで自家消費する以上の水力発電等の再エネポテンシャルを有する場合に、ポテンシャルの最大限の活用のため、民間事業者等が発電事業を行い、周辺地域等に一定量の電力を供給し、電力の地産地消を行いうモデル事業に対して支援を行う。

補助対象物

- ①再エネ設備及び附帯設備、高効率設備やインバータなど省CO2性の高い設備機器等
- ②電力の地産地消を目的とした発電設備等

補助率

- ①1/2、1/3
- ②1/2

補助対象者

地方公共団体、民間事業者・団体等

問い合わせ先

環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室 0570-028-341

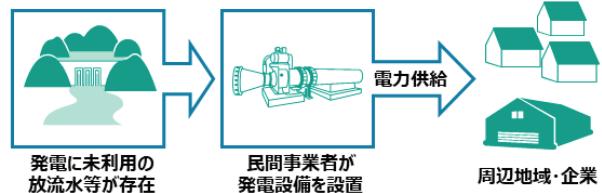
水・大気環境局環境管理課 03-5521-8309

北海道地方環境事務所 地域脱炭素創生室 011-299-2460

①水インフラのCO2削減設備導入支援事業のイメージ



②水インフラ由来再エネの地産地消モデル事業のイメージ



事業內容

下水道の脱炭素化を推進するため温室効果ガス削減効果の高い創エネ事業・一酸化二窒素 (N_2O) 対策事業を支援する。

補助対象

下水汚泥を有効利用した創エネルギー施設の整備事業、
または下水汚泥の焼却に伴い発生する一酸化二窒素(N_2O)の
排出計数が一定水準以下の汚泥焼却施設への改築事業

補助要件

- (ア) 事業完了までに要する期間が概ね5年以内
 - (イ) 全体事業費が5億円以上

補助率

公共下水道の場合 1/2 または 5.5/10
流域下水道の場合 1/2 または 2/3

補助対象者

地方公共団体

問い合わせ先

国土交通省 水管理・国土保全局 下水道事業課
03-5253-8430
北海道開発局 建設部 地方整備課
011-709-2311 (内線5869)

参考URL: https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sewerage/crd_sewerage_tk_000124.html

汚泥焼却の高度化



一酸化二窒素対策



北海道企業局ダム周辺地域活動支援事業

事業內容

温室効果ガスを排出しない水力発電を基本としている道営電気事業において、ゼロカーボン活動の推進は重要であることから、電気事業の水源となっているダム周辺で市町等が実施する地球温暖化対策に要する経費に対し、予算の範囲内で補助を行う。

補助対象物

対象地域における市町等による地球温暖化対策事業

補助率

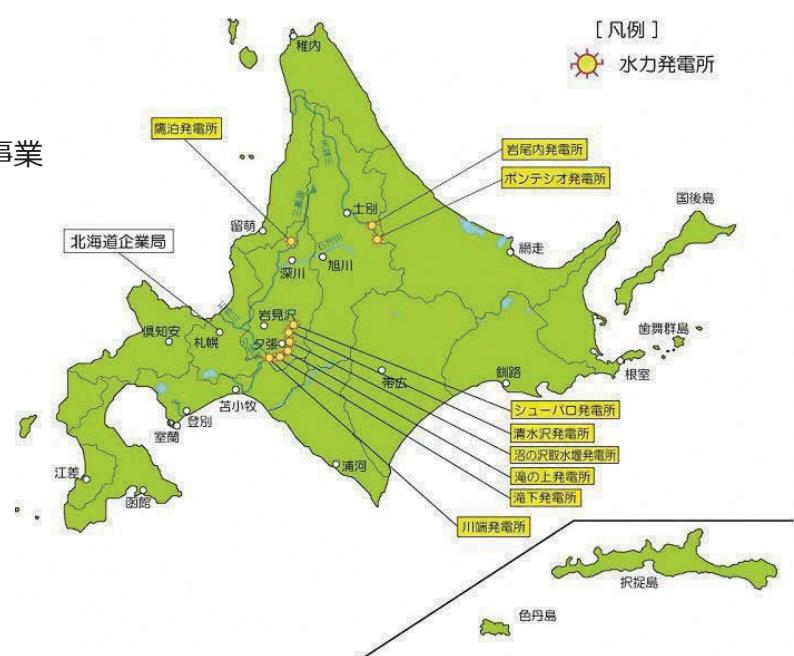
10分の10以内。ただし、1事業あたり100万円かつ、該当市町あたり100万円を限度とする。

補助対象者

該当市町等

問い合わせ先

北海道 企業局 発電課
011-204-5674



参考URL : <https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kq/htd/hojokin.html>

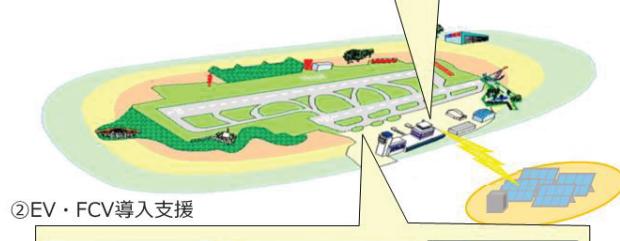
事業内容

空港内及び空港周辺の未利用地を有効活用した太陽光発電・蓄電池の導入等が進んでおり、そうした取組によって得られた再エネ電力の有効活用によって空港におけるカーボンニュートラル化を実現すべく、駐機中の航空機への電気・冷暖房の供給を行う設備の再エネ活用型設備への切替やEV・FCV型車両導入支援を行う。

- ①空港における再エネ活用型GPU等導入支援
- ②空港におけるEV・FCV型車両導入支援

①再エネ活用型GPU等導入支援

効果：APU（補助動力装置）からGPU（地上動力装置）への切替えによりCO2排出量は約8～9割削減（駐機1回あたり）



②EV・FCV導入支援



効果：ガソリン車のCO2と比較して、約5割削減
出典：E-PORT AN HP
(http://www.e-port-an.com/)

補助対象物

- ①APU（補助動力装置）からGPU（地上動力装置）への切替
- ②空港内専用の作業車両等

補助率

1/2等

補助対象者

民間事業者・団体、地方公共団体等

問い合わせ先

環境省 水・大気環境局 モビリティ環境対策課 脱炭素モビリティ事業室 03-5521-8301
北海道地方環境事務所 地域脱炭素創生室 011-299-2460

事業内容

コンテナターミナル等においてコンテナ貨物を取り扱うハイブリッド型・BEV型トランクレーン、ハイブリッド型・BEV型ストラドルキャリア等の荷役機械、船舶へ電力を供給する設備等の導入を支援することにより、港湾のカーボンニュートラル化を促進する。

補助率

自立型電源設備（蓄電池含む）、電力供給設備：本体価格の1/3
ハイブリッド型トランクレーン、ハイブリッド型ストラドルキャリア：従来機との差額の2/3

再エネ電源を用いた港湾施設設備等導入支援

【補助率】従来機との差額の2/3



【補助率】本体価格の1/3



補助対象者

民間事業者・団体、地方公共団体等

問い合わせ先

環境省 水・大気環境局 モビリティ環境対策課 脱炭素モビリティ事業室 03-5521-8301
北海道地方環境事務所 地域脱炭素創生室 011-299-2460

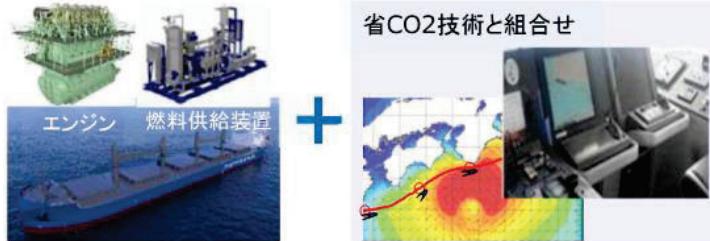
事業内容

◆LNG・メタノール燃料システム等の導入支援事業

LNG燃料やメタノール燃料を使用した脱炭素化推進システム及び省CO2技術を組み合わせた先進的なシステムの実用化を支援することにより、海事分野のカーボンニュートラル化を促進する。

補助率

1/4
(中小型船は1/2)



推進システム等の導入で、内航海運のCO2排出量
2030年
2割削減

補助対象者

民間事業者・団体

問い合わせ先

環境省 水・大気環境局 モビリティ環境対策課 脱炭素モビリティ事業室 03-5521-8301
北海道地方環境事務所 地域脱炭素創生室 011-299-2460

産業車両等の脱炭素化促進事業のうち フォークリフトの燃料電池化促進事業

事業内容

フォークリフトの脱炭素化及び水素需要の増大の推進に向けて、燃料電池フォークリフトの導入を支援する。

補助対象物

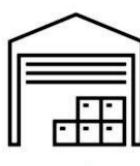
燃料電池フォークリフト



導入場所（例）

補助率

標準的燃費水準車両との差額の1/2
※ただし、令和2年度までに環境省補助金を利用して導入した実績がある場合は1/3



倉庫



港湾

補助対象者

民間事業者・団体、地方公共団体等

問い合わせ先

環境省 水・大気環境局 モビリティ環境対策課 脱炭素モビリティ事業室 03-5521-8301
北海道地方環境事務所 地域脱炭素創生室 011-299-2460

事業内容

新燃料船への代替建造が急速に進むと見込まれることを踏まえ、ゼロエミッション船等の供給基盤確保を推進するため、以下の補助を行う。

補助対象物

- ・ゼロエミッション船等の建造に必要となるエンジン、燃料タンク、燃料供給システム等の生産設備の整備・増強
- ・上記舶用機器等を船舶に搭載（艤装）するための設備等の整備・増強

舶用事業者に対しゼロエミッション船等の重要舶用機器の生産設備の導入を支援



エンジン



燃料タンク



燃料供給システム等

補助率

間接補助事業（補助率：1/2、1/3）



造船事業者に対しゼロエミッション船等のエンジン、燃料タンク、燃料供給システム等の搭載に必要なクレーン等の艤装設備等の導入を支援

補助対象者

民間事業者・団体

問い合わせ先

環境省 水・大気環境局 モビリティ環境対策課 脱炭素モビリティ事業室

環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室

北海道地方環境事務所 地域脱炭素創生室

0570-028-341

011-299-2460

建築物等のZEB化・省CO2化普及加速事業のうち 国立公園利用施設の脱炭素化推進事業

事業内容

国立公園利用施設は景観等に配慮しながら施設改修が必要等、脱炭素化のハードルが高い一方、脱炭素社会のショーケースとしての重要性も高い。このため、特に進んだ脱炭素の取組を実践し、サステナブルな観光地を目指す「ゼロカーボンパーク」における国立公園利用施設の脱炭素化の取組を支援し、直接的なCO2排出削減とゼロカーボンパークの登録拡大を促進し、国立公園全体の脱炭素化を推進する。

補助対象物

自然公園法に基づく国立公園利用施設に導入する
再エネ設備、省エネ設備、EV充放電設備導入等

補助率

1/3（上限7,500万円）

補助対象者

ゼロカーボンパークに登録された地方公共団体に存する
国立公園利用施設事業者

特筆すべき要件等

右図の補助要件を参照

ゼロカーボンパーク内の国立公園利用施設における脱炭素化
補助対象設備

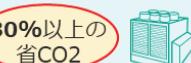
再エネ設備

（原則導入）



省エネ設備

（空調・断熱改修等）



充放電設備



30%以上の
省CO2

補助要件

+

①～③の要件を全て満たす場合に補助

①インバウンド対応

【例】



トイレ洋式化 和洋室整備 国際認証取得

②脱炭素に関する取組の周知

③地方公共団体実行計画区域施策編の策定



ゼロカーボンパーク推進・国立公園の脱炭素化

問い合わせ先

環境省 自然環境局 国立公園課 03-5521-8278

北海道地方環境事務所 国立公園課 011-299-1953

北海道地方環境事務所 地域脱炭素創生室 011-299-2460

事業内容

国立公園利用拠点滞在環境の上質化に係る計画策定及び当該計画に基づく利用拠点滞在環境の上質化に資する整備等を行い、外国人訪問者の地域における体験滞在の満足度を向上させることを目的とします。国立公園における集団施設地区等の利用拠点において滞在環境の上質化を図るために地域関係者による計画策定に対して支援する。

補助対象物

- ①国立公園利用拠点計画の策定
- ②①の計画による廃屋の撤去、インバウンド機能向上、まちなみの改善、既存施設の観光資源化、引き算の景観改善、利用拠点滞在環境改善事業（仮称）
- ③自然景観地の核心地の上質化事業
～公園内の核心地に位置する展望所・休憩所などの利用施設の改修



補助率

1/2以内

利用拠点整備改善計画策定については2/3以内

補助対象者

民間事業者、地方公共団体の観光協会及び広域観光推進機構、都道府県、市町村及び地方公共団体の組合 等



問い合わせ先

環境省 自然環境局 国立公園課 03-5521-8277 ／ 国立公園利用推進室 03-5521-8271
北海道地方環境事務所 地域脱炭素創生室 011-299-2460

豊かな森づくり推進事業

事業内容

森林資源の循環利用の確立による林業・木材産業の成長産業化や、地球温暖化防止など森林の有する多面的機能の発揮に向けて、豊かな森づくりを推進するため、市町村と連携し森林所有者が計画的に実施する植林へ支援する。

補助対象物

造林公共事業の補助対象となった植林

＜事業実施イメージ＞

カラマツを1ha植林した場合の例（令和6年度標準単価で試算）

※実際の負担額とは異なる場合があります



補助対象者

26%（道16%、市町村10%）

森林所有者

特筆すべき要件等

- 共通：市町村が策定する「ふるさとの山づくり総合計画（R3～12年度）」及び森林経営計画等に基づく植林
- ・循環利用タイプ：一定面積以下（最大10ha）の伐採跡地等における植林
- ・集約化促進タイプ：売買等により取得した伐採跡地における植林
- 市町村有林及び大企業所有山林への植林は補助対象外

問い合わせ先

北海道 水産林務部 林務局 森林整備課 011-204-5506

参考URL：<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/srs/new23/mirai01.html>



国民に安心で高品質な水産物を安定的に供給し、輸出拡大等による水産業の成長産業化を実現していくため、拠点漁港等における流通機能強化と養殖拠点の整備を推進する。併せて、持続可能な漁業生産を確保するため、魚種変化・分布拡大等の環境変化に対応した漁場整備や藻場・干潟の保全・創造、CO₂排出抑制・固定化に資する漁港・漁場の整備、漁港施設の強靭化・長寿命化対策を推進する。さらに、漁村の活性化や漁港の利用促進のため、漁港施設等活用事業に係る漁港の環境整備や生活・就労環境改善対策等を推進する。

事業内容

1. 水産業の成長産業化に向けた拠点機能強化対策

- ①水産物の流通機能強化に向け、漁船大型化への対応や拠点漁港等を中心とした機能再編・集約及び衛生管理対策を推進する。
- ②養殖生産拠点の形成に向け、消波堤整備等による養殖適地の創出や効率的な出荷体制の構築等に対応した一体的な施設整備を推進する。

2. 持続可能な漁業生産を確保するための漁場生産力の強化対策、漁港施設の強靭化・長寿命化対策

- ①水産資源の回復を図るため、資源管理と連携しつつ、海洋環境の変化に対応し、CO₂固定化にも資する漁場整備や藻場・干潟の保全・創造等を推進する。
- ②大規模地震・津波や頻発化・激甚化する台風・低気圧災害等に対応するため、漁港施設の耐震・耐津波・耐浪化による強靭化対策を推進する。
- ③将来にわたり漁港機能を持続的に発揮するため、維持管理の効率化やライフサイクルコストの縮減に資する漁港施設の長寿命化対策を推進する。

3. 漁村の活性化と漁港利用促進のための環境整備

- ①地域の漁業実態に即した、浮体式係船岸等の整備による漁港の就労環境改善対策や新たに漁港の利用促進に向けた漁港施設等活用事業に係る漁港の環境整備を推進する。
- ②漁村における漁業集落排水施設等の生活環境改善対策等を推進する。

補助率

1/2等

補助対象者

地方公共団体、水産業協同組合

問い合わせ先

水産庁計画・海業政策課 03-3502-8491

地域共創・セクター横断型カーボンニュートラル技術開発・実証事業

事業内容

①地域・省庁間連携によるセクター横断型脱炭素技術の開発・実証

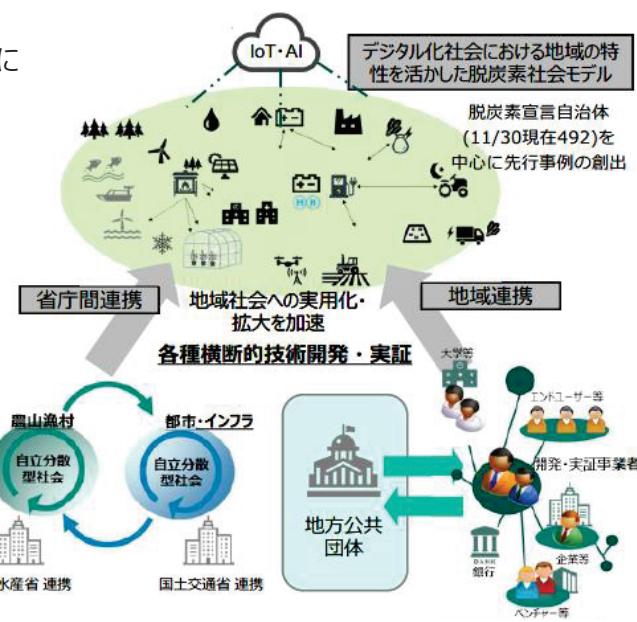
農村・漁村等における再エネ導入や建築物の省エネ化等、新たな社会インフラの整備のため、関係省庁との連携により 地域脱炭素化に向けてクリティカルな課題設定を行う。

②技術シーズ・ボトムアップ型の技術開発・実証

開発費用等の問題から、民間の自主的な取組だけでは 十分に進まない技術開発・実証を対象に支援する。

③スタートアップ企業に対する事業促進支援（スタートアップ枠）

創造的・革新的な技術を有する事業者を支援することで、2030年目標等の達成に資する新規産業の創出・成長を図る。



補助率

補助事業(1/2、定額)・委託事業

補助対象者

民間事業者・団体・大学・研究機関等

問い合わせ先

環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室 0570-028-341
北海道地方環境事務所 地域脱炭素創生室 011-299-2460

事業内容

デジタル化された安全・安心な衛生環境に対応するため、エネルギー消費に伴うCO2削減を実現した新しいライフスタイルに資する技術・システムの実用化に向けた実証事業等を行う。

補助対象物

安全・安心な社会を構築する革新的環境衛生技術・システムの実用化に向けた実証事業 等

補助率

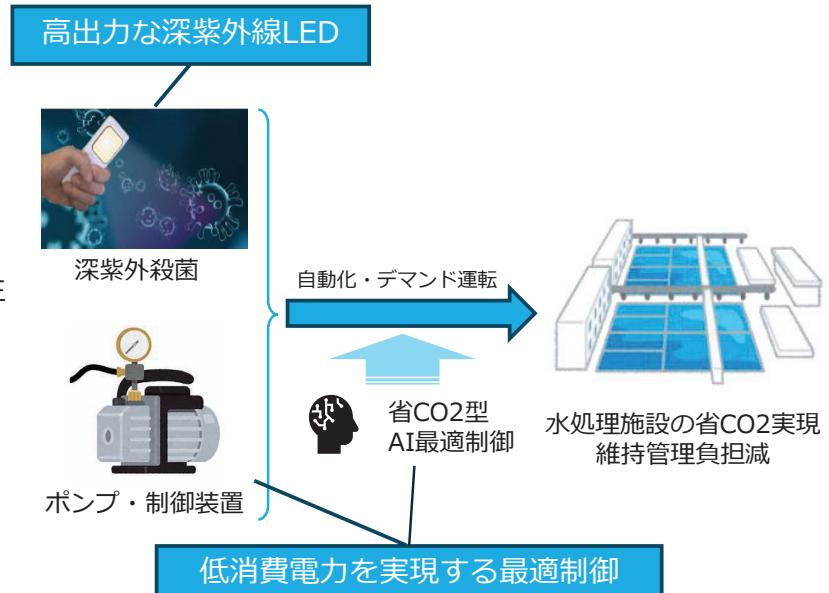
委託、補助1/2

補助対象者

民間事業者・団体等

問い合わせ先

環境省 地球環境局地球温暖化対策課地球温暖化対策事業室 0570-028-341
北海道地方環境事務所 地域脱炭素創生室 011-299-2460



水処理施設、空調設備等において、消費電力最適化等による既存インフラのグリーン化と環境衛生の高度化を推進



事業内容

中小企業・小規模事業者等の生産性向上や持続的な貢上げに向けた新製品・新サービスの開発に必要な設備投資等を支援します。

補助対象経費

＜共通＞機械装置・システム構築費（必須）、技術導入費、専門家経費、運搬費、
クラウドサービス利用費、原材料費、外注費、知的財産権等関連経費
＜グローバル枠のみ＞海外旅費、通訳・翻訳費、広告宣伝・販売促進費

申請枠・補助上限額・補助率

申請枠	要件	補助上限額 ※1	補助率 ※3
製品・サービス 高付加価値化枠	革新的な新製品・新 サービスの開発による高 付加価値化	5人以下 750万円 (850万円) 6~20人 1,000万円 (1,250万円) 21~50人 1,500万円 (2,500万円) 51人以上 2,500万円 (3,500万円)	※2 中小：1/2 小規模・再生：2/3
グローバル枠	海外事業の実施による 国内の生産性向上	3,000万円 (3,100万円~4,000万円)	中小：1/2 小規模：2/3

※1：大幅貢上げ特例措置適用の場合は、補助上限額を100~1,000万円上乗せ

※2：従業員規模で補助上限額異なる

※3：最低賃金引上げ特例の場合は、補助率を2/3に引上げ（小規模・再生事業者は除く）

問い合わせ先

ものづくり補助金事務局サポートセンター 050-3821-7013

北海道経済産業局 産業技術革新課 011-709-5441

参考URL：<https://portal.monodukuri-hojo.jp/index.html>

事業内容

省エネルギー、新エネルギー、水素・アンモニア・合成燃料等の次世代エネルギーや資源循環産業における技術開発や実証研究、製品・サービス開発や事業化を支援する。

補助対象事業

- 道内事業者による環境関連の技術開発や実証等で、次のいずれかを満たす事業
 - 道内の大学、高等専門学校、公設試験研究機関のいずれかと連携して行う技術・サービス開発及び実証研究
 - 道内事業者が有する技術や開発した製品・サービスを核として複数事業者がコンソーシアムを組んで連携した実証等
- 道内事業者（単独）による環境関連の製品・サービスの開発とその事業化のための事業
 - 製品、サービスの有効性、環境影響調査や、コスト算定等を目的とした試作品の作成や改良
 - ①に併せて行う収益性及び販路等のマーケティングを目的とした市場調査

補助率

- 2/3 以内（上限1,000万円）
- 2/3 以内（上限300万円）

補助対象者

- 道内事業者（法人・NPO）
- ①を含む共同体（要コンソ協定）

問い合わせ先

北海道 経済部 GX推進局 GX推進課 新産業係
011-204-5668

補助対象事業イメージ

1. 技術や製品、サービスの開発・実証

環境・エネルギー関連機器の開発、試作、実証の経費を補助します。

- ・積雪寒冷地型ソーラーカーポートの開発
- ・太陽光、地中熱ヒートポンプを融合した農業ハウスの開発
- ・HEMSを活用した高断熱型省エネ住宅の開発、データ取得試験



2. 技術や製品の改良、コスト算定、サービスの効果検証を目的とした実証

開発した環境・エネルギー関連機器、試作品の改良や性能・効果検証の経費を補助します。

- ・積雪寒冷地型ソーラーパネル、架台の改良、強度・耐用試験
- ・積雪寒冷地型 地中熱ヒートポンプの省エネ効果の検証試験
- ・強風に適した風力発電機の改良、実証試験



3. 道外の製品・技術・サービスを道内に導入・事業化するための実証・市場調査

道外で開発された技術・製品・サービスを道内に導入するために必要な改良、効果検証のために行う実証試験、市場調査の経費を補助します。

- ・積雪寒冷地型EVの開発、走行試験
- ・低温時にも蓄電効率が持続する高性能な蓄電池の開発
- ・太陽光、風力発電、木質バイオマス等を組み合わせた自立分散型エネルギーシステム実証試験
- ・地域密着型小規模発電事業に向けた市場調査



成長型中小企業等研究開発支援事業（Go-Tech事業）

事業内容

中小企業等が主体となり、大学や公設試、他民間企業と連携して実施する、事業化につながる可能性の高い研究開発、試作品開発及び販路開拓の取組を最大3年間支援します。

補助対象経費

物品費（設備備品、消耗品など）、人件費・謝金、旅費、その他（外注費、技術導入費、マーケティング調査費、賃貸借賃費など）、委託費、間接経費

申請類型・補助上限額・補助率

通常枠 中小企業等が大学・公設試、企業と連携して行う研究開発を支援。	単年度4,500万円以下 2年度 合計7,500万円以下 3年度 合計9,750万円以下	・中小企業者等 ⇒2/3以内 ・大学・公設試等 ⇒定額（ただし、 2/3適用の場合 有り）
出資獲得枠 通常枠で研究開発する中小企業等で、事業開始から事業終了後1年間までの間、当該研究開発プロジェクトに関して、ファンド等の出資者からの出資を受けることが見込まれる事業者を支援。	単年度1億円以下 2年度合計2億円以下 3年度合計3億円以下	・中小企業者等 ⇒2/3以内 ・大学・公設試等 ⇒定額（ただし、 2/3適用の場合 有り）

自社の「強み」を活かした研究開発計画の作成



問い合わせ先 北海道経済産業局 産業技術革新課 011-709-5441

参考URL : <https://www.chusho.meti.go.jp/support/innovation/2025/250217kobo.html>

事業内容

道内中小企業等が、人口減少に伴う市場の縮小やゼロカーボン、デジタルトランスフォーメーションといった新たな社会経済情勢の変化に対応するため、マーケティングやコンサルタント等招へい、人材育成・確保や商品開発など競争力強化に向けた取組を支援する。

補助対象物

マーケティング支援、コンサルタント等招へい支援、産業人材育成・確保支援、市場対応型製品開発支援の補助

補助率

1/2
上限額あり

補助対象者

道内の中小企業者等

問い合わせ先

北海道 経済部 産業振興局 産業振興課 011-204-5311

※現時点で令和7年度事業が未定のため、上記は、令和6年度公募内容をもとに記載しています。

地域新エネルギー導入アドバイザー制度

事業内容

地域が主体となって行う水力発電を中心とした新エネルギーの導入計画の検討・建設・運営管理全般についてアドバイスを行う。

支援対象者

道内市町村、公共性を有する団体

対象となる新エネルギー

水力発電、太陽光発電、風力発電、バイオマス発電など

その他

無償で流速計機器の貸出しを行っています。

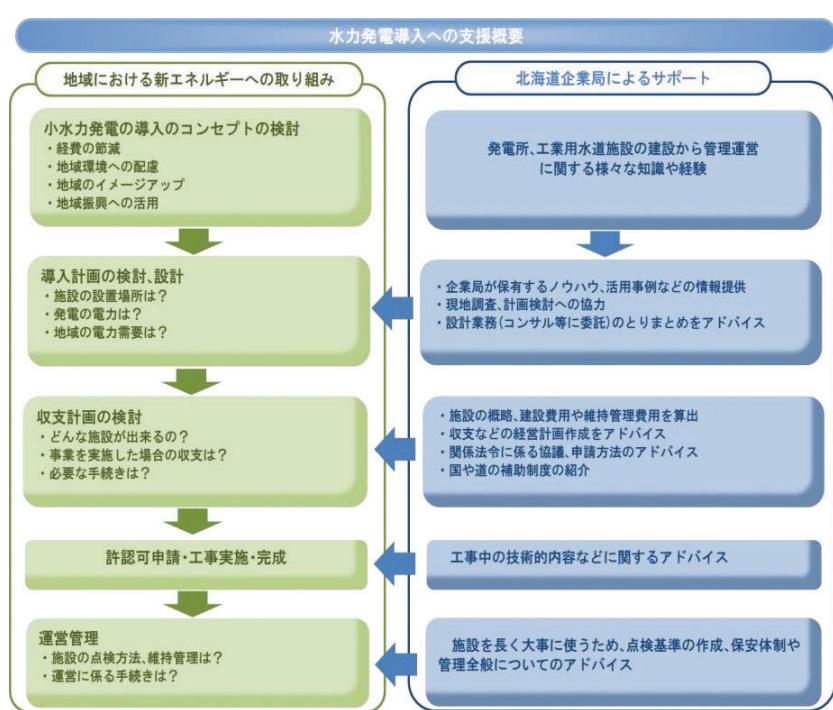


問い合わせ先

北海道 企業局 発電課 企画開発係
011-231-4111 (内線32-757)



URL : <https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kg/htd/adviser.html>



事業内容

2050年度カーボンニュートラルの実現には、民間企業による脱炭素化投資の加速が不可欠なため、生産工程等の脱炭素化と付加価値向上を両立する設備の導入に対して、税額控除又は特別償却の措置をする。

対象設備

事業所等の炭素生産性（付加価値額／エネルギー起源CO₂排出量）を相当程度向上させる計画必要となる設備。

※対象設備は、機械装置、器具備品、建物附属設備、構築物、車両（国土交通大臣が定める鉄道車両に限る。）であり、設備単位で事業所の炭素生産性を1%以上向上させるもの。

※ただし、広く一般に流通するLED等の照明設備及びエアコンディショナー（使用者の快適性を確保するために使用されるものに限る。）は税制措置の対象外。

措置の内容

中小企業者等（租税特別措置法第10条の5第9項第1号に規定する中小事業者又は同法第42条の12第6項第1号に規定する中小企業者）

3年以内に炭素生産性**17%**以上向上：税額控除**14%**又は特別償却50%

3年以内に炭素生産性**10%**以上向上：税額控除**10%**又は特別償却50%

中小企業者等以外の事業者

3年以内に炭素生産性**20%**以上向上：税額控除**10%**又は特別償却50%

3年以内に炭素生産性**15%**以上向上：税額控除**5%**又は特別償却50%

認定期間

令和8年3月31日まで（認定を受けた日から同日以後3年を経過する日までの間に、対象設備を取得又は製作若しくは建設をし、国内にある認定事業者の事業の用に供する必要）

問い合わせ先

北海道経済産業局 環境・資源循環経済課 011-709-1754

参考URL：https://www.meti.go.jp/policy/economy/kyosoryoku_kyoka/cn_zeisei.html

金融機関を通じたバリューチェーン脱炭素化推進のための利子補給事業

事業内容

○地域脱炭素融資促進利子補給事業

※金融機関を通じたバリューチェーン脱炭素化推進のための利子補給事業における継続案件のみ

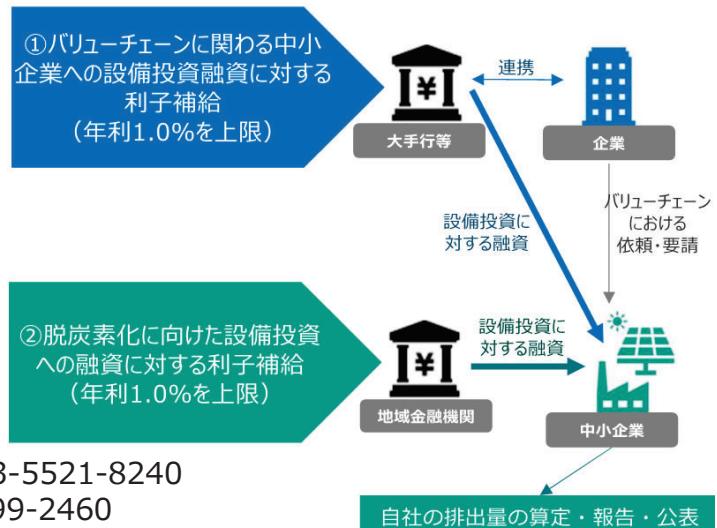
○バリューチェーン脱炭素促進利子補給事業

①バリューチェーンにおける排出量の把握、削減計画の策定等について企業と連携して取り組む金融機関を対象に、バリューチェーンに関わる中小企業等の脱炭素に資する設備投資に対する融資について、当該融資先企業による自社の排出量の算定・報告・公表等を条件に、年利1.0%を限度に利子補給を行う。

②排出量算定を含む取引先の脱炭素化支援に取り組む地域金融機関を対象に、脱炭素に資する設備投資を行う中小企業等に対する融資について、融資先企業による自社の排出量の算定・報告・公表等を条件に、年利1.0%を限度に利子補給を行う。

補助対象物

脱炭素に資する設備投資に対する融資



補助率

利子補給利率：年利1.0%を限度

補助対象者

金融機関

問い合わせ先

環境省 大臣官房 環境経済課 環境金融推進室 03-5521-8240
北海道地方環境事務所 地域脱炭素創生室 011-299-2460

事業内容

中小企業者等の経営基盤の強化、事業の活性化を図るために、「中小企業総合振興資金融資制度」の推進に必要な資金を金融機関に預託して、中小企業者等に対する融資を促進する。

融資対象

- ・省エネルギー・新エネルギー、環境負荷の低減を図る施設等を導入する中小企業者
- ・省エネ・新エネなど環境産業に係る新技術等の事業化を図る中小企業者

対象貸付：ライフステージ対応資金 ステップアップ貸付【政策サポート】（環境・エネルギー）

融資金額

1億円以内

融資利率・期間

1.1～1.7%

1年超10年以内（うち、据置1年以内）

問い合わせ先

北海道 経済部 地域経済局 中小企業課 金融係 011-204-5346

※現時点で令和7年度事業が未定のため、上記は、令和6年度公募内容をもとに記載しています。

メザニン支援事業

事業内容

- 優良な民間都市開発プロジェクトについて、特に調達が困難なミドルリスク資金等の供給の円滑化を図るため、安定的な金利で長期に資金調達ができる仕組みを平成23年度に創設。
- 民都機構が政府保証で資金を調達し、民間事業者に対して貸付又は社債取得により支援。



対象区域

- ・都市再生緊急整備地域（特定都市再生緊急整備地域を含む）
- ・都市再生整備計画の区域

対象事業

- ・国土交通大臣の認定を受けた事業であること
- ・広場、緑地等の公共施設整備を伴うこと
- ・事業区域面積が原則1ヘクタール以上であること※1
- ・都市利便施設（駐車場、防災備蓄倉庫等）の整備を伴うこと
- ・環境に配慮した建築物であること（CASBEE Aクラス以上等）※2※3
- ・省エネ基準に適合していること

支援限度額

次のうち、いずれか少ない額

- ①総事業費の50%
- ②公共施設等※4の整備費
(特定都市再生緊急整備地域内は、公共施設等 + 整備計画に記載された国際競争力強化施設※5の整備費)

※1 都市再生整備計画の区域では原則0.2ha以上であること。

※2 都市再生整備計画の区域では、必須要件でない。

※3 期限20年超の支援については、BELSを取得のうえ、第三者委員会において環境性能が良好と認められた民間都市開発事業が対象となる。

※4 公共施設のほか、都市利便施設、建築利便施設及び情報化基盤設備の整備費用を対象とする。

※5 外国語対応の医療・教育・保育施設、国際会議場施設、研究開発促進施設（新規事業創出促進施設（床面積1,000m2以上の施設）を含む。

対象事業者

民間事業者

問い合わせ先

国土交通省 都市局 まちづくり推進課 03-5253-8111

事業内容

脱炭素・資源循環・ネイチャーポジティブの実現を目的とし、自治体・企業・団体・消費者等と連携を図りながら「デコ活」（新しい豊かな暮らしを創る国民運動）を推進する。

「新しい豊かな暮らし」を支える製品・サービスを社会実装するためのプロジェクトの展開や、地球温暖化推進法に基づく普及啓発推進、ナッジ×デジタルによるライフスタイル転換促進の実証等を実施する。

補助対象物

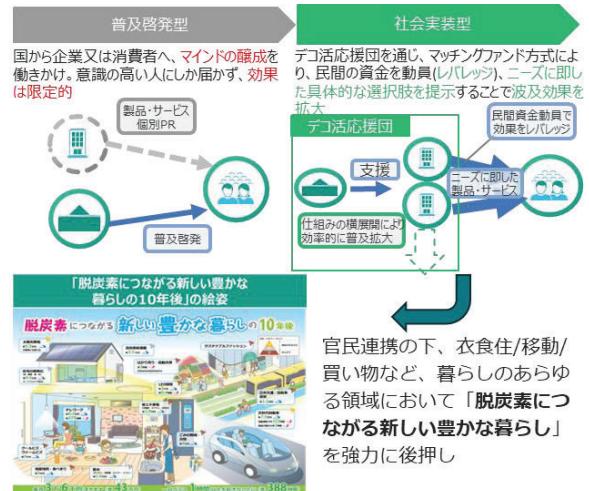
デコ活推進にかかる社会実装

補助率

定額、5/10

補助対象者

地方公共団体、民間企業・団体



従来の「普及啓発型」から、自治体・企業・団体等と連携して、消費者の行動変容を図る「社会実装型」の取組中心へとシフト

問い合わせ先

環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 脱炭素ライフスタイル推進室(デコ活応援隊) 03-5521-8341
北海道地方環境事務所 地域脱炭素創生室 011-299-2460

高度無線環境整備推進事業

事業内容

5G・IoT等の高度無線環境の実現に向けて、条件不利地域において、地方公共団体、電気通信事業者等による、高速・大容量無線通信の前提となる伝送路設備等の整備を支援。具体的には、無線局エントランスまでの光ファイバを整備する場合に、その整備費の一部を補助する。

補助対象物

伝送路設備、局舎（局舎内設備を含む。）等

補助対象者

直接補助事業者：自治体、第3セクター、一般社団法人等

間接補助事業者：民間事業者

補助率

実施主体等により、4/5～1/3



問い合わせ先

北海道総合通信局 情報通信振興課 011-709-2311(内4714) chiiki-s@soumu.go.jp

事業内容

環境負荷の低減に資する新たな道内炭の活用方法に関する研究の促進やこうした研究動向などに対する道民への理解促進を図る。

補助対象物

道内産炭地域の炭層（炭層そのもののほか、炭層に含まれる資源、炭層に設けられた坑道等の資産を含む。）を活用した環境負荷の低減に資するクリーンコール技術の実証試験に要する経費

補助率

1/2以内

補助対象者

石炭層を有する市町村や民間企業、研究機関等を含むコンソーシアム

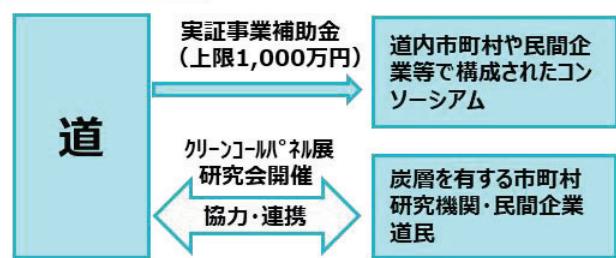
特筆すべき要件等

事業計画の募集等は別途お知らせします。

問い合わせ先

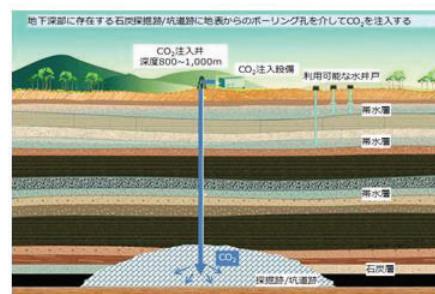
北海道 経済部 資源エネルギー局 資源エネルギー課
産炭地振興係 011-204-5321

実施イメージ



補助対象となる実証試験の例

- 炭層メタンガス生産・利活用技術
- 石炭地下ガス化技術
- 二酸化炭素回収・利用・貯留技術 など



脱炭素移行に向けた二国間クレジット制度（JCM）促進事業のうち

二国間クレジット制度（JCM）資金支援事業（設備補助事業等）

事業内容

JCMパートナー国への優れた脱炭素設備等の導入、再エネ水素利活用等の促進を支援することにより、途上国の脱炭素社会への移行に向けたJCMプロジェクト等を支援します。

①JCM設備補助事業

JCMパートナー国に優れた脱炭素設備等を導入するJCMプロジェクトに対する資金支援等を実施する。

②水素等新技術導入事業

JCMの対象技術の拡大及び持続可能な発展のため、JCMパートナー国（特に新規パートナー国）における新たな脱炭素技術の導入促進のための事業を実施する。

補助率

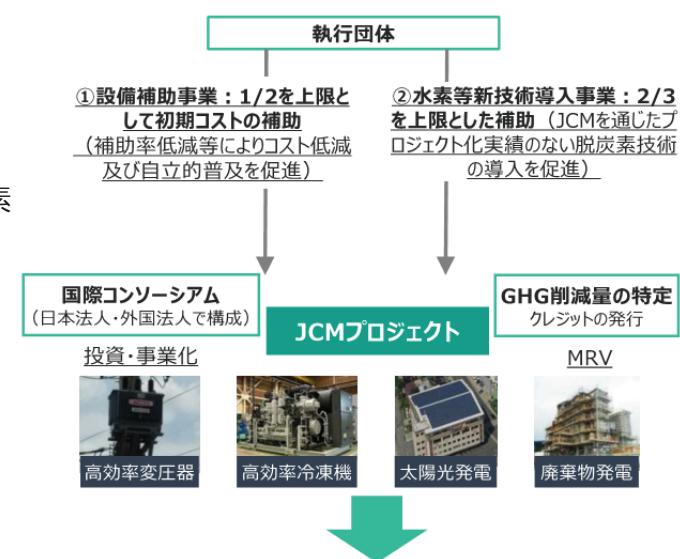
- ① 1/2以内
- ② 2/3以内

補助対象者

民間事業者・団体

問い合わせ先

環境省 地球環境局 国際脱炭素移行推進・環境インフラ担当参事官付JCM推進室 03-5521-8246
北海道地方環境事務所 地域脱炭素創生室 011-299-2460



「地球温暖化対策計画」、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」のJCM関係目標（累積1億トン削減量）の達成

事業内容

本事業では、グリーンファイナンス市場における新規市場参加者の裾野拡大やグリーン性の担保とともに、ESG金融の普及・実践に取り組む。

(1) グリーンファイナンス市場環境整備事業（委託）

- ・国内外の市場動向、取組事例や手法等の収集・分析、情報発信、市場整備方策検討

- ・金融機関の投融資先排出量算定・削減方策検討・開示促進

(2) グリーンファイナンス市場拡大促進事業（委託・補助）

- ・グリーンボンド等の発行支援を行う者を登録するサポートーズ制度の運営

- ・資金調達時の追加的外部レビュー費用等の補助

(3) ESG地域金融実践促進事業（委託）

- ・地域金融機関が直面する経営課題の調査・分析、個別のコンサル支援による

- 優良事例創出、普及啓発

(4) ESG金融主流化事業（委託）

- ・ESG金融に関する統一的な情報発信や優良事例の展開



補助率

間接補助事業（補助率：外部レビュー費用 3/10又は6/10、
コンサルティング費用 5/10、上限：20百万円）

補助対象者

民間事業者・団体等（登録を受けた調達支援者）

問い合わせ先

環境省 大臣官房 総合環境政策統括官グループ 環境経済課 環境金融推進室 電話：03-5521-8240
北海道地方環境事務所 地域脱炭素創生室 011-299-2460

データセンター等の地方分散によるデジタルインフラ強靭化事業

事業内容

社会経済のデジタル化に伴い、「インフラのインフラ」として、我が国の持続的な発展を確保するために必要不可欠な礎となっているデジタルインフラを強靭化し、我が国の耐災害強化及び地域のDXの促進等に向けて、東京圏等に集中するデータセンターの地方分散を推進するため、民間事業者によるデータセンター整備を支援。

補助対象物

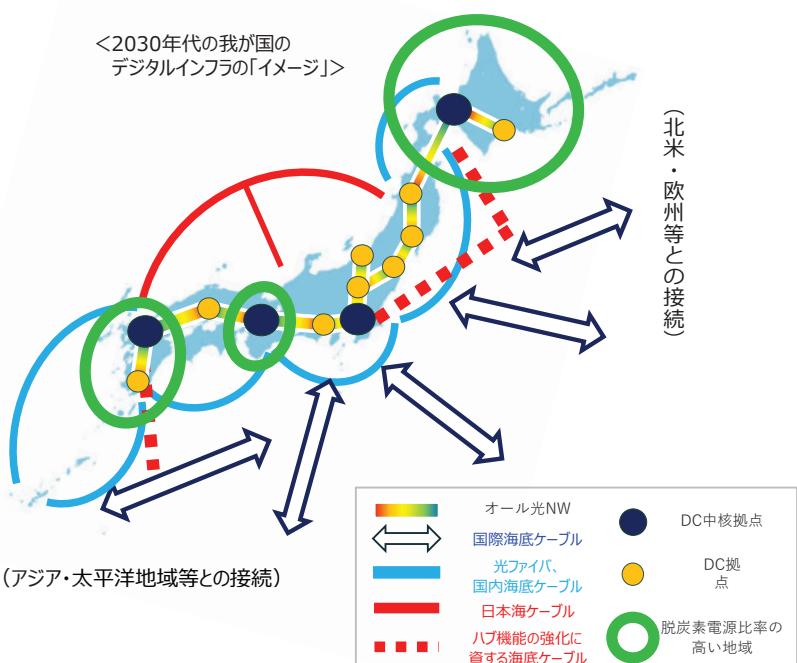
データセンター、海底ケーブル陸揚局舎、IX
(東京圏、大阪圏以外のものに限る)

施策の効果

情報通信ネットワークの冗長性・信頼性の向上
諸外国に対する依存回避、優位性の確保 等

令和6年度補正予算額

120億円



問い合わせ先

北海道総合通信局 電気通信事業課 011-709-2311(内4703) jgo-hokkaido@soumu.go.jp

事業内容

地域における温泉熱等の有効活用に向けた検討を自主的に進める団体を対象に、専門家派遣や勉強会等を実施するための支援事業を行うことにより、地域が主体となった温泉熱等の有効活用の全国的な普及展開を推進します。



支援対象

地域における地域主体の（もしくは地域と連携した）温泉熱利用を目指す団体

※組合・温泉事業者単独等、実施体制は問いませんが、本事業は、あくまで「地域事業の支援」をすることを目的とした事業です。民間・自治体の別は、問いません。

※過年度事業採択団体も支援対象となります。支援希望内容等によっては、過年度事業採択団体を対象とした「フォローアップ支援（支援回数：1回）」での対応となる場合がございます。詳しくは参考URLより公募要領をご確認ください。

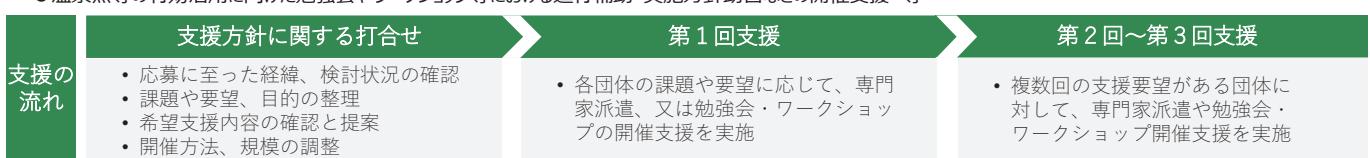
支援内容（例）

○専門家派遣

- 温泉熱ボテンシャルや熱需要量の把握方法等の検討や、具体的な温泉熱等有効活用のためのアクション・プランの策定・事業化検討に向けた技術的助言
- 温泉熱のボテンシャルや活用方法等や既に温泉熱を活用している施設等における課題への助言
- 対象地域に適すると思われる熱利用方法の助言、導入効果の概算 等

○勉強会/ワークショップ開催支援

- 温泉熱等の有効活用に向けた勉強会やワークショップ等における進行補助・実施方針助言などの開催支援 等



問い合わせ先

環境省自然環境局自然環境整備課温泉地保護利用推進室 03-5521-8280

(応募先) 株式会社総合設備コンサルタント 環境・エネルギーソリューション部 03-5453-3057

(参考URL) https://management01.com/wp/onsen_concierge_application_r7



卷末 ゼロカーボン北海道の取組

参 考

地球温暖化防止活動推進センター

JCCA
Japan Center for Climate Change Actions

全国地球温暖化防止活動推進センター
Japan Center for Climate Change Actions

本文へ | 文字 標準 | 大 | English | よくあるご質問 | お問い合わせ | 検索する

JCCAについて | 活動を知る | 調査研究 | 出前講座 | お役立ちツール | 温暖化を知る | お知らせ

地球の未来のために、 いま行動しよう。

©Tomo Akiyama

じゅっか
JCCA（全国地球温暖化防止活動推進センター）は地球温暖化対策に関する普及啓発活動を促進しています。家庭や地域、日本や世界で行われてる地球温暖化防止に寄与する活動を紹介します。



全国地球温暖化防止活動推進センターは、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下、「温対法」という。）の第三十九条に基づいて指定されている、地球温暖化対策に関する普及啓発を行う組織です。HPには、教材等で使える図表や素材、パンフレット等が掲載されています。

全国地球温暖化防止活動推進センター HP :<https://www.jccca.org/>

温対法の第三十八条は地域地球温暖化防止活動推進センターについての条項となっており、北海道では、公益財団法人北海道環境財団が指定を受けています。

(公財) 北海道環境財団 HP : <https://www.heco-spc.or.jp/>

参 考

地方公共団体実行計画策定・実施支援サイト

https://www.env.go.jp/policy/local_keikaku/



地球温暖化対策の推進に関する法律に基づいて、地方公共団体が策定することとなっている「地方公共団体実行計画」を策定するにあたって必要な情報を提供するHP。

計画策定にあたって必要な考え方、マニュアルや排出要因分析に活用可能な按分法による現況推計を分析データを環境省が実施して、各市町村ごとにまとめた「自治体排出量カルテ」等のツール等も掲載されている。

REPOS 再生可能エネルギー情報提供システム

<https://repos.env.go.jp/>



2025年3月リニューアル！

再エネ関連情報の提供により、再生可能エネルギーの導入促進検討支援を行うポータルサイト。

地域脱炭素の実現に向けた検討にあたり、再エネポートフォリオの把握や再エネ導入目標設定、計画策定、促進区域の検討をREPOSが支援します。

参考

再生可能エネルギー導入支援サイト

<https://ondankataisaku.env.go.jp/re-start/company/>



再エネの導入方法や、最新おすすめ情報、再エネを導入された方の事例などを見ることができる。

地球環境を守る再生可能エネルギー導入の第一歩
現在は簡単に導入できるサービスがたくさんあります。こちらでは代表的な導入方法をご紹介します。



参考

観光地域づくりNAVI 2024-2025

～地域で活用できる観光振興ガイドブック～

<https://www.tb.mlit.go.jp/hokkaido/bunyabetsu/kankou/tiiki/navi/index.html>



北海道地区における国の管区機関等において、脱炭素以外も含めて観光振興に活用することができる事業をとりまとめた、「観光地域づくりNAVI 2024-2025～地域で活用できる観光振興ガイドブック～」を作成し、北海道運輸局のHPにて公開しております。

北海道の観光振興に取り組まれている皆様に、様々な支援制度を積極的にご活用いただきたいと考えていますので、こちらもぜひご覧ください。

ゼロ北テラス

～市町村向け脱炭素よろず相談窓口～

●総括窓口 北海道地方環境事務所 地域脱炭素創生室

TEL : 011-299-2460

Mail:CN-HOKKAIDO@env.go.jp

北海道総合通信局

情報通信部電気通信事業課

TEL : 011-709-2311(内4703)

Mail:jgo-hokkaido@soumu.go.jp

北海道森林管理局

総務企画部企画課

TEL : 011-622-5228

Mail:h_kikaku@maff.go.jp

北海道農政事務所

企画調整室

TEL : 011-330-8801

Mail: hokkaido_kikaku@maff.go.jp

北海道開発局

開発監理部開発連携推進課

TEL : 011-709-2311(内5455、5419)

Mail:hkd-ky-zerocarbon@gxb.mlit.go.jp

北海道経済産業局

資源エネルギー環境部

資源エネルギー環境課

TEL : 011-709-2311(内2702、2703)

Mail: hokkaido-shigen@meti.go.jp

北海道運輸局

交通政策部環境・物流課

TEL : 011-290-2726

Mail: hkt-kanbutsu-sa1tsu@gxb.mlit.go.jp

開発建設部	名称	電話	e-mail
札幌開発建設部 地域連携課	地域づくりの相談窓口	011-611-0281	hkd-sp-sakken-81h@gxb.mlit.go.jp
函館開発建設部 地域連携課	地域支援相談窓口	0138-42-7740	hkd-hk-chiikirenkei@gxb.milt.go.jp
小樽開発建設部 地域連携課	地域支援相談窓口	0134-23-8035	hkd-ot-chiiki@gxb.mlit.go.jp
旭川開発建設部 地域連携課	地域づくりに関する相談窓口	0166-32-3079	hkd-as-chiiki@gxb.mlit.go.jp
室蘭開発建設部 地域連携課	地域活力推進窓口	0143-25-7053	hkd-mr-info@gxb.mlit.go.jp
釧路開発建設部 地域連携課	地域支援相談窓口	0154-24-7395	hkd-ks-chiiki@gxb.mlit.go.jp
帯広開発建設部 地域連携課	地域支援相談窓口	0155-24-3195	hkd-ob-katsuryoku@gxb.mlit.go.jp
網走開発建設部 地域連携課	地域支援相談窓口	0152-44-6851	hkd-ab-chiiki@gxb-mlit.go.jp
留萌開発建設部 地域連携課	地域支援相談窓口	0164-42-2395	hkd-rm-chiiki@gxb.mlit.go.jp
稚内開発建設部 地域連携課	地域支援相談窓口	0162-33-1185	hkd-wk-chiiki-81y@gxb.mlit.go.jp

ゼロ北メリス

- ゼロカーボン北海道に関する情報をお届けします。

配信内容

- ① 国の補助事業等の公募情報
- ② 地域脱炭素に関する制度や動向の情報
- ③ 地方支分部局主催のシンポジウム等の情報
- ④ ゼロカーボン北海道タスクフォースの情報 等

登録方法

「氏名」「所属」「登録を希望するメールアドレス」をメールにてお知らせください。

【登録メールの送付先】

送信先 : CN-HOKKAIDO@env.go.jp

【件名】

地方自治体の方 : ゼロ北メリス (地方自治体) 登録希望

民間事業者の方 : ゼロ北メリス (民間事業者) 登録希望

参考URL : http://hokkaido.env.go.jp/earth/post_124.html

御意見・お問合せ先

- 本ハンドブックにつきまして、御意見・お問合せがありましたら、以下のアドレスまで御送付ください。

●送付先 北海道地方環境事務所 地域脱炭素創生室

TEL : 011-299-2460

Mail:CN-HOKKAIDO@env.go.jp

★「こういったところがよかったです」といった御意見もお待ちしております！